

第6次斜里町総合計画

Shari Town The 6th General Plan

平成 26 年度～平成 35 年度
(2014-2023)

みどりと人間の調和を求めて
Looking for good harmony of green and human being

わたくしたちは、秀峰斜里岳を仰ぎ
雄大なオホーツクと知床の自然にはぐくまれた
斜里の町民です。

わたくしたちは、先人が未開の地にいとんだ
開拓の魂をうけつぎみんなで手をたずさえ
産業の発展と平和で明るい豊かなまちを築くため
責任と誇りをもってこの町民憲章を定めます。

本文	説明
1. 元気で働き、みんなで 豊かなまちをつくりましょう。	心もからだも健康でくらしましょう。 働くことに誇りと喜びをもちましょう。 生産の技術を高め、産業の発展につとめましょう。 お互いの立場を理解し、明るい職場をつくりましょう。
1. きまりを守り、みんなで 明るいまちをつくりましょう。	時間を守り、他人に迷惑をかけないようにしましょう。 交通規則を守り、事故のないまちにしましょう。 礼儀正しく規律ある生活をしましょう。 明るく正しい選挙をしましょう。
1. 親切をつくし、みんなで 平和なまちをつくりましょう。	お互いに親しみ、助け合いましょう。 子どもを愛し、老人をいたわり、円満な家庭をつくりましょう。 旅行者をあたたかくむかえましょう。 暴力をなくし、住みよいまちをつくりましょう。
1. 自然を愛し、みんなで 美しいまちをつくりましょう。	町花を愛し、保存しましょう。 環境を美化し、清潔なまちにしましょう。 知床の自然をまもりましょう。 みんなで使う施設は、よごさずたいせつにしましょう。
1. 文化を高め、みんなで 楽しいまちをつくりましょう。	スポーツを楽しみ、じょうぶなからだをつくりましょう。 郷土にふさわしい衣食住のくふうをしましょう。 文化財をだいに保護しましょう。 ゆきとどいた教育環境をつくりましょう。

斜里町自治基本条例
前文

平成 25 年 4 月 1 日施行

わたくしたちのまち斜里町は、知床の厳しくも豊かな自然のもとで、幾多の困難を乗り越えてきた先人たちが、たゆまぬ努力と英知によって築いてきました。

また、昭和 43 年に町民の総意として制定された斜里町民憲章は、わたくしたちが日常生活で守るべき規範として息づき、加えて、「みどりと人間の調和を求めて」をまちづくりの理念として掲げ、世界自然遺産のまちとしてその歩みを進めています。

わたくしたちを取り巻く自治の環境が、地方分権から地域の自主性及び自立性を高めるための改革に向かうなど、大きく変わりゆく中においても、先人の築いた斜里町を、さらに発展させ、次の世代に継承していかなければなりません。

そのためには、人と人とのつながりと地域の絆を大切にし、様々な価値観を認め合って、信頼関係を高めながら、まちづくりをすすめていくことが必要です。

町民一人ひとりが自分たちの地域は自分たちで治める自治の精神にのっとり、積極的にまちづくりに参画し、みんなで手をたずさえて住みよい斜里町を築くため、自治の最高規範として、わたくしたちは、ここに斜里町自治基本条例を制定します。

「幸せを実感できる 住みよいまちづくり」をめざして

平成 17 年度に策定した「第 5 次総合計画」が平成 25 年度で終了し、この間、少子高齢化や人口減少社会の到来など、近年の社会経済情勢は急激に変化しており、さらに、異常気象による自然災害への対応や地域コミュニティ意識の低下など、新たに対処すべき問題も起きています。

これら社会の潮流や課題を見据え、斜里町では、町民の皆様が安心して快適な生活をおくることができるため、そして、幸せを実感できる住みよいまちづくりを進めるため、この度、平成 26 年度を初年度として、平成 35 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 6 次斜里町総合計画」を策定いたしました。

この計画は、昨年 4 月に施行された斜里町自治基本条例の理念である「情報共有・町民参加・協働」、そして、町民憲章の「みんなでつくりましょう」の精神に基づき策定した計画です。この計画の策定にあたっては、基本条例の趣旨に基づいて設置された策定委員会において、計画策定の最初の段階から町民委員と行政委員とが協働し計画を練り上げ、議会審議を含め 1 年半余り協議を重ねてきました。

私たちが住んでいる斜里町は、まさに住み続けたいまち、住んでみたいまち、訪れてみたいまちであり続けなければならない、そして、将来を担う子供たちが、「このまちに生まれてきてよかった」と思える町であり、斜里町を離れた人にとっても、生まれ育った故郷に誇りを持ってもらえるようなまちづくりを進めていかなければなりません。

この計画を着実に推進するためには、町民の皆様と行政がまちづくりの目標を共有し、ともに知恵を出し、ともに行動することが何よりも重要であります。町民の皆様には、今後とも一層のご指導、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、アドバイザーとして御指導を賜りました北海道大学公共政策大学院教授山崎幹根氏、策定作業に携わっていただきました策定委員の皆様、そして、町民アンケート調査やパブリック・コメントなどで貴重な御意見、御提言を頂きました多くの皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成 26 年 6 月

斜里町長 馬 場 隆

目 次

I. 計画の基本的事項…………… 005

I－1. 計画の名称 ……………	006
I－2. 計画策定の目的 ……………	006
I－3. 計画の位置付け ……………	007
I－4. 計画の期間 ……………	008
I－5. 計画の構成 ……………	008
I－6. 計画策定の方法と経緯 ……………	009
I－7. 計画の進行管理 ……………	011
I－8. 計画の変更 ……………	012

II. 社会情勢ならびに現状と課題… 013

II－1. 斜里町をとりまく社会情勢と時代の潮流 ……	014
II－2. 斜里町の現状と課題 ……………	016
II－3. 斜里町の財政状況 ……………	018

III. 基本構想…………… 019

III－1. 計画の全体像 ……………	020
III－2. 基本理念と基本テーマ ……………	021
III－3. 7つの基本目標と20の政策 ……………	022
III－4. 財政計画 ……………	025
III－5. 重点プロジェクト ……………	027
III－6. 計画の体系図 ……………	032
III－7. 計画全体の主要指標 ……………	034

IV. 基本計画……………037

1. 自然と共に生きることができる住みよいまちをめざす …… 039
 - 1-1 人と自然が共生する豊かな環境づくりの推進 …… 041
 - 1-2 持続的発展が可能な循環型社会づくりの推進 …… 044
2. 足腰の強い産業をめざす …… 047
 - 2-1 力強い産業基盤の構築 …… 050
 - 2-2 知床しゃりの展開 …… 055
 - 2-3 担い手の育成と確保 …… 058
3. 快適なまちをめざす …… 061
 - 3-1 快適に暮らせる住環境の整備 …… 063
 - 3-2 快適に暮らせる社会基盤の整備 …… 066
4. 安全安心な暮らしをめざす …… 071
 - 4-1 命とくらしを守る防災体制の整備 …… 074
 - 4-2 水を守る安定した上下水道の整備 …… 077
 - 4-3 命を守る消防救急体制の充実 …… 080
 - 4-4 くらしの安全安心の推進 …… 083
5. いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちをめざす …… 085
 - 5-1 いつも元気に安心して暮らせるまちの実現 …… 088
 - 5-2 気持ちの通う高齢者福祉の充実 …… 093
 - 5-3 一緒に支え合う地域福祉の充実 …… 097
 - 5-4 希望を持って子育てできるまちの実現 …… 100
6. 心豊かにつながり学び合うまちをめざす …… 103
 - 6-1 地域とつながる学校教育の推進 …… 106
 - 6-2 地域を支え育てる人材の育成 …… 112
 - 6-3 地域を育む社会教育活動の推進 …… 114
7. 町民が主役になって住みよいまちをめざす …… 121
 - 7-1 地域が輝くつながりのあるまちの実現 …… 123
 - 7-2 社会変化に対応できる健康なまちの実現 …… 127

V. 資料編……………131

I . 計画の基本的事項

I-1 計画の名称

この計画は、「第6次斜里町総合計画」（以下、本計画）と称します。

名称
「第6次斜里町総合計画」

I-2 計画策定の目的

斜里町では、昭和46～53年度の第1次計画、昭和54～60年度の第2次計画、昭和61～平成7年度の第3次計画、平成8～17年度の第4次計画、平成18～25年度の第5次計画と、総合計画に基づく計画的なまちづくりを進めてきました。

しかし、近年、人口減少や少子高齢化の進行、経済の低迷、情報化の進展、東日本大震災の経験、地球温暖化による異常気象や災害の多発、政治経済の一層のグローバル^{*}化など、国内外の社会情勢が大きく変化しています。

また、平成25年4月には、町民が主体的にまちづくりに取り組み、住民自治の進展と協働によるまちづくりの推進を図り、住みよい斜里町を築こうと、斜里町自治基本条例（以下、基本条例）が施行されました。

このような状況の中、次世代に向かって私たちがめざすべきまちの姿やまちづくりの方向性を町民・議会・行政で共有し一緒に取り組んでいくため、そして、基本条例に基づいて総合的かつ計画的な町政運営を図るため、本計画を策定しました。

目的1

めざすべきまちの姿やまちづくりの方向性を町民・議会・行政で一緒に取り組んでいくため

目的2

総合的かつ計画的な町政運営を図るため

I-3 計画の位置付け

第5次総合計画までは地方自治法に基づいて策定されていましたが、平成23年の法改正の結果、策定義務がなくなりました。

しかし、斜里町では、平成25年施行した基本条例によって、総合計画に基づく総合的かつ計画的な町政運営を図っていくことが規定されました。そのため、本計画は、基本条例を根拠に策定される初めての総合計画になります。

また、本計画は、斜里町のまちづくりの方向性をまとめた行政計画であり、斜里町のまちづくりにおける最上位の計画と位置付けられます。

さらに、それぞれの行政分野には、法令に基づく計画や独自に策定した計画など様々なものがありますが、これら個別行政分野における計画の策定、事業の実施にあたっては、基本条例の規定により、本計画と整合することが求められます。従って、本計画は、町政運営の各分野の基本的方向性を示す指針的計画となります。

特徴1

基本条例に基づき策定される初めての総合計画

特徴2

まちづくりの方向性をまとめた行政計画

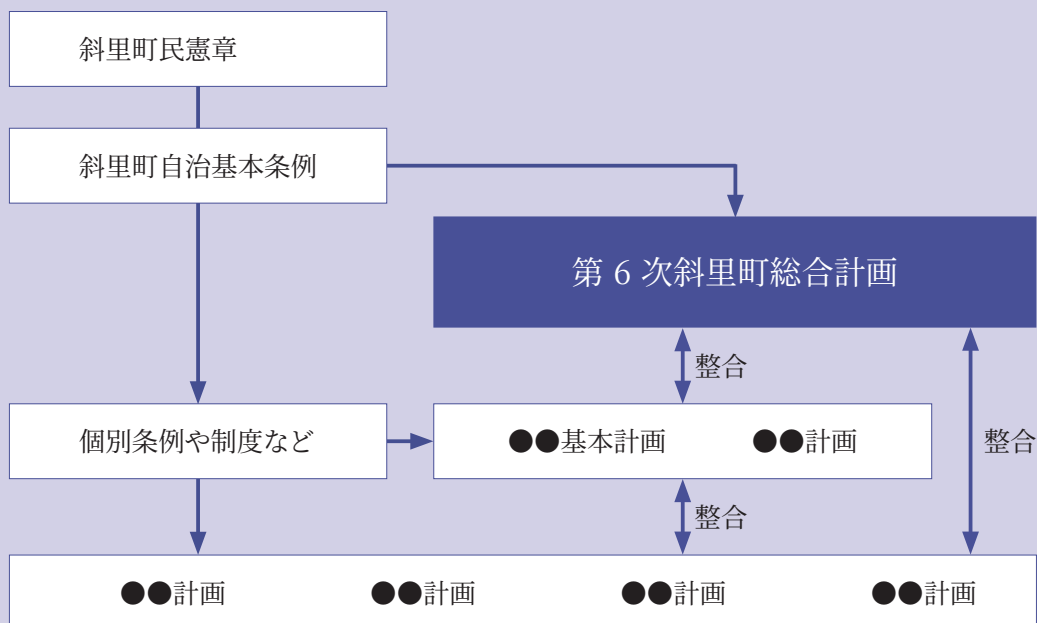
特徴3

まちづくりの最上位計画

特徴4

行政各分野の基本的方向性を示す指針的計画

計画体系概念図



I-4 計画の期間

本計画は、平成 26 年度（2014 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 10 年間を計画期間とします。

計画期間

平成 26 年度～平成 35 年度の
10 年間

I-5 計画の構成

本計画は、「Ⅰ．計画の基本的事項」において、計画の目的や位置付け、期間、策定方法、進行管理など、計画としての基本的な事項を記載しています。

次に、「Ⅱ．社会情勢ならびに現状と課題」において、斜里町が現在置かれている状況を国内外の情勢と町内情勢とに区分し、計画の背景的状况として概観しています。

その上で、計画内容の骨格的な考え方を「Ⅲ．基本構想」で示し、より具体的な政策や施策の内容や考え方を「Ⅳ．基本計画」において記載しています。

そして、最後に「Ⅴ．資料」として策定にあたっての参考資料を掲載しています。

なお、計画内容を「基本構想」と「基本計画」とに区分することは、基本条例によって規定されているものであります。

Ⅰ．計画の基本的事項

名称・目的・位置付け・策定方法・
進行管理など

Ⅱ．社会情勢ならびに現状と課題

国内外、町内の情勢、および財政状況

Ⅲ．基本構想

全体像、基本理念、基本テーマ、基本
目標、政策など

Ⅳ．基本計画

基本施策、単位施策

Ⅴ．資料

参考資料

I-6

計画策定の方法と経緯

本計画は、斜里町総合計画策定委員会設置条例に基づいて設置された、「第6次斜里町総合計画策定委員会（以下、策定委員会）」を中心にして策定作業が進められました。

第5次計画までは、事前に行政側で計画素案を作成し、その素案を町民委員（学識経験者）が審議をする、いわゆる審議会方式でしたが、今回は、基本条例の趣旨を鑑みて町民の参加機会の充実に努めるべく、策定委員会という付属機関を設置し、その中で計画策定の最初の段階から町民選出委員と行政選出委員とが協働して協議を進め、計画を練り上げていきました。

策定委員会は、町民委員 37 名（うち公募委員 13 名、団体推薦委員 24 名）と行政委員 21 名の計 58 名で構成され、第1回全体会議を開催した平成 24 年 11 月 30 日に発足しました。

策定委員会は、斜里町長からの「調査の求め」に応じて、総合計画の基本構想と基本計画を提言書としてまとめ、提言することをその役割としました。

第1回全体会議において、基本条例の原案を作成した「斜里町まちづくり基本条例（仮称）をつくる会」の会長であった三浦勝利さんが委員長に、同会の副会長であった門間哲也さんが副委員長に、それぞれ委員の満場一致で選出されました。

策定委員会には、①計画全体に関することを協議、意思確認、情報共有などを図る、委員全員参加の「全体会議」、②部会長などが集まり、個別部会間の調整などを図る「部会長会議」、③担当分野別の内容を検討する「個別部会」、の3種類の会議が設置されました。

個別部会は、①環境分野を所管する「みどり部会」、②産業分野を所管する「しごと部会」、③ハード的社会基盤を所管する「まちなみ部会」、④主にソフト的生活基盤を所管する「くらし部会」、⑤保健・医療・福祉分野を所管する「いきいき部会」、⑥教育分野を所管する「まなび部会」、⑦その他まちづくり手法・行財政分野を所管する「ちょうみん部会」、の7部会が設置され、委員長、副

第5次計画

審議会方式

- ・行政が素案作成
 - ・審議会で審議
 - ・議会で審議し、基本構想のみを議決
- 策定根拠は地方自治法

第6次計画（本計画）

町民策定委員会方式

- ・策定委員で素案作成
- ・行政と議会とも途中協議
- ・議会で審議し、基本構想と基本計画を議決

策定根拠は基本条例

策定委員会の構成

町民委員 37 名

（公募 13 名、団体＋推薦 24 名）

行政委員 21 名

合 計 58 名

委員会の検討期間

平成 24 年 11 月 30 日

～平成 25 年 12 月 4 日

会議の種類

①全体会議

②部会長会議

③部会（7部会）

- ・みどり部会（環境）
- ・しごと部会（産業）
- ・まちなみ部会（社会基盤）
- ・くらし部会（生活）
- ・いきいき部会（保健福祉医療）
- ・まなび部会（教育）
- ・ちょうみん部会（自治行財政）

委員長を含む全委員がいずれかの部会に所属し、協議を重ねました。

策定委員会は、設置から提言書提出までに、全体会議 4 回、部会長会議 16 回、各部会 14 ～ 19 回、開催され精力的な議論が進められました。

平成 25 年 12 月 4 日に開催された第 4 回全体会議において、策定委員会三浦委員長から馬場町長に対して、提言書が提出されました。提出にあたって三浦委員長からは、「町民が主役・主体となったまちづくりの具現化のために、私たちの議論の経過や思いを踏まえ、提言内容を最大限に尊重してほしい」とのコメントが付されました。

この提言書に基づき、議会と協議を行い、計画原案としてまとめられ、平成 25 年 12 月 27 日から 20 日間のパブリックコメントに諮られました。

パブリックコメントでは、16 件の意見が提出されました。これらの意見を行政内部で検討の結果、原案のとおりとし、平成 26 年 1 月 28 日の 1 月臨時議会に「第 6 次斜里町総合計画」が議案として提出されました。

その後、総合計画審査特別委員会に付託され、平成 26 年 6 月 18 日に議決されました。

会議の開催状況

- ・全体会議 : 4 回
- ・部会長会議 : 16 回
- ・各部会 : 14 ～ 19 回

パブリックコメント結果

- ・募集期間: H25 年 12 月 27 日
～ H26 年 1 月 15 日 (20 日間)
- ・提出意見数: 16 件

議会協議・報告状況等

- ・H24 年 9 月: 策定概要説明
- ・H24 年 10 月: 委員会設置条例
- ・H25 年 3 月: 進捗状況報告
- ・H25 年 6 月: 進捗状況報告、計画体系素案報告、町民アンケート結果報告
- ・H25 年 9 月: 進捗状況報告、施策概要協議
- ・H25 年 11 月: 進捗状況報告、計画草案協議
- ・H25 年 12 月: 進捗状況報告、計画素案協議
- ・H26 年 1 月: 議案提出
- ・H26 年 6 月: 可決成立

基本条例では、総合計画の適切な進行管理、総合計画の実現をめざした予算編成、適切な評価基準にもとづく行政評価が定められました。

これまで行政では、予算を中心とした施策構築や行政評価を行ってきましたが、基本条例の規定を踏まえ、総合計画を中心とした施策構築や行政評価に切り替え、総合計画の実現をめざした予算編成と執行に努めていかなければなりません。

そこで、これまで以上に的確かつ適切な進行管理を行うため、行政内部には「総合計画進行管理委員会（以下、委員会）」を設置します。

委員会では、総合計画の実施計画を策定・審議するほか、行政評価の基準を定め、担当部局から提出された行政評価結果を全庁的な視点で点検し、必要に応じて担当部局から意見徴集を行った上で、報告書としてまとめる役割を担います。

また、総合計画の評価結果が予算に反映されやすくなるよう、予算策定方針を決定するにあたって、意見を述べるができるものとします。

行政評価は、行政内部による自己評価とその結果の議会報告を基本としますが、5 年目（平成 30 年度）及び 9 年目（平成 34 年度）に行う評価の際には町民から意見を求めることとします。

行政評価の結果は、議会報告のほかホームページなどにより広く公表を行います。

基本構想及び基本計画を含む総合計画の全体は、5 年目（平成 30 年度）に中間点検作業を行い、必要に応じて計画の変更作業を行います。この計画の変更の方法については、次項 I-8 に記載しています。

また、第 7 次斜里町総合計画の策定作業は、9 年目（平成 34 年度）当初から行うことを予定するものとします。

基本条例の関連規定

- ・総合計画の適切な進行管理
- ・総合計画の実現をめざした予算編成
- ・適切な評価基準に基づく行政評価の実施

基本的な考え方の変更

- ・予算を中心とした施策構築・行政評価
- ↓
- ・総合計画の実現をめざした施策構築・予算編成・行政評価

進行管理の組織体制

<組織>

- ・「総合計画進行管理委員会」の新設

<役割>

- ①実施計画の策定・審議
- ②行政評価基準の設定
- ③行政評価結果の点検・審議
- ④実施計画報告書の作成・公表
- ⑤予算策定方針への意見
- ⑥計画変更の内部審議

評価の流れ

<2～4 年目、6～8 年目>

- ・行政内部評価・議会報告

<5 年目>

- ・行政内部評価・町民評価・中間点検作業・（計画変更・議会協議）

<9 年目>

- ・行政内部評価・町民評価・第 7 次計画策定作業

<10 年目>

- ・第 6 次計画総括・第 7 次計画策定作業・審議

I-8 計画の変更

本計画は、計画期間 10 年間という比較的長期の計画となります。社会情勢の変化が激しい昨今の状況を踏まえれば、この先の 10 年間にも情勢は変化をし、本計画に記載された施策が時代に適合しなくなる事態も想定されます。また、新しい課題へ対処をしていかなければならない可能性も否定できません。

そこで、本計画は、社会情勢の変化などに対応できる「順応的な計画」とし、計画に変更が生じうることをあらかじめ想定することとします。

具体的には、町民の意思や要望、および議会での協議結果などを踏まえ、計画の変更や修正の必要があると判断した場合には、担当部局は I-7 に記載した総合計画進行管理委員会に対して変更要望書を提出することとします。そして、委員会において、その調書を審議した上で、変更の是非をまず行政内部として判断することとします。

行政として変更すべきと判断をしたものは、変更しようとする項目と内容によって、その後の手続きが異なるものとします。

まず、基本施策項目、または基本施策の目的・目標、もしくは重点プロジェクトのうちの重点施策項目、のいずれかを変更しようとする場合には、町民を交えた場で協議をした上で、議会に議案として提出することとします。

上記にも関わらず選挙公約によって町民の意思が確認された後に重点施策項目を変更する場合、もしくは、重点プロジェクトのうち大型事業項目を変更する場合には、議会に議案として提出することとします。

単位施策項目・内容の変更の場合には、ホームページなどによる公表をもって変更することとします。

最新の計画は、常にホームページで確認できるようにし、変更の履歴も明らかにするものとします。

基本的な考え方

- ・情勢変化や新しい課題に対応するため、従来のような「固定的な計画」ではなく、計画変更の可能性も含む「順応的な計画」とする

計画変更の手順

<共通>

- ①担当部局が「変更要望調書」を総合計画進行管理委員会に提出
- ②行政内部での審査

<基本施策項目等の変更の場合>

- ③町民と協議及び議会で議案として協議

<大型事業項目等の変更の場合>

- ④議会で議案として協議

<単位施策項目等の変更の場合>

- ⑤公表のみ

<共通>

- ⑥ホームページで最新の計画と変更履歴を公表

II．社会情勢ならびに 現状と課題

(1) 地球環境の悪化

世界各地での進む森林伐採や、化石燃料の使用量の増大に伴う地球温暖化などによって、地球環境に深刻な変化が現れています。

日本でも異常気象が常態化し、大気や海洋環境にも徐々に変化が現れつつあり、斜里町の産業や生活環境にも影響が及びつつあります。

地球環境の悪化による影響は、斜里町にとっても無視できない問題になりつつあります。

(2) 安全安心意識の高まり

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、未曾有の大災害として東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、多くの人に衝撃を与えました。異常気象による災害の頻発化や、次なる大規模地震の予測、あるいは、従来なら想像もできなかったような犯罪や凄惨な事件も発生し、日常生活への不安感や危機意識も年々高まっています。

成熟社会に入り、より快適な生活への欲求の高まりに反して公共インフラ^{*}の老朽化が急速に進み適切な更新への懸念や、水や電力、鉄道といったライフラインへの不安感も生じつつあります。

斜里町でも、より安全安心で快適な生活を守るため、ハード・ソフト両面での体制や施策の再構築が求められています。

(3) 人口減少・少子化・高齢化・社会保障不安

出生率の低下とともに平成 16 年から日本の人口は減少に転じ、今後も急速に人口減少は進んでいくと予想されています。一方で、医療等の発達とともに平均寿命は延びて超高齢社会に突入しつつあり、少子化と高齢化の同時進行は、労働世代への負担を高める状況を生み出しています。

年金や健康保険など国の社会保障制度への不信感も根強く、若年層を中心に将来への不安感が年々高まっています。

共働き夫婦の増加や核家族化も進行によって子育て環境の改善・充実を求める声も大きく、また、障がい者や低所得者などへの社会保障のあり方も改めて問われています。

(4) 経済縮小・グローバル化・雇用不安・格差社会

新興国^{*}の経済発展、リーマンショック、ギリシャ経済危機といった海外での経済情勢や、国際的な政治状況、政情不安は直ちに国内経済にも影響も及ぶという政治経済のグローバル化が進行しています。

国内経済も、デフレ経済が続いて縮小傾向が続いており、その結果、若年層の雇用は不安定となり非正規労働者やワーキングプア^{*}も増加し、その一方で富めるものは富み、低所得者との格差はますます拡大していると言われています。

人口減少や少子高齢化社会と相まって国内の市場規模は縮小していくと予想される中、斜里町の産業を維持するためには、次世代を見据えた対策が必要となってきます。

(5) 高度情報化社会・個人化・価値の多様化

科学技術、特に情報技術の進化はすさまじく、高度情報化社会が加速しています。

ゲーム、インターネットはもちろん、様々なソーシャルネットワーキングサービス^{*}といった情報交流形態が世界中に広がり、新しい情報端末が次々と生まれ、クラウド^{*}やビッグデータ^{*}といった情報処理技術も社会インフラと言われるまでに浸透してきました。デジタルネイティブ世代^{*}が成人を迎え、高度情報化社会は一層進行していくと予想されています。

このような情報化と相まって、個人化や価値の多様化も進んでおり、人間関係や地域とのつながりの希薄化が危惧されており、斜里町でも、情報化、個人化、価値の多様化が進む中で地域社会の構築を模索していく必要があります。

(6) 教育改革と地域の教育力

社会の国際化、情報化、市場経済のグローバル化の下で、教育状況が複雑かつ多様化する中、平成18年の教育基本法の改正を端緒^{*}として、教育制度そのものの改革も進められようとし、いじめや体罰などが社会問題化した結果、学校や教育委員会そのものの改革を求める声も高まっています。

「ゆとり教育」から、知識や技能に加えて問題解決の能力を含めた「確かな学力」への転換が進み、家庭、地域、学校、教員等の各領域における「教育力」の向上と連携が不可欠になっています。

一方で、少子高齢化、核家族化、地縁^{*}意識の希薄化の中で、生涯にわたって学び続ける体制が必要になってきており、学習需要の多様化と高度化に対応した社会教育活動と施設の整備が求められています。

(7) 国と地方の関係

政権や首相が頻繁に変わり、国内政治が安定しない状況が続いています。政府の債務は1000兆円を越え国債発行額も増大しており、国債の信用格付けが低下傾向にあり、さらに、中国など新興国の台頭と相まって、貿易収支も悪化してきており、日本としての国力が減退している懸念があります。

一方、国と地方の関係では、平成12年の地方分権一括法の施行以後、平成の大合併や構造改革、三位一体の改革、地域主権改革など、幾度となく分権改革が模索されているものの、地方への権限と財源の移譲が曖昧なままとなり、地方の求める分権化にはほど遠い状態となっています。

歳入の4割を地方交付税に依存する中、地方分権改革の動向に留意しつつも、自立的な運営を進めていく必要があります。

II-2

斜里町の現状と課題

(1) 環境

斜里町の自然・生活環境は、対外的にも誇るべき恵まれたものであり、私たちの生活の根源であります。

自然・生活環境の質が10年前あるいは20年前と比べて低下しているわけではありませんが、平成17年に世界自然遺産に登録され、世界的な期待にも応えるべく良質な環境を維持し向上させていくことが求められています。

一方で、地球環境の悪化は、異常気象や大気汚染、海水温変化といった形で斜里町にも影響し、斜里町民であると同時に地球市民としての一面も自覚せざるを得ない状況になっています。

大量生産・消費・廃棄型の生活様式を直ちに变えることはできませんが、自然環境の適切な保全や、再生可能エネルギーの導入、ごみの減量・資源化など、私たちができることを確実に進めていく必要があります。

(2) 産業

斜里町は、良好な自然環境の恩恵を受けた第1次産業を基盤の上に、第2次、第3次産業が発展してきました。比較的安定して産業資源を維持してきましたが、産業の維持・発展のため、確実な基盤整備と資源の持続的活用が求められています。

また、「知床しゃり」をキーワードにしたイメージ戦略やブランド化の推進をはかりながら、斜里町で生み出される特産品や観光の魅力をさらに高めていく必要があり、同時に、地産地消や、地元食材を知るための食育、地域の味の伝承などの取り組みを通じて、地域としての魅力や価値を再認識していくことも重要です。

一方で、人口減少や高齢化などにより、町内産業を支えていく人材の確保・育成が課題となっており、人材の流動的活用や就労者支援、担い手・後継者確保など、労働・雇用環境への支援対策を進めていく必要があります。

(3) 社会基盤

過去数十年にわたる社会基盤整備の結果、斜里町的生活基盤は確実に向上してきました。

好調な産業の結果、住宅の建設や立て替えも着実に進んできましたが、さらなる質の向上に向けて、寒冷地向け住宅の普及促進や、公営住宅の計画的な整備なども進めていく必要があります。その一方で、人口減少と高齢化による空家・廃屋の増加といった課題や、高齢者に配慮した集合住宅の需要、バリアフリー化への要請も高まっています。

公共インフラの新規整備の一方で、数十年前に整備した道路、橋梁、公共施設の老朽化も進んできており、予防管理型の補修を行って長寿命化を図るなど確実な維持更新が求められています。

また、冬期交通確保のため、除排雪の効率化の検討や町民との協働体制の構築が必要となっています。

(4) 生活

社会基盤や住宅の充実などに伴って、私たちの暮らしは徐々に快適かつ安全・安心になってきました。しかし、東日本大震災という未曾有の災害を目の当たりにし、また、局地的大雨や暴風、大雪、高潮、

竜巻などの異常気象が多発している現状をみるにつれ、日常の安全・安心への不安感が高まっているとも言えます。

様々な災害や異常事態に対応できるように、一人ひとりが防災意識を高め、ソフトとハードの連携によって、より確実な防災体制を構築していく必要があります。

また、私たちの生活に欠かせない上下水道の安定的な維持にも努めるとともに、高齢化の進展に対応するべく、救急救命や防火体制の強化も図っていかねばなりませんし、防犯や交通安全、消費者被害の軽減もめざし、安全・安心への意識を高め、生活を守るための施策を展開していく必要があります。

(5) 保健福祉医療

高齢化が急速に進み、医療や高齢者福祉への需要が高まっています。

しかし、医師や医療従事者、介護従事者などの医療・福祉の体制づくりが追いつかず、今後ますます求められるサービスが十分に提供できない可能性が予測されることから、マンパワー不足の改善をはじめとした医療・福祉環境の充実が求められています。

町内の障がい者は増加傾向にあり、発達障がいのある人も急増しています。障がいの多様化や複雑化への対応や、生涯を通じた総合的な支援対策が求められています。

また、ひとり親家庭、低所得者家庭も増加傾向がみられ、子育てや経済的自立に向けた支援が必要となっています。

子どもの出生数は、過去 15 年間、概ね横ばいが続き、減少傾向は見られないものの、共働き家庭は増加傾向にあり、総合的な子育て支援策の充実が求められています。

(6) 教育

教育活動を通して子どもたちが基礎的な学力や体力、人間性を身につけることが必要であり、大きな課題である学力の低下には、学校・家庭・地域の連携が求められています。

また、教職員の能力の向上やサポート体制の充実、学校や教員住宅の整備、学校給食の充実など、教育環境の向上が必要です。

少子化、核家族化、共働きの増加などにより、地域社会との結びつきが弱まる中で地域や家庭の教育力の低下が課題になっています。地域の多様な大人が子育てする親や子どもに関わりながら教育・交流活動を進めていくなど、社会全体で子育てを支援する取り組みを充実させていく必要があります。

地域の課題に対して、住民自らが解決に取り組むことができるようになるため、生涯学習の果たす役割が重要であり、その拠点となる公民館、体育館、図書館、博物館の活用が求められています。また、社会教育活動の拠点となる施設の長寿命化対策や、環境整備が必要です。

(7) 自治行財政

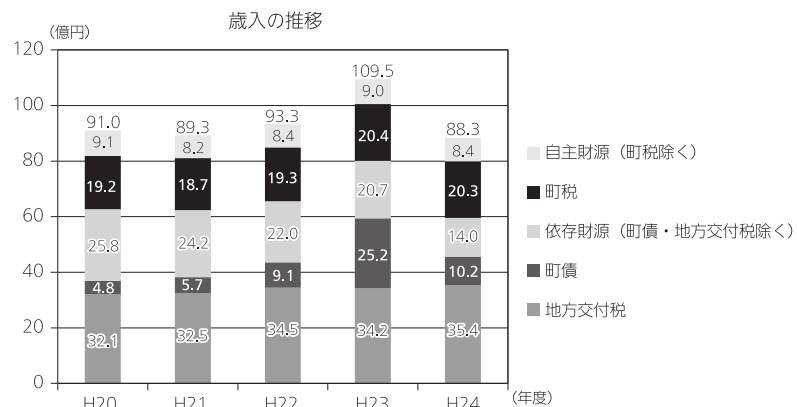
町では行政情報をわかりやすく伝えるため、様々な手段を活用してきました。今後も、効率的な伝達手段や丁寧な情報提供に努め、様々な機会を通じた広聴の充実が必要です。

自治基本条例が求める「協働」によるまちづくりを推進するためには、情報提供や町民参加の場・機会の拡大を図り、協働のまちづくりに参加しやすい環境づくりを進め、町民の意識向上を図っていくことが必要です。さらに、町民が主役となるまちづくりを進めるためには、自治会をはじめとする関係団体が主体的に地域活動を企画・実施していくことが必要であり、行政の支援が求められています。

自治体財政を取り巻く環境は今後も厳しくなることが予想され、行政改革や行財政の構造的改革並びに事務事業評価の実施により、自主・自立の自治体運営に取り組む必要があります。

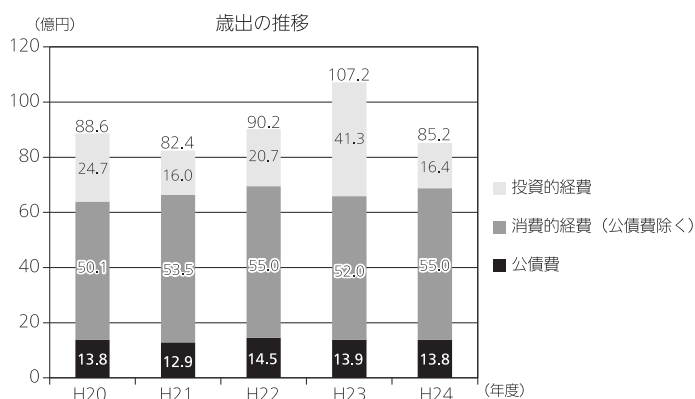
また、今後も高齢化の進展による社会保障関係費の増加が見込まれる中、足腰の強い財政基盤が求められており、行政経費の全体的な縮減により財源を確保する必要があります。

II-3 斜里町の財政状況



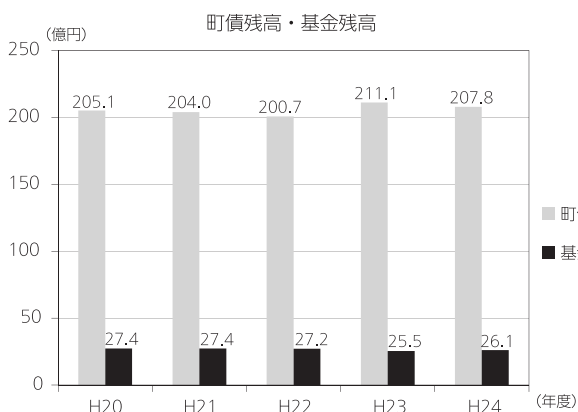
普通交付税は国の三位一体の改革により減少傾向となっていました。平成 22 年度以降、地方財政計画による地方財源の確保などにより、回復傾向にあります。

平成 23 年度は、一般廃棄物処理施設建設事業により、町債が増加しました。



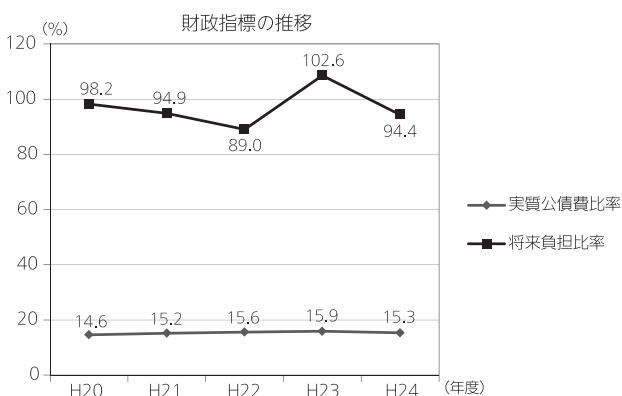
行政改革などによって人件費は減少していますが、社会保障関係費用の増加などにより、消費的経費が増加傾向にあります。

平成 23 年度は、一般廃棄物処理施設建設事業により、投資的経費が増加しました。



計画的な事業執行により町債残高は減少傾向にありましたが、平成 23 年度に大型事業の実施によって償還額を上回る町債の発行を行い、町債残高が増加しました。

近年の好調な基幹産業などの結果、一定の町税収入が確保されており、財政調整基金の大幅な取り崩しをしなくてもよい状況が続いています。



かつて実施した大型事業の町債償還のピークを迎えたことから、実質公債費比率は上昇していましたが、平成 24 年度は若干減少しています。

将来負担比率も町債残高などが反映されるものですが、大型事業に伴う町債発行などにより、平成 23 年度は増加しました。

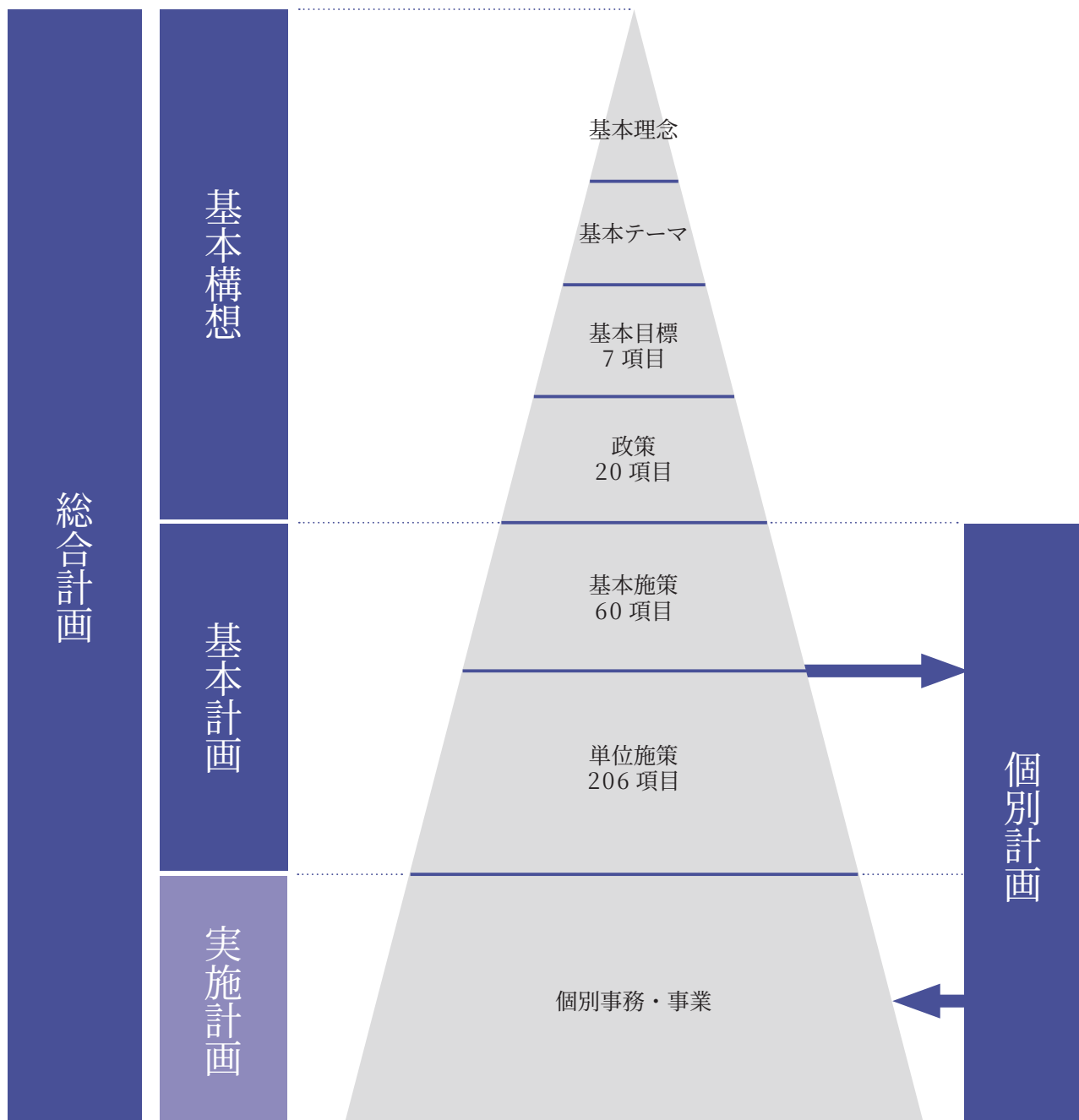
III . 基本構想

III-1 計画の全体像

総合計画で示されるまちづくりに関する事項は、「基本構想」と「基本計画」に大別されます。

基本構想では、「基本理念」、「基本テーマ」、「7つの基本目標」、「20の政策」を示し、補完事項として「重点プロジェクト」、「計画体系」、「計画の主要指標」も記載しています。

基本計画では、「基本施策」および「単位施策」を示しています。



III-2 基本理念と基本テーマ

基本理念 みどりと人間の調和を求めて

斜里町は、昭和 46 年の第 1 次総合計画から今日に至るまで、一貫して「みどりと人間の調和を求めて」をまちづくりの基本理念として掲げ、町政運営を進めてきました。

この「みどりと人間の調和を求めて」とは、斜里町が大自然の恵みに生かされた中で住民生活が営まれ、その調和のもとに生産と生活と文化が維持され高められ、そして調和を求め続けることが斜里町の個性を創造していくということを意味するものであります。

この調和を追求することこそが私たちの町の発展と豊かさの根源になっているという考え方を示すものでもあり、引き続き「みどりと人間の調和を求めて」を総合計画の基本理念として掲げ、政策・施策の基軸となる考え方として保持するとともに、その精神を後世に引き継ぐこととします。

基本テーマ 幸せを実感できる住みよいまちづくり

基本テーマとは、基本条例で示された町民が主役になるという目的を追求するべく、基本理念と基本目標との間に置かれ基本目標全体を包含する今後 10 年間のまちづくりの考え方を示すものです。

「幸せを実感できる」とは、まちづくりに取り組むにあたって、総合計画で示される政策・施策・事業の実行の結果、私たち斜里町民が日々生活において「幸せ」だと実感できること、そのような実感をもたらす一助となりうる行政運営こそが重要であるとするものです。

また、「住みよいまちづくり」とは、基本条例で掲げた、まさしく今後の斜里町が追求していくべきテーマであります。

そして、町民一人ひとりが幸せを感じ、心地よい日常生活を送れるよう町民・議会・行政が一体となってまちづくりに取り組むことを願うものです。

7つの基本目標と 20 の政策へ

III-3 7つの基本目標と 20 の政策

基本テーマに掲げたまちづくりの基本像を実現するためには、町民・議会・行政が具体的な目標を共有し、その目標に向かって連携しながら真摯に取り組んでいく必要があります。

そのために、まちづくりの方向性を具体的に共有できるよう、7つの基本目標と 20 の政策を掲げました。

分野	7つの基本目標	20 の政策
環境	1 自然と共に生きることができる 住みよいまちをめざす	1-1 人と自然が共生する豊かな環境づくりの推進
		1-2 持続的発展が可能な循環型社会づくりの推進
産業	2 足腰の強い産業をめざす	2-1 力強い産業基盤の構築
		2-2 知床しゃりの展開
		2-3 担い手の育成と確保
社会基盤	3 快適なまちをめざす	3-1 快適に暮らせる住環境の整備
		3-2 快適に暮らせる社会基盤の整備
生活	4 安全安心な暮らしをめざす	4-1 命とくらしを守る防災体制の整備
		4-2 水を守る安定した上下水道の整備
		4-3 命を守る消防救急体制の充実
		4-4 くらしの安全安心の推進
保健 福祉 医療	5 いきいきと自分らしく健やかに暮らせる まちをめざす	5-1 いつも元気に安心して暮らせるまちの実現
		5-2 気持ちの通う高齢者福祉の充実
		5-3 一緒に支え合う地域福祉の充実
		5-4 希望を持って子育てできるまちの実現
教育	6 心豊かにつながり学び合う まちをめざす	6-1 地域とつながる学校教育の推進
		6-2 地域を支え育てる人材の育成
		6-3 地域と育む社会教育活動の推進
自治 行財政	7 町民が主役になって 住みよいまちをめざす	7-1 地域が輝くつながりのあるまちの実現
		7-2 社会変化に対応できる健康なまちの実現

基本目標 1

自然と共に生きることができる住みよいまちをめざす

＜町民策定委員会の視座＞

良質な自然環境や生活環境を保持することこそが、未来の斜里町の豊かさと発展の根源であるとの認識に立って、引き続き自然との共生を追求し、住みよいまちにしていく必要があると考えました。同時に、地球温暖化の防止にも貢献するべく資源の適正な利用や処理を確実に進めていかねばなりません。そして、環境自治体であり世界自然遺産登録地であることを誇りに思い、この豊かな環境を後世に残していくにはどうしたらよいかを考え、政策・施策を構築しました。

基本目標 2

足腰の強い産業をめざす

＜町民策定委員会の視座＞

現在の斜里町の繁栄は、先人たちが築き上げた産業基盤の上に成り立っています。農業、漁業、観光業という3つの基幹産業を持ち、恵まれた条件にあると言われますが、国内外の経済情勢の変化は激しく不安定であり、今後も安泰とは言いきれません。現在の産業基盤を確固たるものとして堅持しつつも、来るべき時代に向かって、クリーンで安全安心を連想させる「知床しゃり」のイメージを中核にした産業間連携を深め、新たな付加価値を創造しやすくなるよう政策・施策を構築しました。

基本目標 3

快適なまちをめざす

＜町民策定委員会の視座＞

これまでの様々な社会資本整備によって、生活の利便性や快適さは確実に向上してきました。また、好調な産業を背景に住宅建設の需要は大きく、建て替えも順調に進んでいます。一方で、昭和30年代から50年代に整備されたインフラが急速に老朽化しつつあり、今後、これらの財産をどのように将来に引き継いでいくのかが問われ始めています。新設から維持管理に比重を移し、民間活力を利用した整備も視野に入れ、また、ソフトとハードを連動させながら、今後の少子高齢化社会を見据えて安全安心で快適な生活を向上させていく必要があります。特に住宅環境では、高齢者や低所得者などへの対策も視野に入れて政策・施策を構築しました。

基本目標 4

安全安心な暮らしをめざす

＜町民策定委員会の視座＞

気象が不安定化し災害も増加傾向にある中、東日本大震災を目の当たりにしました。快適で便利になったと感じる一方で、多くの人が漠然とした不安感を抱くようになり、安全安心や危機対策への意識が急速に高まってきたと思われます。防災はもとより、ライフラインや消防救急の現状、また、日常的な交通事故や犯罪、消費者被害などの実態を踏まえ、町民がより安全安心な生活を送ることができるよう考え、政策・施策を構築しました。

基本目標 5

いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちをめざす

<町民策定委員会の視座>

町民がいきいきと自分らしく健やかに暮らすためには、何よりも人に優しく互いに助け合う気持ちを持てるようにすることが大切です。様々な施設の充実も欠かせませんが、それ以上に重要なのは「人づくり」です。地域の医療や高齢者、障がい者などを支える人材をどのように確保するか、医療や介護に頼らない健康づくりをどのように進めるか、また、未来を担う子どもたちや障がい者の成育環境、また子育て世代へのサポート環境をどのように整備するかを考え、政策・施策を構築しました。

.....

基本目標 6

心豊かにつながり学び合うまちをめざす

<町民策定委員会の視座>

いじめ、不登校、虐待、学力・体力の低下、テレビやゲームによる生活の乱れなど、教育が頻繁に社会問題化しています。このことは、斜里町が地域としてどのように子どもを育て、社会に送りだそうとするのかという問いでもあります。家庭、学校、地域、それぞれの状況が変容していく中、注目したのは地域とのつながりという観点です。家庭を地域が支え、学校や教育も地域と繋がることで、確かな学力や豊かな人間性、健やかな身体が育まれるのではないかと考えます。幸い斜里町は、社会教育施設に恵まれています。こういった施設とも連携し、子どもからお年寄りまでの全ての世代と地域とが繋がることで解決の糸口が見えてくるのではないかと考え、政策・施策を構築しました。

.....

基本目標 7

町民が主役になって住みよいまちをめざす

<町民策定委員会の視座>

平成 25 年 4 月に施行した自治基本条例の趣旨が、今後の行政運営に活かされるように特に留意しました。基本条例に規定された情報共有、町民参加、協働の 3 つの基本原則の活かし方をまず考え、町民の権利と責務そして行政の責務といった視点から、参加や協働の担い手であり町民活動の基盤となるコミュニティ組織や活動を明確に盛り込み、その上で、多様な交流の姿や行財政運営に触れました。厳しい財政状況の中、住みよい・住んでみたい斜里町を確実に次世代に引き継ぐため、背伸びをしない堅実な行政運営をめざしたいと考え政策・施策を構築しました。

III-4 財政計画

本計画期間 10 年間ににおける収支見通しや、町債残高（借金）や基金残高（貯金）などの状況を踏まえつつ、健全な財政運営を進めていきます。

(1) 経常的収支

<歳入>

(千円)

区 分	試算の基礎		金額
	基準年度 (H25)	算定の根拠 (H31 以降は H30 をベースとしている)	(H26 ~ H35)
1 町 税	1,960,709		18,367,727
町 民 税	937,133	各所得、景気動向加味 0%~△ 4%	8,731,600
固 定 資 産 税	731,765	減率△ 0.3%、評価替減	6,872,811
そ の 他	291,811	減率たばこ税△ 4%、都市計画税△ 0.3%	2,763,316
2 地 方 譲 与 税	156,800	減率△ 5%~△ 8%	1,176,655
3 利 子 割 交 付 金	4,900	減率△ 10%	32,530
4 配 当 割 交 付 金	2,500		25,000
5 株 式 譲 渡 所 得 割 交 付 金	330		3,300
6 地 方 消 費 税 交 付 金	142,600	消費税率引上分加味	2,208,143
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	32,600		326,000
8 地 方 特 例 交 付 金	2,634		26,340
9 地 方 交 付 税	3,791,504		35,708,825
普 通 交 付 税	3,168,665	減率△ 1.2%~△ 1.5%	30,222,016
特 別 交 付 税	261,100	減率△ 0.5%~△ 1.0%	2,532,461
臨 時 財 政 対 策 債	361,739	減率△ 5%	2,954,348
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,100		21,000
11 分 担 金 及 び 負 担 金	48,390		483,900
12 使 用 料 及 び 手 数 料	185,780		1,893,633
使 用 料	145,958	町営住宅使用料増額加味	1,495,413
手 数 料	39,822		398,220
13 国 庫 支 出 金	308,500		3,076,478
負 担 金	278,119		2,861,758
補 助 金	17,189		171,890
委 託 金	13,192	国政選挙等加味	42,830
14 道 支 出 金	242,480		2,484,811
負 担 金	169,444		1,734,728
補 助 金	47,311		473,110
委 託 金	25,725	統計調査等加味	276,973
15 財 産 収 入	29,303	貸付収入増額等加味	294,469
16 寄 附 金	12,314		113,140
17 繰 入 金	260,000	調整資金、減債資金繰入	1,100,000
18 繰 越 金	264,720	決算見込額	2,000,000
19 諸 収 入	109,464		1,094,640
20 町 債	0		0
合 計	7,557,628		70,436,591—(A)

今後10年間に得られる歳入見込み額は、704億3,695万円(A)です。

<歳出>

(千円)

区 分	試算の基礎		金額
	基準年度 (H25)	算定の根拠 (H31 以降は H30 をベースとしている)	(H26 ~ H35)
1 人 件 費	1,333,995		13,705,556
議 員 等 報 酬	97,005	共済組合負担金変動加味	957,368
特 別 職 分	42,732		458,660
一 般 職 分 (給 料)	448,043	定年退職、新規採用加味	4,995,534
一 般 職 分 (手 当)	239,344	定年退職、新規採用加味	2,611,116
常 用 職 員 分	126,251	定年退職加味	1,233,213
共 済 費・退 手 組 合 負 担 金 等	295,395	定年退職、新規採用加味	3,334,665
退 手 組 合 精 算 金	85,225	3年に一度の精算分加味	115,000
2 物 件 費	1,285,081	減率△2%、消費税引上等加味	12,899,466
3 維 持 補 修 費	159,296	減率△1%、消費税引上等加味	1,598,736
4 扶 助 費	630,766	医療費扶助分増2%～5%	6,631,704
5 補 助 費	835,972		8,209,589
一 般 分	376,777		3,767,770
消 防 分	413,989	定年退職、新規採用、起債償還額等加味	3,874,812
終 末 処 理 場 分	45,206	施設改修起債償還等加味	567,007
6 公 債 費	1,229,429		9,932,820
元 金	1,125,222	H25 以前起債借入分元金償還金	9,217,046
利 子	100,850	H25 以前起債借入分利子償還金	682,204
一 借 分	3,357		33,570
7 積 立 金	53,508		515,187
8 貸 付 金	67,720		677,200
9 繰 出 金	1,171,133		12,420,612
病 院 会 計	401,293		4,012,930
水 道 会 計	51,930		519,300
下 水 道 会 計	280,692		2,806,920
国 保 会 計	117,492	医療費増加味	1,287,008
後 期 高 齢 者 会 計	180,683	医療費増加味	2,157,007
介 護 保 険 会 計	134,159	給付費増加味	1,590,327
森 林 保 全 会 計	4,884		47,120
10 予 備 費	1,000		10,000
合 計	6,767,900		66,600,870

—(B)

今後10年間に経常的に必要となる歳出見込み額は、666億87万円(B)です。

(2) 大型事業及びその他投資的事業充当財源

「歳入見込み額 (A)」から「歳出見込み額 (B)」を引いた「経常的収支差引額」38 億 3,572 万円 (C) が大型事業やその他の投資的事業に充当できる財源額となります。

一方、既に計画されている「大型事業必要財源額」は、17 億 6,216 万円 (D) (p27 右下) です。

この結果、「経常的収支差引額 (C)」から「大型事業必要財源額 (D)」を引いた額 20 億 7,356 万円が、大型事業を除く投資的事業の財源として見込める額となります。

III-5 重点プロジェクト

本計画において、重点プロジェクトとは、「大型事業」、「重点施策」、「連携施策」のことを言います。

(1) 大型事業

本計画では、大型事業を次のように定義します。

- 1) 投資額もしくは町負担額が概ね 5 億円以上となる事業
- 2) 投資額もしくは町負担額が概ね 5 億円に満たないもののうち、一般財源必要額が 3 億円以上となる事業
- 3) 投資額もしくは町負担額の多寡に関わらず、町民生活への影響が特に大きいと判断されるその他事業

本計画における大型事業名称とその実施予定期間は、次のとおりです。

- ① 町営住宅再生整備事業 平成 23 年度～平成 30 年度
- ② 消防庁舎等改築事業 平成 23 年度～平成 28 年度
- ③ 水産基盤施設整備事業 平成 25 年度～平成 31 年度
- ④ 農業基盤整備事業 平成 26 年度～平成 35 年度
- ⑤ 庁舎耐震化等改修事業 平成 21 年度～平成 31 年度

これら大型事業の数量、内容、事業費および財源内訳は、次のとおりです。

(千円)

事業名	事業概要 (計画期間)	事業費 (26～35)	財源内訳			
			国道支出金	地方債	その他	一般財源
町営住宅再生整備事業	【H23～H30】 ・朝日団地 5 棟 18 戸 ・新光北団地 7 棟 54 戸 ・集会所建設	1,050,310	447,727	546,900	0	55,683
消防庁舎等改築事業	【H23～H28】 ・庁舎改築 ・デジタル無線整備 ・通信司令卓整備	966,991	0	766,900	0	200,091
水産基盤等施設整備事業	【H25～H31】 ・ウトロ漁港衛生管理施設 ・斜里漁港船揚場施設 ・斜里漁港整備 ・斜里漁港荷さばき所施設	431,630	0	324,700	0	106,930
農業基盤整備事業	【H26～H35】 ・三井越川地区 ・川上大字地区 ・峰浜豊倉地区	1,033,420	128,948	90,100	686,406	127,966
庁舎耐震化等改修事業	【H21～H31】 ・耐震改修 ・外壁等改修 ・内装改修	495,987	0	246,300	100,000	149,687
(斜里中学校) 大規模改修事業	【H21～H27】 ・体育館改築 ・校舎棟改修 ・給食棟改修 ・外構改修	(112,258)	(25,380)	(38,000)	(0)	(48,878)
(新図書館建設事業)	【H24～H28】 ・図書館建設 ・外構整備 ・図書購入	(590,380)	(25,000)	(481,300)	(2,333)	(81,747)
合 計		4,680,976	627,055	2,494,200	788,739	770,982
地方債借入金償還額						991,177
一般財源合計						1,762,159

(D)

(2) 重点施策

重点施策とは、重点的かつ確実に実施すべき基本施策として選定されたものです。

重点施策1 自然環境の保全と適正利用の推進

基本施策 1-1-1

斜里町の優れた自然環境を適切に保全していくことが重要なのは言うまでもありませんが、同時に、自然の価値を損なわない範囲で適切に利用して、自然の価値を多くの人に、また次世代に継承していくことは今後も重要と考えます。

重点施策2 適切なおみ処理の推進

基本施策 1-2-3

平成 24 年度から運用しているエコクリーンセンターの安定稼働はごみの資源化や環境負荷の低減につながります。同時に、適切にごみ処理をしようとする意識の高まりは、地球温暖化の防止にも貢献できるものであり、重点的に取り組むべき施策と考えます。

重点施策3 イメージ戦略の推進

基本施策 2-2-1

「知床しゃり」という言葉からは、自然の豊かさのみでなく、クリーンで安全安心のイメージをも連想させます。既存の産業や特産品のイメージ、さらには産業連携の中核的イメージをこの言葉に積み重ねていくことで、地域としての魅力を戦略的に高め、産業と経済の好循環を作り出していくことができると考えます。

重点施策4 民間住宅の建設の促進

基本施策 3-1-2

住環境は快適な暮らしのために極めて重要です。その改善のためには、北方型住宅での建て替えを促し、また民間活力による高齢者向けの集合住宅建設を促すなど、行政と民間業者とが連携して取り組むことが必要と考えます。

重点施策5 防災計画の充実

基本施策 4-1-1

万が一の大災害時に多くの命を救うのが防災への取り組みです。その防災対策を規定し統括するのが様々な防災計画であることから、この基本施策を重点施策に掲げ、積極的かつ確実に取り組む必要があると考えます。

重点施策6 地域に根ざした国保病院の充実

基本施策 5-1-1

町民アンケート調査では、国保病院の充実を求める声が多く聞かれました。高齢化社会が進行するなか、地域医療は日々の安心にとって欠かすことができないものであり、重点的に取り組む必要があると考えます。

重点施策 7 生涯を通じた健康づくりの推進

基本施策 5-1-3

豊かな生活のためには、何よりも心身が健康であることが大切です。一人ひとりが健康に関心を持ち健康づくりを進められるよう、関係部局が十分に連携し、総合的かつ重点的に取り組む必要があると考えます。

重点施策 8 高齢者の生活を支援する取組みの促進 基本施策 5-2-1

町民の3人に1人が高齢者となる中、高齢者が生き生きと生活できるよう支援することが町民の健康寿命を延ばすことに直結し、また、高齢者が暮らしやすい町は子どもも障がい者も暮らしやすい町といえることから、重点施策として取り組むべきと考えます。

重点施策 9 子育て支援の充実

基本施策 5-4-1

まちづくりにあたっては、何よりも未来を担う子どものことを優先して考える必要があります。子どもやその家庭を地域で支援することは、結果として地域にも活力をもたらすものであり、重点施策として取り組むべきと考えます。

重点施策 10 教育内容の改善と向上

基本施策 6-1-1

斜里の子どもたちの「育ち」について、大きく不安が広がっています。特に学力の低下が大きな課題となっており、将来の斜里を担う子どもたちの成長のために重点的に取り組む必要があると考えます。

重点施策 11 町民参加と協働の推進

基本施策 7-1-2

町民参加と協働は、情報共有の原則とともに、自治基本条例の基本原則として掲げられたものです。基本条例や本計画を十分に活用し、住みよい斜里町を築いていくためには、町民参加と協働をまちづくりのための重点施策として進めていく必要があると考えます。

重点施策 12 効果的・効率的な行政運営

基本施策 7-2-1

基本条例の3原則を実行していくためには、まず行政が条例の趣旨に基づき、自らの役割を果たすことが大切です。そして、さらに行政がレベルアップすることによって、3原則の実現に近づけると考えられることから、重点施策として取り組むべきと考えます。

(3) 連携施策

連携施策とは、基本施策の枠を越えて、横断的に連携して実施することが求められる施策として選定されたものです。これらの施策実施にあたっては、関係部門間での十分な連携が必要です。

◆連携施策 1 自然環境保全と産業

「みどりと人間の調和」を基本理念に掲げる町として、また世界自然遺産登録地を有する町として、自然環境の保全と利用のバランスは、永遠の命題とも呼べる課題でもあります。特に遺産登録地における環境保全と観光利用のあり方は、国内外からも注目を集めうるものであり、自然の価値を損なわずに体験型観光を進めて自然の価値や魅力を多くの人に伝え、地域のイメージ向上にも貢献するべく、関係部局が十分に連携して諸策を講じていく必要があります。

【関係する主な施策】

- 1-1-1：自然環境の保全と適正利用の推進【環境保全】
- 2-1-2：資源の持続的活用の推進【産業資源・観光振興】
- 2-2-1：イメージ戦略の推進【地域イメージ】
- 3-2-4：海岸と河川の保全【公共水域】
- 6-2-1：地域資源を活かした交流活動の充実【児童生徒の体験活動】
- 6-3-4：自然と歴史を守り、学ぶ博物館活動の推進【研究・郷土学習】

◆連携施策 2 高齢化社会と健康づくり

超高齢社会の到来にともなって、町民一人ひとりの身体的・精神的健康の状況がまちづくりのあり方に大きな比重を占めるようになってきました。病院、医療、介護と関わりはもちろん、健康づくりとしての体育・文化活動の振興、あるいは高齢者の就労などが今後ますます重要な意味をもつことから、これらの多面的な要素を連動させ、町民の健康を総体として高めるため、関係部局が連携していく必要があります。

【関係する主な施策】

- 2-3-1：雇用の流動的活用の推進（高齢者の勤労機会確保）【労働・雇用】
- 5-1-1：地域に根ざした国保病院の充実【病院・医療】
- 5-1-3：生涯を通じた健康づくりの推進【保健・健康】
- 5-2-1：高齢者の生活を支援する取組みの促進、ほか福祉施策全般【福祉・介護】
- 6-3-2：健康づくりとスポーツ活動の推進、ほか社会教育全般【スポーツ・文化】

◆連携施策 3 地域公共交通

自家用車が移動の手段として、町民生活に欠かせないものとなって久しいですが、一方、高齢者や児童・生徒をはじめとする交通弱者や、レンタカーを利用しない観光客、ビジネス客にとって、公共交通の減退は生活や移動の便の悪化に直結する状況を引き起こしています。公共交通は、将来の斜里町にとっても欠かすことはできず、高齢者支援、児童生徒の送迎、観光客の円滑な移動など、公共交通の多目的な特質を加味し、関係部局が連携しつつ、将来的な地域公共交通のあり方を十分に調査・研究して対策を講じていく必要があります。

【関係する主な施策】

- 2-1-1：産業基盤整備の推進（観光客の移動・滞在）【観光】
- 5-2-1：高齢者の生活を支援する取組みの促進（高齢者等の交通確保）【福祉】
- 6-1-2：教育環境の向上（スクールバス）【教育】

◆連携施策 4 エネルギー

地球環境の悪化や、福島第一原発事故、国際政治経済状況の不安定化、国際間でのエネルギー資源の争奪など、近年、エネルギー資源の確保や消費のめぐる情勢が大きく変化しつつあります。技術革新と相まって再生可能エネルギーが注目を集める一方で、大量生産・消費・廃棄といったエネルギーに強度に依存する生活様式は変わらず、将来的にも安定的な供給が約束されているわけではありません。喫緊の課題ではないものの、総合的な町政の視点から、地域としてのエネルギー確保を調査・研究していく必要があります。

【関係する主な施策】

- 1-2-1：地球温暖化防止対策の推進【再生可能エネルギー】
- 2-1-2：資源の持続的活用の推進【産業資源循環】
- 4-1-2：災害に強い社会基盤づくり【ライフライン】

◆連携施策 5 地域づくり

人口減少や高齢化、核家族化などを背景に、地域社会が年々衰退してきていると言われています。しかし、広大な農村を有する斜里町のまちづくりにとって、共助・公助いずれの点からも地域社会の果たしている役割は大きく、住民、自治会、行政とが連携し、地域特有の課題に総合的な観点から対策を講じていく必要があります。

【関係する主な施策】

- 4-1-3：防災対策の充実と意識の向上【地域防災】
- 5-3-1：地域のネットワークづくり【地域福祉】
- 6-3-1：公民館を活用した生涯学習の充実【公民館活動】
- 7-1-3：魅力ある地域活動の推進【自治会・コミュニティ活動】

III-6

計画の体系図

基本構想	基本理念	みどりと人間の														
	基本テーマ	幸せを実感できる														
	基本目標	1			2					3				4		
		自然と共に生きることができる 住みよいまちをめざす			足腰の強い産業をめざす					快適なまちをめざす				安全安心な		
		1	2		1	2	3			1	2			1	2	
基本計画	政策	人と自然が共生する豊かな環境づくりの推進			持続的発展が可能な循環型社会づくりの推進			力強い産業基盤の構築			知床しゃりの展開			担い手の育成と確保		
	基本施策	重点1 自然環境の保全と適正利用の推進			重点2 野生生物の保護管理の推進			重点3 生活環境の保全			重点4 地球温暖化防止対策の推進			重点5 ごみの減量・資源化の推進		
		1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
		自然環境の保全と適正利用の推進			野生生物の保護管理の推進			生活環境の保全			地球温暖化防止対策の推進			ごみの減量・資源化の推進		
		産業基盤整備の推進			適切なごみ処理の推進			資源の持続的活用			戦略的経営の促進			イメージ戦略の推進		
		雇用流動性の活用			地元食材の消費拡大			海と大地の恵みの提供			雇用流動性の活用			就労者の支援		
		都市機能の整備			民間住宅の建設の促進			公営住宅整備事業の推進			道路の整備促進			道路の適正な維持管理		
		冬期道路交通の確保			海岸と河川の保全			防災計画の充実			災害に強い社会基盤づくり			防災対策の充実と意識の向上		
		水質、水量の安定供給の確保			上下水道事業の健全経営			汚水処理事業の継続と水洗化普及			下水道事業の健全経営			上下水道事業の健全経営		

調和を求めて

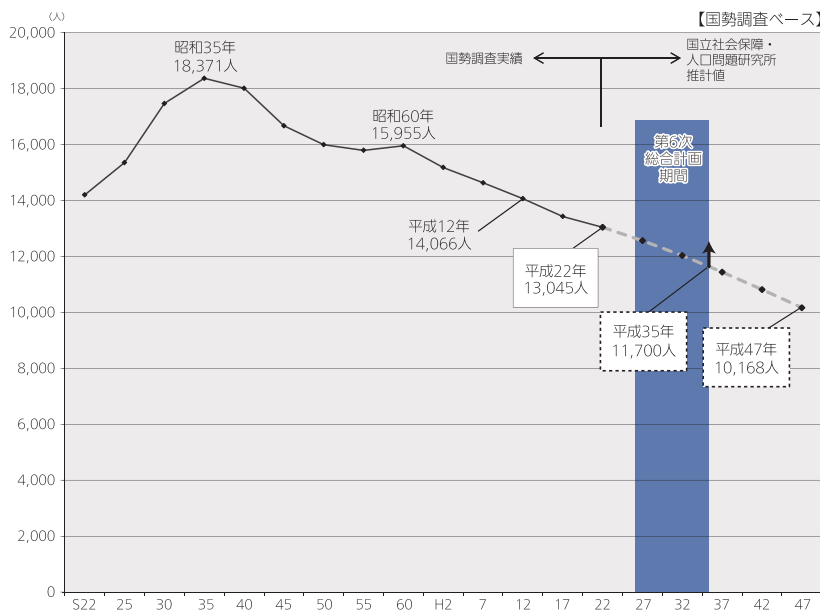
住みよいまちづくり

			5				6				7						
くらしをめざす			いきいきと自分らしく 健やかに暮らせるまちをめざす				心豊かにつながり 学び合うまちをめざす				町民が主役になっ て住みよいまちをめざす						
3		4	1		2	3		4		1		2	3		1		2
命を守る消防救急体制の充実		くらしの安全安心の推進	いつも元気に安心して暮らせるまちの実現		気持ちの通う高齢者福祉の充実	一緒に支え合う地域福祉の充実		希望を持って子育てできるまちの実現		地域とつながる学校教育の推進		地域を支え育てる人材の育成	地域を育む社会教育活動の推進		地域が輝くつながりのあるまちの実現		社会変化に対応できる健康なまちの実現
			重点6	重点7	重点8			重点9		重点10						重点11	重点12
1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	1	2	3	4
消防施設・設備と組織の充実	救急体制の強化	防火意識・救命知識の向上	犯罪の防止と交通安全の推進	くらしの相談体制の充実	地域に根ざした国保病院の充実	地域医療体制の充実	生涯を通じた健康づくりの推進	高齢者の生活を支援する取組みの促進	介護保険サービスと介護予防事業の充実	高齢化社会を支える人づくり	障がい者への総合支援と社会参加の促進	地域のネットワークづくり	福祉相談機能の充実	子育て支援の充実	保育の充実	障がい児支援の充実	教育内容の改善と向上
										</							

III-7 計画全体の主要指標

(1) 人口推移

斜里町の人口の推移と将来推計（昭和22年～平成47年（1947～2035年））



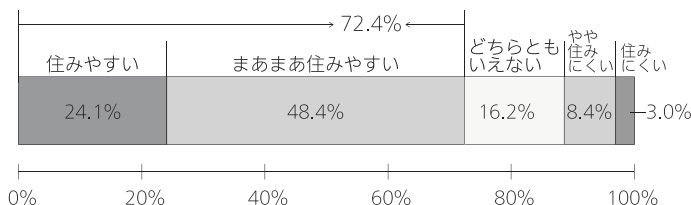
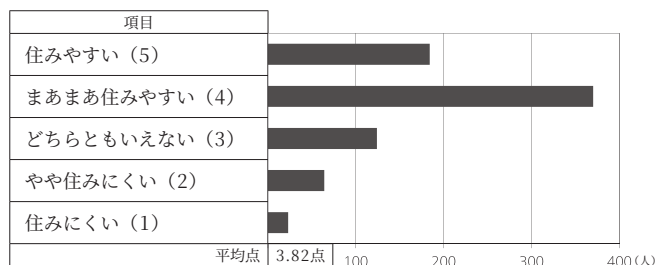
平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所から発表された人口推計に基づく、本計画が終了する平成35年には、斜里町の人口は約11,700人に減少すると予測されています。

日本全国の人口推計やこれまでの斜里町の人口推移状況からすると、人口減少自体は避けられないと考えられますが、本計画による産業振興や子育て支援策、その他魅力あるまちづくり諸策を着実に進めることで、できる限り人口減少を緩和させていく必要があります。

(2) 住みやすさ

設問：「斜里町は住みやすいと思いますか？」

住みやすい	まあまあ住みやすい	どちらともいえない	やや住みにくい	住みにくい
5	4	3	2	1



平成25年3月実施町民アンケート調査

本計画を策定するにあたって実施した町民アンケート調査によると、「斜里町は住みやすいと思いますか？」という問い（5段階評価）に対して、72.4%の町民が住みやすい（まあまあを含む）と回答しました。

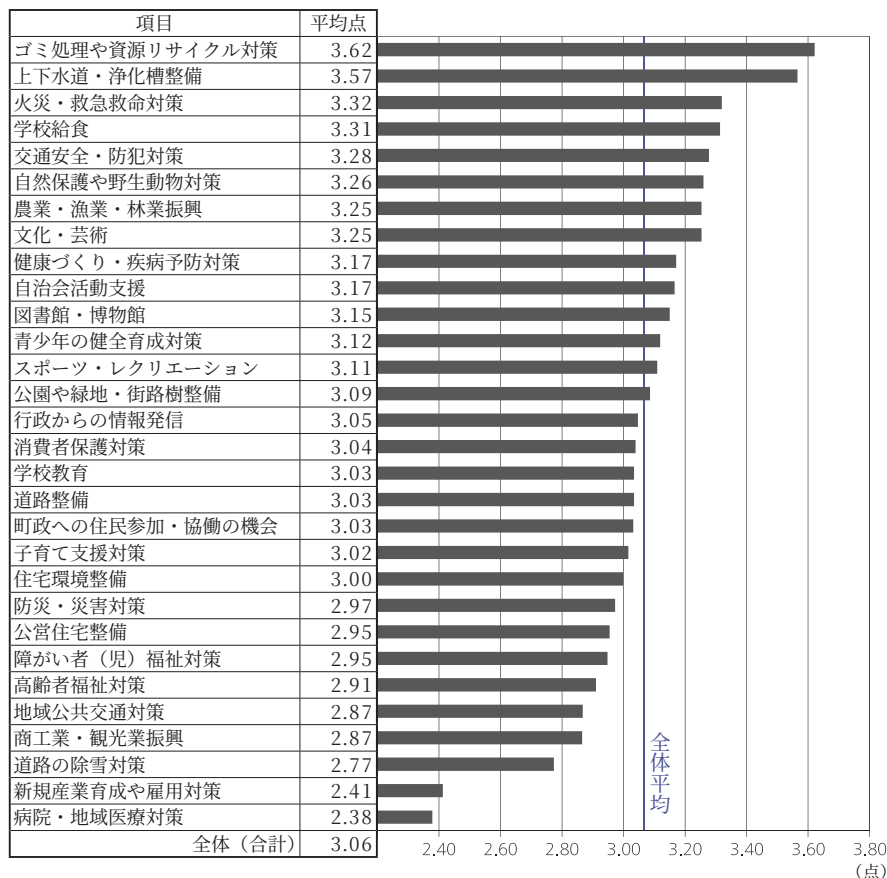
他自治体の類似の調査結果と比べても遜色のない、比較的よい結果であったとはいえませんが、一方で、属性別にみると、男女差はほぼ見られなかったものの、年代別では若年層が、居住地区別ではウトロ地区が、他と比べてやや低い傾向が見られました。

自治基本条例でも示されたとおり、住みよいまちであり続け、より魅力を高めていくことは、斜里町の未来にとって極めて重要であり、かつ目標でもあることから、この問いへの回答が向上するよう、本計画に従って着実なまちづくりを進めていく必要があります。

(3) 行政個別分野への満足度

設問：「次の項目に対する現状への満足度について、どのようにお考えですか？」

5	4	3	2	1
満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満



前項（2）と同じく町民アンケート調査の結果、30に区分した個別行政分野の満足度は左表のとおりとなりました。

5段階評価の平均点でみると、最上位の3.62点から最下位の2.38点まで大きな開きが出ましたが、30分野の平均点では3.06点となり、比較対象がないものの、決してよい結果だったとはいえません。

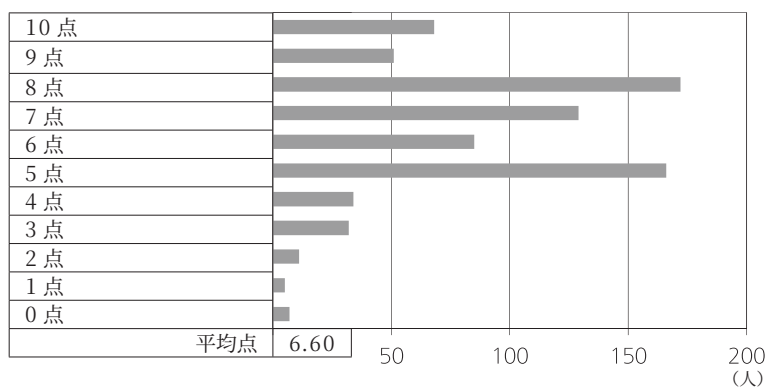
相対的に高評価だった分野はさらに向上させ、低評価だった分野は改善に努め、全体の平均点が向上するよう努めていく必要があります。

平成25年3月実施町民アンケート調査

(4) 幸福度

設問：「現在、あなたはどの程度幸せですか？」

とても幸せ ← ← → → とても不幸										
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0



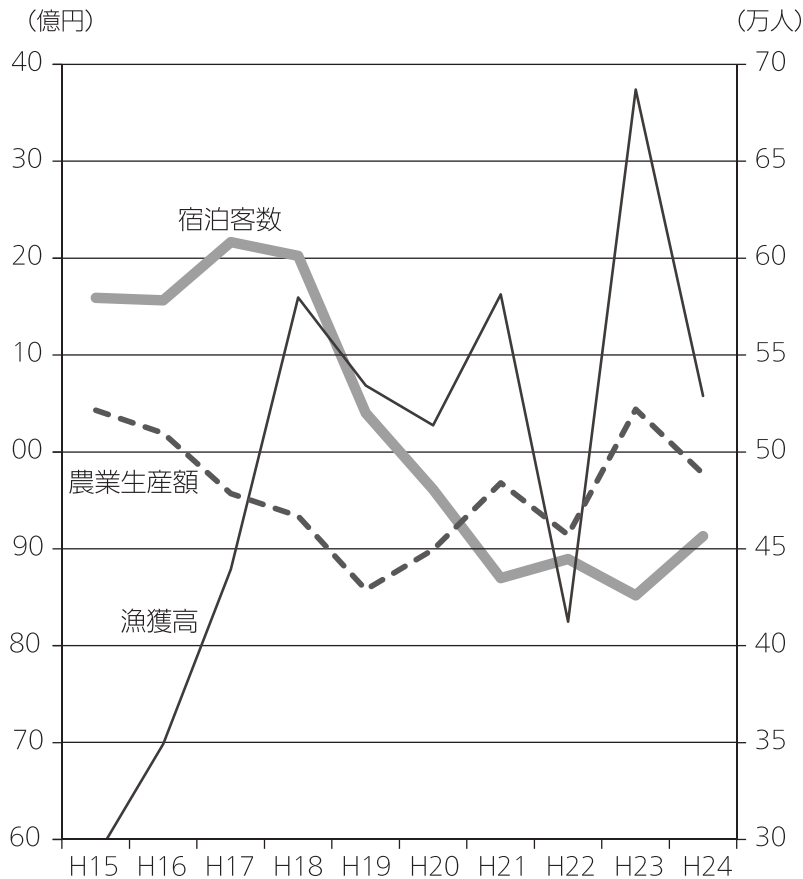
平成25年3月実施町民アンケート調査

前2項と同じく町民アンケート調査では、町民の幸福度の調査も行いました。

本計画の基本テーマにも設定したとおり、結果として町民の幸福度が高まることがいわば究極的なまちづくりと考えられなくもなく、幸福度という指標は、今後、ますます重要性が高まっていくものと考えられます。

幸福度と行政施策との関係が明らかではないとしても、少なくとも行政施策の結果、幸せな町民生活に繋がるべきですので、このような指標の確実な向上が望まれます。

(5) 産業指標



※農業生産額と漁獲高は左軸(億円)
※宿泊客数は右軸(万人)

農業生産額、漁獲高、宿泊客数という、斜里町を支える3つの基幹産業の実績です。

農業と漁業は自然、観光は経済情勢といった外的影響を受けますが、それでも結果として他地域との厳しい競争を勝ち抜く強さは欠かすことはできません。

斜里町を支えているのはまさしく産業であり、産業の発展なくして、まちの発展やまちづくりの進展ありません。

産業の実績は、まちの総合力を示すものとして、今後も重要なものといえます。

(6) 財政

(単位 %)

指標とその説明	H20	H21	H22	H23	H24	早期健全化基準	財政再生基準	全道平均
①実質赤字比率	赤字額なし					14.59	20.0	—
②連結実質赤字比率	赤字額なし					19.59	30.0	—
③実質公債費比率	14.6	15.2	15.6	15.9	15.3	25.0 18.0以上で要注意	35.0	10.7
④将来負担比率	98.2	94.9	89.0	102.6	94.4	350.0	基準なし	75.1
⑤資金不足比率	不足額なし					20.0	基準なし	—

- ①一般会計の赤字額の指標
②一般会計と特別会計をあわせた赤字額の指標
③標準的な収入額に対する、特別会計も含めた過去の起債借入額の償還割合に関する指標
④標準的な収入額に対する、特別会計・企業会計・第三セクターなども含めた、その町の将来負担するべき負債額に関する指標
⑤公営企業の資金不足額を指標化したもの

一般的に地方自治体の財政状況を示す指標として、左の5指標が用いられます。

財政には、自治体それぞれの歴史的、地理的事情はもちろん、国政状況や景気の影響を受け、また世代間分配の視点もあわせもつものでもあります。それでも中長期的には、左の指標を目安に健全な財政運営が求められるものでもあります。

総合計画の実現をめざしたまちづくりの前提には、健全な財政運営が不可欠であり、これらの指標に十分留意する必要があります。

IV . 基本計画

「町民参加・協働」の項目の見方

単位施策を示す表の中に、「町民参加・協働」という項目欄があります。これは、それぞれの単位施策を実施するにあたって、どの程度町民参加や協働を期待するかという視点から3段階で分類したものです。

あくまでも目安ではありますが、行政の担当部局は町民参加や協働の可能性を十分に考えたうえで施策を実施していく必要があります。

凡例

 参加・協力・連携・協働 大	できるだけ多くの町民の参加や協力、理解、連携、協働が不可欠または望まれる施策
 参加・協力・連携・協働 中	施策として想定される特定の関係者や受益者がいるが、その範囲内で町民の参加や協力、理解、連携、協働が不可欠な施策
 参加・協力・連携・協働 小	行政単独またはごく少数の関係者や受益者によって完結しうる施策で、町民の参加や協働があまり必要ではないと考えられる施策

1 自然と共に生きることができる 住みよいまちをめざす

1-1 人と自然が共生する豊かな環境づくりの推進

1-2 持続的発展が可能な循環型社会づくりの推進



政策1－1

人と自然が共生する豊かな環境づくりの推進

1-1-1

自然環境の保全と
適正利用の推進

多様な自然環境の保全と適正な利用を図り、その価値を次世代に継承します。

100平方メートル運動の森
・トラストの推進

世界自然遺産地域を
はじめとする自然環境の保全

国立公園内利用適正化対策の
推進

1-1-2

野生生物の保護管理
の推進

野生生物の保護管理を進め、野生生物と住民生活や産業との軋轢を軽減します。

野生生物保護管理対策の推進

調査研究活動の推進

野生生物との共存のための
普及啓発

1-1-3

生活環境の保全

大気・水・土壌などの生活環境を良好な状態に保ちます。

公害対策の推進

水環境の保全

政策1－2

持続的発展が可能な循環型社会づくりの推進

1-2-1

地球温暖化防止対策
の推進

再生可能エネルギーの活用などにより地球温暖化の防止をめざします。

再生可能エネルギーの導入

省エネルギーの推進

1-2-2

ごみの減量・資源化
の推進

ごみの減量・資源化により、循環型社会づくりを推進します。

ごみの排出抑制

リサイクルの推進

1-2-3

適切なごみ処理の
推進

ごみの安定的かつ適切な処理により、環境負荷の低減をめざします。

安定的なごみ処理の推進

不法投棄・野外焼却対策等の推進



1-1-1 自然環境の保全と 適正利用の推進

重点施策1

現状と課題

知床の原生的な自然をはじめ、身近な緑や水辺など本町の豊かな自然環境は、多くの野生生物を育むとともに、水源のかん養、災害の防止、大気の浄化、生態系や生物多様性の保全などの様々な公益的機能を有しており、さらには、潤いや安らぎといった面からも私たちに多くの恩恵をもたらしています。

国立公園内では観光利用の集中による自然環境への負荷、登山、シーカヤック、釣りなど利用の多様化に伴う利用規制地域への立入り、ゴミやし尿の放置などが課題となっています。また、沿岸部には、海流による他地域からの流入も含めて多くの家庭系、水産系の廃棄物が漂着しており、その回収処理が課題となっています。

「100平方メートル運動地」は、増えすぎたエゾシカが障壁となって広葉樹種の生長が思うように図られていない状況にあり、防鹿柵のメンテナンスなど二次的な作業にほとんどの労力と資金が費やされています。参加者と約束した原生の森と生物の営みの再生には百年単位での時間が必要であり、運動の持続的な推進のためにも多くの支援を必要としています。また、新たな知床の未来を築くための研究施設、高等教育機関等との連携と活用が求められています。

目的・目標

世界自然遺産をはじめとする本町の多様な自然環境の保全と適正な利用を図り、その価値を次世代に継承します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	100 平方メートル運動の森・トラストの推進	日本のナショナル・トラスト運動の礎を築いた「しれとこ100平方メートル運動」によって保全された運動地に、開拓前の原生的な自然を再生する活動を進めるとともに、運動の取り組みや自然保護の重要性を伝える環境教育の場としても活用します。	 参加・協力・連携・協働 大
2	世界自然遺産地域をはじめとする自然環境の保全	世界自然遺産地域に代表される原生的な自然環境、身近な緑地や樹木、河川、海洋環境など、自然の固有性や地域特性に応じた適切な保全対策を進めます。	 参加・協力・連携・協働 大
3	国立公園内利用適正化対策の推進	質の高い自然体験機会の提供と持続可能な利用を図るための仕組みの構築及び必要な施設整備を進めます。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	自然環境や野生動物対策に対する満足度	3.26pt (H24)	3.33pt	3.42pt
2	100平方メートル運動の森・トラスト参加件数(累計)	16,458件	20,000件	25,000件



1-1-2

野生生物の 保護管理の推進

現状と課題

本町に生息する多様な野生生物は、自然環境を健全に維持する上で大きな役割を果たしており、町が設立した知床財団を中心に、国内の自然公園ではトップレベルの保護管理活動を進めています。

ヒグマは、世界でも有数の高密度で生息し、知床を象徴する野生生物として、また、世界自然遺産の生態系を構成する重要な要素となっていますが、観光客等による餌付けや不用意な接近など不適切な行為が確認されています。

過密となったエゾシカは、知床半島の植生を変化させるとともに、多大な農林業被害を与えています。また、キツネ、カラスなどによる農業被害も生じており、これらの鳥獣は猟友会と連携して駆除事業を実施しています。

外来種は、アライグマなど特定外来生物の侵入が確認されているほか、ウチダザリガニ、セイヨウオオマルハナバチなども侵入・定着しており、生態系や産業活動への影響が危惧されています。

目的・目標

野生生物の保護管理を進めるための調査研究活動を推進し、科学的知見に基づく個体群の維持存続と、希少種の保護、外来種対策を進めるとともに、野生生物と地域住民の生活、産業との軋轢を軽減し、共存をめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	野生生物保護管理対策の推進	ヒグマ・エゾシカをはじめとする野生生物の保護管理の取り組みを推進します。また、生態系に影響を及ぼすおそれのある特定外来生物の効率的な被害対策を進めます。	 参加・協力・連携・協働 中
2	調査研究活動の推進	野生生物の保護管理を進めるため、生息状況や生態等に関する調査研究、モニタリング活動を進めます。	 参加・協力・連携・協働 中
3	野生生物との共存のための普及啓発	野生生物への不適切な接触を防止するための人の利用の適正な誘導や、餌やりの防止など野生生物との付き合い方のマナーに関する普及啓発を進めます。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	自然環境や野生動物対策に対する満足度(1-1-1に同じ)	3.26pt (H24)	3.33pt	3.42pt
2	野生鳥獣による農業被害額(年間)	35,973 千円 (H24)	32,000 千円	30,000 千円



1-1-3

生活環境の保全

現状と課題

高度成長期に全国各地で公害が社会問題となり、公害発生源に応じて様々な法整備が進められ、本町においても昭和48年に公害防止条例を制定し、公害の課題に対応しました。

その後、酸性雨や地球温暖化などが社会問題化し、地球環境保全の時代に移行しましたが、それまでの法令では地球環境規模の課題に対応できなくなったことから、あらためて公害関連法の上位法として環境基本法が制定されました。これに呼応して、本町においても、公害防止条例の上位条例として、環境基本条例を平成15年に制定し、総合的な環境の保全に努めています。

個別の公害の課題に引き続き対応するだけでなく、町や事業者、町民それぞれが、自らの活動が自然環境に及ぼす影響を認識し、環境に負荷をかけない活動に努める必要があります。また、水環境の保全にあたっては、水源地域や河畔林の保全など、流域全体を総合的に保全する取組を通じて、生活環境を積極的に保全していく必要があります。

目的・目標

大気・水・土壌環境を良好な状態に保つことにより、町民の健康の保護及び生活環境の保全をめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	公害対策の推進	公害の発生を未然に防ぐため、自然環境の推移の把握に努め、公害の発生する可能性のある施設の監視、監督、指導を実施し、必要に応じて公害防止協定を締結します。また、通報があった場合には迅速に対応します。	 参加・協力・連携・協働 中
2	水環境の保全	水源地域や河畔林の保全など、流域全体を対象とした河川の総合的な保全に努めます。また、心豊かな生活のための水の重要性についての普及啓発に取り組みます。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	定点環境測定箇所数	1箇所 (H24)	1箇所 以上	1箇所 以上
2	上下水道、浄化槽整備の満足度	3.57pt (H24)	3.64pt	3.75pt
3	浄化槽設置世帯数	360世帯	400世帯	460世帯



1-2-1 地球温暖化防止対策の推進

現状と課題

今、地球温暖化による異常気象の増加、海水面の上昇、生態系の変化など、深刻な環境の変化が世界各地で起きており、世界規模の環境保全が必要とされています。温室効果ガスを削減するため、1997年12月に京都議定書が採択されました。むこう15年間で温室効果ガスの6%削減を目標として、国・地方自治体・事業者・個人が一体となって様々な取り組みを進めてきました。温室効果ガスの半分以上を占める二酸化炭素の排出削減が求められており、そのために再生可能エネルギーへの転換や省エネルギーによる化石燃料の使用抑制を推進することが重要です。

本町における再生可能エネルギーの導入は、家庭用太陽光発電システムの導入補助事業の実施やバイオマス^{*}燃料製造施設兼バイオマス熱利用施設としての一般ごみ資源化施設建設を建設するなど一定の取組をしていますが、更に広く導入促進していく必要があります。

また、省エネルギーの取組には経済的メリットから、家庭や事業所において実践されていますが、二酸化炭素の排出抑制をあらためて主眼として、それぞれの取組を更に推進していく必要があります。

目的・目標

再生可能エネルギーの活用やエネルギーの効率化を図ることにより、温室効果ガスを削減し、地球温暖化の防止をめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	再生可能エネルギーの導入	太陽光発電やバイオマス熱利用を中心とした再生可能エネルギーの導入または支援を実施します。	 参加・協力・連携・協働 大
2	省エネルギーの推進	あらゆる事業の推進にあたっては省エネに配慮し、二酸化炭素の削減に努めます。また省エネ活動を促進するため、周知啓発を実施します。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	住宅用太陽光発電システム導入戸数(累計)	103戸	154戸	214戸
2	公共施設への再生可能エネルギー導入施設数	5件 (H24)	5件以上	5件以上



1-2-2

ごみの減量・資源化の

推進

現状と課題

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の行動形態をあらため、環境への負荷の少ない循環型社会への転換が必要とされています。

循環型社会の実現のためには、第一にごみの発生を抑制（リデュース）し、次に発生したごみは再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収の順に循環の利用を進め、循環の利用が困難な場合においても環境負荷を最小限に抑えた安全な方法で処分することが必要です。

本町では、昭和61年の生ごみの堆肥化処理に伴う分別収集や平成6年のビン・缶・紙等のリサイクル事業の開始など、全国でも先進的に取り組みを進めてきました。現在も17品目の分別収集を実施し、ごみの減量やリサイクルを積極的に進めており、今後も継続してごみの減量・資源化を進めていく必要があります。

目的・目標

ごみの減量・資源化の取組を継続的に実施することにより、循環型社会づくりを推進します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	ごみの排出抑制	ひとりひとりが自らの生活様式を見直し、町民ひとりあたりのごみの排出量を抑制します。特にコンポストや水切りなど、生ごみの自家処理と減量化を促進します。	 参加・協力・連携・協働 大
2	リサイクルの推進	資源物の分別を徹底し、リサイクル率の向上に努めます。また集団回収を支援し、再生品の利用に努めるなどリサイクルを積極的に推進します。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	ごみ処理や資源リサイクル対策に対する満足度	3.62pt (H24)	3.7pt	3.80pt
2	一日一人あたりごみ排出量(年間)	421g	409g 以下	395g 以下
3	ごみの排出量(年間)	5,295t	4,613t	4,380t
4	リサイクル率	49.6%	67%	70% 以上



1-2-3

重点施策2

適切なごみ処理の推進

現状と課題

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村は一般廃棄物を適正に処理しなければいけません。本町のごみ収集体制は、全域において家庭系ごみのステーション収集を実施しており（粗大ごみは一部未収集）、事業系ごみは、ごみの排出者の責任において自己搬入もしくは委託搬入しています。これら収集・搬入されたごみはそれぞれ、生ごみは堆肥化処理、生ごみを除く可燃性ごみはバイオ燃料への資源化処理、不燃性廃棄物は埋立処分、資源物は再資源化処理を実施しています。

一方で、不法投棄と野外焼却は、悪質な場合は数億円の罰金が科されるほど厳罰化が進んでおり、平成20年に制定したポイ捨て禁止条例により厳しく対応しているにも関わらず、あとを絶ちません。ごみの収集から処分までを適正に行い、不法投棄・野外焼却対策を継続的に実施していく必要があります。

目的・目標

恒常的に排出されるごみを安定的に処理し、不適正なごみ処理をなくすことで、環境美化を推進し、ごみによる環境負荷の低減をめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	安定的なごみ処理の推進	公平で効率的なごみ収集体制の構築に努め、エコクリーンセンターの安定稼働をめざし、ごみ処理施設の安定的な管理運営に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小
2	不法投棄・野外焼却対策等の推進	環境美化推進協力員と連携し監視体制を構築します。また通報には迅速に対応し、悪質な場合は警察と連携するなど、ごみのポイ捨てや不法投棄、野外焼却の根絶をめざします。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	ごみ処理や資源リサイクル対策に対する満足度(1-2-2に同じ)	3.62pt (H24)	3.7pt	3.80pt

2

足腰の強い産業をめざす

2-1 力強い産業基盤の構築

2-2 知床しゃりの展開

2-3 担い手の育成と確保



政策2-1 力強い産業基盤の構築

2-1-1

産業基盤整備の推進

各産業基盤の整備と適正な維持を推進し、力強い産業の構築をめざします。

農業基盤の整備

水産基盤の整備

林業基盤の整備

商工業の振興

観光業の振興

2-1-2

資源の持続的活用の推進

資源の循環的利用など、資源を枯渇させない再生力を高める仕組みづくりを推進します。

農業の持続的推進

水産資源の
持続的活用

森林資源の
持続的活用

商工業資源の活用

観光資源の活用

2-1-3

戦略的経営の促進

事業者等の経営基盤強化や整備、多様な連携・協力の仕組みづくりを推進します。

制度資金の活用と促進

経済団体等への支援

情報システムの拡充

政策2-2 知床しゃりの展開

2-2-1

イメージ戦略の推進

「知床しゃり」をキーワードにして、新たな魅力の開発と定着に努めます。

環境保全型産業のPR

新たな魅力の発掘と創造

魅力的な観光の推進

2-2-2

海と大地の恵みの提供

「知床しゃり」の安全・安心な魅力と商品の提供への取り組みを図ります。

ブランド力を持たせた
付加価値の向上

産業連携の推進

多様な商品提供の
促進

2-2-3

地元食材の消費拡大

地元食材の魅力を伝え、地域消費の拡大を推進します。

地域の味の伝承

地産地消の推進

地域消費の拡大



政策2-3 担い手の育成と確保

み
ど
り

し
ご
と

ま
ち
な
み

く
ら
し

い
き
い
き

ま
な
び

ち
ょう
う
み
ん

2-3-1

雇用の流動的活用の
推進

労働力の流動化を図り労働環境を整えつつ、季節的に不足する労働力確保と雇用安定に努めます。

作業委託の活用促進

就労機会の提供拡大

2-3-2

就労者の支援

就労者のスキルアップや斜里町で家庭を持ち産業を担う就労者の支援を推進します。

新規就労者の支援

スキルアップと就労喚起

安心して働ける
就労環境の整備と支援

2-3-3

担い手確保と技術継
承

後継者探しやシニア世代の活用と担い手を育成する取り組みと仕組みづくりを推進します。

事業継承の推進

シニア世代の就労環境整備



2-1-1

産業基盤整備の推進

現状と課題

斜里町は、良好な自然環境に育まれた農林漁業による1次産業を基礎として、加工業等の2次産業が興り、更に、これらに関連した3次産業が発展しています。

また、斜里町には、世界自然遺産知床をはじめ、貴重な自然環境が存在し、これを中心とした観光産業も大きな発展を遂げています。

そのような中、斜里町の産業の維持と更なる発展のためには、まず町の主な産業となる農業、漁業、林業における生産基盤の整備と維持が不可欠です。また、1次産業を基盤とする工業や商業においても、交通や流通の整備、工場などの製造拠点施設の維持が重要となります。

更に、今後、成長が期待される観光業でも、自然環境や景観、農村作業風景等は重要な観光資源であり、整備が望まれています。

1次、2次産業における生産基盤は、整備効果が維持されていくように、長寿命化対策や円滑な更新が必要です。また、多様な観光の魅力づくりとして、環境保全や景観整備など、新たな視点での取り組みが必要です。

目的・目標

農林水産業における生産基盤をはじめ、商業や工業、観光のための街並みなど、各分野での基盤整備と維持を推進し、力強い産業基盤の構築をめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	農業基盤の整備	農業の国際化が進展する中、安心安全で安定的な生産維持のため、低コスト・高付加価値化に向けた土地改良事業による計画的な基盤整備と土地改良施設の長寿命化に向けた維持管理に努めます。また、農業経営の安定化・効率化を目指すため、認定農業者の育成支援、遊休農地の発生防止対策や農地集積事業の推進に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中
2	水産基盤の整備	生産拠点、流通拠点としての機能を増進するために、関係機関と連携して漁港やふ化場、漁業関連施設の整備を促進し、それらの施設が機能を発揮できるように環境整備と適正な維持管理に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中
3	林業基盤の整備	「植えて、育てて、伐って、使う」という森林整備サイクルを推進するため、町有林の除間伐を適期に行い、伐期を迎えた森林の計画的な皆伐と植林に取組み、作業路等の維持管理により持続可能で次世代に引き継がれる森林資源の維持に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中



	単位施策名称	内容	町民参加・協働
4	商工業の振興	中心市街地活性化事業により整備された市街地のにぎわい創出や商工業関連の通信インフラの整備など、商工業の活性化に努めます。また、地場産品の安定供給や高次加工のための取組みを促進します。	
5	観光業の振興	世界自然遺産に代表される、豊かな観光資源の保護と適正利用を図り、広域的な観光ルートの整備や新たな観光スポットの整備、地域産業景観の観光資源化に努めます。また、国際化のための整備や来訪者の安心安全のための社会資本整備、空港等からの2次交通の確保などに努めます。	

成果指標

		H25	H30	H35
1	農業(農地)基盤整備の進捗(今後10年間の道営事業費の進捗状況)	0%	55%	100%
2	漁業基盤整備の進捗(漁港整備及び強い水産業づくり交付金事業の進捗状況)	57.3%	80%	100%



ビートの植え付け



サケの水揚げ



2-1-2

資源の持続的活用の推進

現状と課題

斜里町の1次産業は近年概ね安定した資源水準のもとで営むことができています。一方で資源は利用の過多や環境面から多面的な影響を受けるため、今後は資源の持続的・循環的利用が求められており、町内各産業における連携の取組みが望まれています。また、収穫や資源の加工時に発生する副産物や残渣などの再利用や減量化などへの取組みが課題となっています。

1次産業においては農地や河川、海域の健全性を確保し、資源の枯渇をさせない生産体制の確立が望まれます。2次産業では加工の工程で発生する残渣などの再利用による付加価値化への取組みが望まれています。

また、建設や土木などにおいても、産業基盤の整備や維持に要する、土石等の地下資源の利用にも、無駄のない活用や、廃材等の再利用率の向上が望まれています。

これら資源の持続的・循環的利用の観点から、これまで未利用であった資源の活用や再生資源の利用促進を図り、環境への負荷を軽減し、且つ持続できる取組みが課題となってきます。

目的・目標

斜里町の産業は、生産物や自然環境・観光景観など、多様な資源の適正な利用により成り立っており、これら資源の循環的利用や栽培・育成により、資源を枯渇させない再生力を高める仕組みづくりを推進します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	農業の持続的推進	家畜自衛防疫組合による、農場の衛生管理及び家畜伝染病予防を徹底します。また、家畜糞尿対策や未利用資源を活用した堆肥づくりを推進し、土づくりを含め、地力向上と輪作体系の確立を推進します。	 参加・協力・連携・協働 中
2	水産資源の持続的活用	水産業は豊かな自然環境に依存して営まれることから、海域・河川等の環境保全に努めるとともに、水産資源を安定させるために、関係機関と連携して資源づくりと適正利用を促進します。	 参加・協力・連携・協働 中
3	森林資源の持続的活用	森林は、二酸化炭素吸収源、水源涵養、生物多様性の保護と防災など公益的、多面的な機能を有していることから、適切な森林施業の実施や再生可能な木質資源の利活用など、関係機関と連携し、森林資源の循環と持続的活用に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中



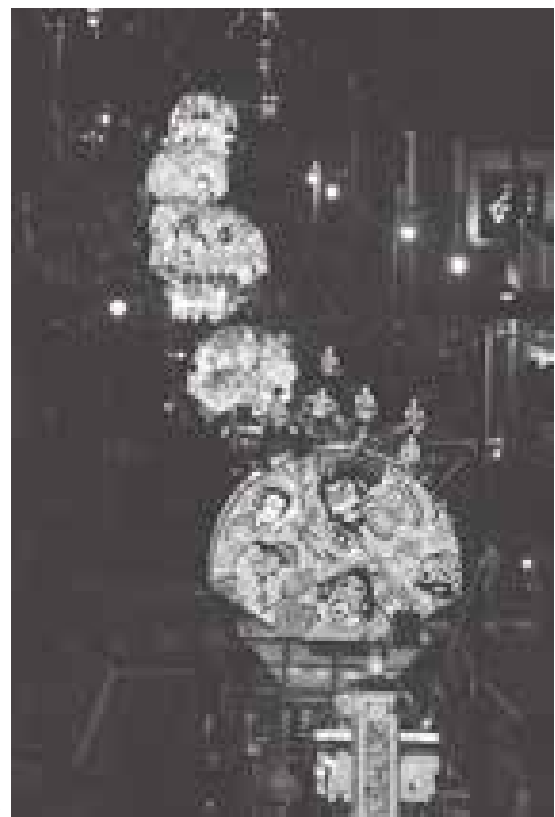
	単位施策名称	内容	町民参加・協働
4	商工業資源の活用	農林水産物等加工に発生する副産物や残渣等の活用促進に努めるとともに、加工品原材料や公共事業に要する骨材資源の利用において、資源の枯渇防止や再生利用の促進に努めます。	
5	観光資源の活用	希少性の高い自然環境や景観及び、地域の歴史や産業などの多様な観光資源の活用を図り、農林水産物をはじめ豊富な地域資源の観光産業への活用に努めます。	

成果指標

		H25	H30	H35
1	農業生産額	103億円	100億円	100億円
2	漁獲高	118億円	110億円	110億円
3	観光消費額	124億円	120億円	120億円



知床半島



しれとこ斜里ねぶた



2-1-3

戦略的経営の促進

現状と課題

斜里町は、農業漁業を中心に1次産業を基盤として、2次産業や3次産業が発展してきました。町内の1次産業産品は、安全性や品質が高いものの、海外からの輸入品との競争では、国際貿易自由化等に伴って発生すると思われる諸問題への対応面で研究と対策が必要なほか、製品の差別化や2次加工等による付加価値化、産業間連携による新たな進展や魅力向上面での研究・取り組みが望まれています。

これらの対応に向け、地域産業の維持・発展に向けた戦略的な経営の研究と取り組みが必要であり、新たな取り組みや研究などに向け、研究機関との連携や開発費用の支援、近代化への整備支援制度等の維持と活用促進が望まれます。

また、地域特性や希少性を最大限の魅力として活用していくため、各産業間が総合的に連携する仕組みづくりが課題となっています。

目的・目標

事業者や経済団体の経営基盤の強化や整備と、多様な連携・協力の仕組みづくりを推進します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	制度資金の活用と促進	生産施設の近代化や事業運営の円滑化・安定化を図るため、各種補助・助成制度や融資制度などの資金制度の活用を促進するとともに、利子助成などの支援に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中
2	経済団体等への支援	経済環境が変化するなかで、生産者や事業者が安心して事業展開が行えるよう、みどり工房などの活用促進や、経済団体を通じた経営効率化等の指導強化への支援、また、各産業が総合的に連携する観光産業の中核的機能を有する組織の支援など、経済団体間の連携強化に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中
3	情報システムの拡充	情報インフラを活用した情報の管理により、多様化する高度な技術・情報の迅速な共有と提供システムの強化を図ります。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	農業：L 資金貸付件数(年度末の貸付総件数)	166件	160件	160件
2	漁業：近代化資金貸付件数(年度末の貸付総件数)	44件	40件	40件
3	商工業：近代化資金貸付件数(年度末の貸付総件数)	11件	10件	10件



2-2-1

イメージ戦略の推進

重点施策3

現状と課題

斜里町は、自然保護と適正利用の取組みにおいて、全国の先駆けであり、それにより知床をはじめとする貴重でクリーンなイメージを持たれているが、そのことは必ずしも、特産物の品質の良さや食の安全などと結びついたものにはなっていないところがあります。

そこで、斜里町の特産品や産業イメージを、「知床しゃり」に統一し、豊かな自然環境に立脚した安心・安全を産む産業が発展していることが、十分に伝えられるイメージ戦略を展開する必要があります。

そのため、環境保全型産業の取組みに加えて、異業種連携の支援、魅力的な「知床しゃり」の観光・物産の情報発信をどのように行うのが課題となっています。

目的・目標

雄大な自然環境の中で育まれる、安心安全を念頭にして、クリーンな産業イメージを追求し、「知床しゃり」をキーワードにした、新たな魅力の開発と定着に努めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	環境保全型産業のPR	GAP(農業生産工程管理)やMSC(持続可能な漁業の認証)等の取組みにより、クリーンで安全・安心な農水産物の生産を推進し、限りある資源の保護や、豊かな自然環境に負荷を与えない産業振興に向け、内外に対し、積極的な情報開示や働きかけを行なうとともに、環境保全型産業の振興とイメージ化に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中
2	新たな魅力の発掘と創造	経済団体や地域団体、異業種の連携などによる起業支援や、消費者のニーズを把握して、新たな特産品開発などを支援し、魅力の創出とイメージ化に努めます。	 参加・協力・連携・協働 大
3	魅力的な観光の推進	観光の利用動向の調査など、観光客が知床に何を求めているかを把握し、求められる魅力の磨き上げと提供のための取組みを支援します。また、エコツーリズム [*] やグリーンツーリズム [*] などニューツーリズム [*] を推進し、長期滞在や再訪問を促し、滞在型・着地型観光の促進に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	知床しゃりブランドの申請数	16品	5品	5品



2-2-2

海と大地の恵みの提供

現状と課題

斜里町の近年の農業と漁業は、安定した生産と売上額を維持しているが、生産期が集中しているため、この多くは2次加工品の原材料として町外へ供給されている現状となっています。そのため、2次加工による付加価値化や、ブランド化の取組みが十分とは言えません。

そこで、斜里町の産品に「雄大で豊かな知床しゃりの海と大地の恵み」のイメージ定着を図り、個々の産品が「知床しゃり」のイメージに統一されたブランド化を図る取組みが必要です。

そのため、世界自然遺産知床の知名度やイメージを最大限に活用し、6次産業化※や商工連携、産業間連携などの促進と、産品の付加価値化・魅力アップによる販売促進や消費の拡大を図るための取組みが課題となっています。

目的・目標

6次産業化や産業連携により、知床しゃりで生み出される安全・安心な魅力と商品の提供への取り組みを図ります。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	ブランド力を持たせた付加価値の向上	収穫・水揚げなどの一次産品の段階から、選別や鮮度保持等による付加価値向上を図り、世界自然遺産の知名度を生かした農水産物加工品の開発や商標登録などにより、付加価値を更に向上させるよう努めます。	 参加・協力・連携・協働 中
2	産業連携の推進	6次産業化など、産業連携分野への支援拡充に努め、地場産業活性化チャレンジ補助金や地場産品の魅力強化の取組みなど、資源立地型産業の振興に努めます。	 参加・協力・連携・協働 大
3	多様な商品提供の促進	行政及び企業・団体相互が情報提供を積極的に行なうことや、各種催事の中で商品提供を行い、新たな流通形態への発展を期待し、出荷先の多様化に対応できる取り組みを促進します。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	知床しゃりブランドの販売実績	4.2億円	5億円	6億円



2-2-3

地元食材の消費拡大

現状と課題

農業や漁業が盛んな斜里町において、北海道内の郷土料理を中心に、地元で食される味覚が現代社会の食卓で失われつつあります。また、地域の食材を購入できる機会も限られています。こういった中で、地域の食材を活かした食文化は貴重なものであり、今後の世代へ伝承されることも望まれています。

地元の旬の食材を知るための食育や調理・製法の伝承、また観光客や来訪者への消費提供を行い、食の面から「知床しゃり」の気候風土を広く周知する活動が必要となります。

目的・目標

地元の食材の魅力を伝え、地域消費の拡大を推進します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	地域の味の伝承	でんぷん団子や魚の焼き漬け・飯寿司に代表されるような、他の地域では食べられていない魅力あるふるさとの味や作り方を次世代に伝承し、普及活動に努めます。	 参加・協力・連携・協働 大
2	地産地消の推進	地域食材の購入を推進するため、季節の食材等を町広報やホームページなどの媒体を通じて積極的に周知し、消費拡大に努めます。また、学校給食においては、地域食材を活用し、子どもたちが地元の味に慣れ親しむ環境づくりに努めます。	 参加・協力・連携・協働 大
3	地域消費の拡大	少子高齢化と人口減少の続く中、観光やビジネスなどで、斜里町を訪れる交流人口による消費は、地域経済を維持する上で重要な課題であり、地域消費の拡大に向けた取組みに努めます。また、農水産物には「斜里産」の表記を行うことにより、手に取られやすい取組みを促進します。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	学校給食における斜里町産品の割合(金額ベース)	8.9%	9.5%	10%



2-3-1

雇用の流動的活用の推進

現状と課題

斜里町の産業は、農漁業を中心として形成されていることから、春先・秋の収穫時期に労働需要が集中し、季節的に労働力不足を招いており、各産業の繁忙期が集中する時期の雇用需給対策が必要となっています。また、通年で長期間・長時間の労働の解消に向け、農作業の一部委託などの取組みが望まれています。

そのため、一部業務委託を担うコントラクター※の設立促進や、技能経験豊富な高齢者の応援・指導者としての活用に向けた取組みが課題となっています。

目的・目標

作業委託の活用や異業種交流を含めた既存労働力の流動化を図り、潜在的労働力を呼び込める労働環境を整え、季節的に不足する労働力の確保と雇用の安定に努めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	作業委託の活用促進	一部産業で取り組まれている異業種における委託作業の活用を促進するとともに、各産業の重複する繁忙期への円滑な労働者の確保と雇用安定の支援に努めます。	
2	就労機会の提供拡大	女性や高齢者など、就労機会の少ない労働者に対し、ハローワークや高齢者勤労センターなどと連携して、公共施設掲示板や町ホームページを活用した情報提供を図るとともに、良好な労働環境づくりを推進します。	

成果指標

		H25	H30	H35
1	求職情報提供の箇所数	3箇所	5箇所	5箇所



2-3-2

就労者の支援

現状と課題

少子高齢化が進み、次世代を担う年齢層の不足や多様な産業を支える人材の確保は重要な課題となっており、町外からの積極的な取り込みが望まれて、新たな人材が、町内産業を担うための知識や技術の習得、スキル向上のための取組みが必要となっています。

これらに向けた移住世帯等の住宅確保や生活環境整備のための支援など、事情により定職できない現役世代が働きやすい環境の整備や子育て後の就労支援、求職意欲を喚起する取組みが課題となっています。

目的・目標

就労者のスキルアップと斜里町で家庭を持ち産業を担う就労者の支援を推進します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	新規就労者の支援	各産業での新規就労者支援のため、斜里町移住者等受け入れ促進事業の周知や、町内への定住促進に努めます。	参加・協力・連携・協働 中
2	スキルアップと就労喚起	結婚や転勤、出産などによる離職中求職者の就労に向けたスキルアップ等を推進するとともに、斜網地域通年雇用促進協議会を通じて、季節労働者の通年雇用化に向けた取組みと冬期間の技能講習などに取り組めます。	参加・協力・連携・協働 中
3	安心して働ける就労環境の整備と支援	就労者が安心して働けるように、安全・衛生対策に努めます。また、酪農ヘルパー制度活用などにより、労働負担軽減を図るとともに、生活基盤の整備を支援します。	参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	スキルアップ研修の実施状況	7講座 11名	8講座 10名	8講座 10名



2-3-3

担い手確保と技術継承

現状と課題

地域に密着した事業者の多い斜里町では、各産業や事業における後継者不足（確保）は以前からの課題となっています。また、地域産業に特有の技術が引き継がれないことも大きな問題であり、技術継承のための取り組みが求められています。

そのため後継者確保と事業承継には、配偶者や家族からの生活環境支援が必要であり、地域産業に不可欠な技術を有する高齢者の就労に向け、労働時間や勤務体制などの就労環境や健康管理が重要な課題となっています。

目的・目標

将来の担い手や配偶者、技術の継承の確保が求められ、後継者探しやシニア世代の活用と担い手を育成する取り組みと仕組みづくりを推進します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	事業継承の推進	担い手や後継者の対策と、技術継承の取り組みを支援するとともに、後継者不足に悩む産業に対し、町広報やホームページなどの媒体を通じ、事業継承のための推進に努めます。また、安定的な農業経営を目指すため、農業生産法人の育成支援に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中
2	シニア世代の就労環境整備	熟練した技能と経験を有する者からの技術能力継承を受けつつ、雇用形態の変化に対応した就労環境の整備に努め、長く働き続けられる環境づくりをすすめます。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	労働人口に対する就業人口割合	95.8%	96%	96%

3 快適なまちをめざす

3-1 快適に暮らせる住環境の整備

3-2 快適に暮らせる社会基盤の整備



政策 3-1 快適に暮らせる住環境の整備

3-1-1 都市機能の整備

高齢化社会にも対応できるまちなみをめざし、快適に暮らせる住環境の整備を促進します。

高齢者等に配慮した まちづくり	案内標識の整備推進	公園緑地の整備推進	墓地・火葬場の 整備推進	情報通信基盤の 整備促進
--------------------	-----------	-----------	-----------------	-----------------

3-1-2 民間住宅の建設の 促進

民間の協力・技術力を活用して住宅建設を促進し、また空き家対策に有効な施策検討を進めます。

高齢者に配慮した 集合住宅建設の促進	寒冷地向け住宅の建設促進	空き家住宅の利活用の促進
-----------------------	--------------	--------------

3-1-3 公営住宅整備事業の 推進

公営住宅の計画的整備や改修を行い、住生活環境の整備を進めます。

公営住宅の整備の推進	公営住宅再生事業の推進
------------	-------------

政策 3-2 快適に暮らせる社会基盤の整備

3-2-1 道路の整備促進

道路利用の多様化と地域の産業等との連携にも対応した道路環境の整備に努めます。

国道・道道整備の促進	町道整備の推進	歩道バリアフリー整備の推進
------------	---------	---------------

3-2-2 道路の適正な維持 管理

予防管理型の補修を行い、道路施設の長寿命化を図ります。

道路維持の推進	橋梁長寿命化修繕計画の推進
---------	---------------

3-2-3 冬期道路交通の確保

関係機関との連携や町民との協働により除排雪の効率化と安定的な冬期交通の確保に努めます。

除排雪態勢の見直し	除雪機械・オペレーターの 確保	除排雪の協働作業の検討	各道路管理者間の 連携強化
-----------	--------------------	-------------	------------------

3-2-4 海岸と河川の保全

海岸や河川の改修工事の整備促進を図り、流水の機能維持と河川環境保全に努めます。

海岸保全対策の促進	斜里川水系河川整備計画の 整備促進	普通河川の整備及び保全の推進
-----------	----------------------	----------------



3-1-1

都市機能の整備

現状と課題

都市計画区域は昭和28年に指定を受け、昭和50年に計画区域面積1,850haで決定しています。都市計画区域内には、用途地域が定められており地域ごとに建物の用途や規模、容積率・建坪率が決められて、まちづくりが進められています。

また一方、近年では高齢化社会に配慮したまちづくりや防災の視点から町内における都市施設の機能強化も求められています。

公園は、都市公園や広場など24箇所が設置されていますが、公園施設などの老朽化などが顕著に出始めているため再整備をしていく必要があります。

目的・目標

秩序ある健全な斜里市街地将来像を示す「都市計画マスタープラン」に沿って高齢化社会にも対応出来る街並みをめざすとともに、公共施設や避難施設への誘導をわかりやすく案内する効率的な案内標識を整備します。

また、身近な緑を充実させることにより潤いと安らぎを与える公園緑地の再整備を積極的に行い快適に暮らせる住環境の整備を促進します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	高齢者等に配慮したまちづくり	郊外に広まりを見せる住宅等を用途地域内に誘導を図る等、高齢者等に配慮したまちづくりを検討します。	 参加・協力・連携・協働 小
2	案内標識の整備推進	公共施設や避難施設の場所をわかりやすく案内する看板を設置します。	 参加・協力・連携・協働 小
3	公園緑地の整備推進	老朽化した公園施設を再整備するため公園施設長寿命化計画に基づき、効率的な修繕・更新を行います。また、地域に密着した街区公園や広場については、遊具の再整備など適正な維持管理に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中
4	墓地・火葬場の整備推進	町内の墓地（オホーツク霊園、ウトロ霊園、朱円墓地）の利用状況を踏まえながら、整備計画に基づく整備を進めていきます。また火葬場の適正管理に努め、計画的に施設改修を行っていきます。	 参加・協力・連携・協働 小
5	情報通信基盤の整備促進	情報化社会における住民生活の利便性向上のため、ブロードバンド※に対応した情報通信基盤の整備を促進します。	 参加・協力・連携・協働 小

成果指標

		H25	H30	H35
1	公共施設や避難施設への誘導案内看板の設置数	2基	13基	30基
2	公園施設長寿命化計画の進捗状況率	8%	36%	64%



3-1-2

民間住宅の建設の促進

重点施策4

現状と課題

近年は、高齢化社会に配慮した社会・生活基盤整備が求められています。町内においても、高齢者向け集合住宅や寒冷地向け住宅などの整備が課題であります。快適に暮らせる住環境整備のため、将来にわたり安心、快適な住宅である北国にふさわしい北方型住宅の普及促進が必要となっています。

また、既に廃屋となっているものや、空き家となってしまうことが想定される家屋など、人口減少と高齢化により今後も増えることが想定されます。これらの課題を解決するため、有効な施策の取り組みが必要となっています。

目的・目標

民間の協力により、高齢者に配慮した集合住宅等の建設や民間の技術力を活用した寒冷地向け住宅の建設促進をすることで、快適なまちをめざします。また、空き家対策では、国や道の支援策の活用により有効な施策の検討をすすめ、快適なまちをめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	高齢者に配慮した集合住宅建設の促進	北海道の支援策や民間の協力による高齢者向け住宅建設の情報提供を行うことにより整備促進につなげていきます。	 参加・協力・連携・協働 中
2	寒冷地向け住宅の建設促進	民間の技術力を活用し寒冷地向け住宅普及推進のため町民及び建設関係者への情報提供を進めます。また、住宅の長寿命化、省エネ・寒冷地仕様化、バリアフリー化を進めるため、リフォームを推進し、子育て世帯を含めいつまでも快適に暮らすための居住環境の整備をめざします。	 参加・協力・連携・協働 中
3	空き家住宅の利活用の促進	空き家の利活用と発生抑制に繋げるため、空き家の把握と適正管理の情報提供を行い、景観等への影響が大きくなる前に解体処分等が進むよう相談窓口の設置を検討します。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	高齢者向け集合住宅の情報提供の発信回数	0回	5回	10回
2	リフォーム事業利用累計件数	0回	5回	10回



3-1-3

公営住宅整備事業の推進

現状と課題

公営住宅は、町内全域にあり、建設年度が古く老朽化が進んでいる団地があります。公営住宅の住生活環境の向上と良好な状態を長期間維持していくため、平成22年に「斜里町町営住宅等長寿命化計画」を策定しました。

住宅の居住性、安全性を維持し、今後も長期間にわたり活用するため、計画的な建替と改修の実施が必要となっています。

目的・目標

「斜里町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の計画的整備や改修を行うことで、安心して暮らせる住生活環境の整備を進めます。団地毎の老朽の程度により建替による整備や改修の実施により住生活環境の改善を進めます。

同計画により公営住宅全体の管理戸数を568戸から525戸とします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	公営住宅の整備の推進	長寿命化計画に基づく、管理戸数525戸の内、建替、改修を行った団地の戸数割合。	 参加・協力・連携・協働 小
2	公営住宅再生事業の推進	耐震性が確保されていない町営住宅又は老朽化が進んでいる町営住宅の改修を進めます。	 参加・協力・連携・協働 小

成果指標

		H25	H30	H35
1	長寿命化計画に基づき、管理戸数525戸の内、建替、改修を行う団地の戸数を409戸とし、割合は77.9%とします。	11.2%	63%	77%



3-2-1

道路の整備促進

現状と課題

町内の幹線道路網は、国道2路線と道道8路線から構成されています。町道は、平成25年3月現在、路線数519路線、実延長約491.5km、改良済延長237.2km（改良率48.1%）、舗装延長213.2km（舗装率43.4%）で、そのうち歩道等設置道路延長は57.4km（整備率12%）となっています。

国道や道道の整備は、未整備区間や老朽化した道路施設の改修を主に進めています。また、町道については、市街地内の幹線道路や交通量の多い郊外地の道路を優先的に整備を進めてきました。しかし、既設の舗装道路も経年劣化が著しく、早期の改修が求められています。

また、歩道バリアフリー事業も重点エリアを設定し優先的に早期の整備が必要となっています。

目的・目標

安全・安心な道路網を形成するため、国道・道道の未整備区間や老朽化した道路施設の整備促進を図ります。

また、計画的な町道整備を推進すると共に、歩道バリアフリー事業を推進し、社会基盤整備の充実に努めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	国道・道道整備の促進	国道・道道などの未整備区間の整備促進と老朽化した道路施設（橋梁、擁壁等）の改修と補強を促進します。	 参加・協力・連携・協働 小
2	町道整備の推進	都市計画区域内の道路整備を推進すると共に、町内未舗装道路の舗装化及び軟弱地盤地区の道路改良を計画的に進めます。	 参加・協力・連携・協働 小
3	歩道バリアフリー整備の推進	すべての町民が等しく自由に安全快適に歩道を歩けるように、斜里町移動等円滑化構造基準 [*] に沿った歩道バリアフリー整備を推進します。	 参加・協力・連携・協働 小

成果指標

		H25	H30	H35
1	町道の改良舗装普及率	43.4%	44%	44.5%
2	歩道バリアフリー整備の進捗率	29.4%	35%	46%



3-2-2

道路の適正な維持管理

現状と課題

道路や橋梁などの道路施設は、産業・経済・文化の発展の基盤であり、生活や社会経済活動を支える最も身近な公共施設です。

そのため、施設を保全し、安全で円滑な交通を確保するために、日常的なパトロールや定期的な点検、施設や周辺環境の状況把握に努めています。

しかし道路施設の多くは建設から20年以上が経過し、この間における車両の大型化、交通量の増加や施設の老朽化などの要因により、年々、修繕、補修を必要とする箇所や頻度が増大しているため、より効率的な維持管理が求められています。

今後も安全で円滑な交通を確保するために、パトロールの強化と施設の長寿命化に努める必要があります。

目的・目標

日常的なパトロールによる予防管理型の補修を行い道路施設の長寿命化を図ります。また劣化が著しく機能低下に陥っている道路施設については、修繕・更新計画の作成を推進します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	道路維持の推進	パトロールを強化すると共に計画的な維持管理に努め、道路施設の長寿命化を図ります。また併せて道路管理に対する町民理解を得ることに努めます。	 参加・協力・連携・協働 小
2	橋梁長寿命化修繕計画の推進	平成24年度に計画策定した橋梁長寿命化修繕計画による橋梁の計画的な修繕を推進すると共に、幹線道路に位置する橋梁については、耐震補強を検討します。また今後も定期的に橋梁点検を実施、劣化損傷の早期発見に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小

成果指標

		H25	H30	H35
1	橋梁長寿命化修繕計画の進捗率	3%	15%	70%



3-2-3

冬期道路交通の確保

現状と課題

道路は地域の生活、社会経済活動を支える最も身近な公共施設であり、降雪や凍結による道路状況の悪化は、町民生活に大きな影響を与えることから、安全・安心な冬期交通を確保するため、道路の除排雪並びに凍結防止対策を行っています。

しかし、近年、災害の様相を呈する暴風雪や豪雪が度々発生し、通常の除排雪態勢では幹線道路の交通確保も困難な状況が起きております。さらに人口減少と高齢化による雪への備えの低下や、道路除排雪の主な担い手である建設業界を取り巻く雇用情勢の変化などの様々な要因により、安全・安心な冬期交通を提供することが、困難な状況となることが懸念されています。

そのため、今後も冬期道路交通の確保を図るため、町民との協働による除排雪のあり方を検討する必要があります。

目的・目標

冬期道路交通を確保するために、今後も継続的に除排雪の効率化、町民との協働及び各道路管理者間の連携強化などを推進します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	除排雪態勢の見直し	地区の実情に応じた車道除排雪路線の見直しと路線毎の優先順位及び除排雪基準や除雪目標の見直しを行います。また歩道除雪路線についても適宜、見直しを行い、効率化を検討します。	 参加・協力・連携・協働 小
2	除雪機械・オペレーターの確保	効率的な除排雪作業を行うためには、除雪機械と熟練したオペレーターの確保が重要である。そのため今後も除雪機械の計画的な更新を進めると共に、除排雪を担うオペレーターの安定確保と育成を促進します。	 参加・協力・連携・協働 中
3	除排雪の協働作業の検討	通常期の除排雪路線や出動基準及び暴風雪や豪雪時の除排雪態勢などについて、広報やHPなどで住民周知を行い、除排雪業務に対する町民理解を得ることに努めます。また町民による自主的な除排雪の取組を促進するため、協働体制の構築をめざします。	 参加・協力・連携・協働 大
4	各道路管理者間の連携強化	各道路管理者が連携し効率的な除排雪を行うため、更なる連携強化に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小

成果指標

		H25	H30	H35
1	除排雪の満足度調査	2.77pt	3.10pt	3.25pt



3-2-4

海岸と河川の保全

現状と課題

斜里町は弓状をなす延長100kmを超える海岸線と109条の河川を有しており、全ての海岸と斜里川水系、奥藥別川の主要な区域（2級河川）は北海道が管理しています。

そのため、町が管理する河川は普通河川が対象となりますが、海岸や2級河川の改修工事を促進するために、地元要望の取りまとめ、関係者への事業説明を行うなど、北海道との連携強化に努めています。

また、普通河川の管理業務は、町以外が行う流水や土地の占用、河川工作物の設置などに係わる河川協議を中心に行っており、河川パトロールについては、融雪期や大雨などの出水期のみとなっています。

そのため、今後は流水の正常な機能維持と河川環境の保全を図るため、日常的なパトロール体制を構築する必要があります。

目的・目標

海岸や2級河川の改修工事の整備促進を図るために、今後も地元要望の取りまとめや関係者への事業説明を行っていきます。

また普通河川は、流水の正常な機能維持と河川環境の保全に配慮し、なお海岸、河川の各管理者などと連携して水質の保全に努めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	海岸保全対策の促進	近年、前浜の海岸侵食が進行しているため、地元の要望や現地状況の把握に努めると同時に海岸管理者に海岸保全対策の整備促進を要望していきます。	 参加・協力・連携・協働 小
2	斜里川水系河川整備計画の整備促進	漁業者、農業者、地域住民との協議による適正な改修工事の推進を要望すると共に、無堤防地区の早期解消や堤防の嵩上げを促進します。	 参加・協力・連携・協働 中
3	普通河川の整備及び保全の推進	普通河川の流水や区域を占用する橋梁や護岸などの工作物及び治水砂防事業が流水の正常な機能維持と河川環境の保全に配慮した工法となるように適正な河川管理に努めます。また日常的なパトロールによる流水や河川工作物の状況把握と定期的な点検の体制作りを進めます。	 参加・協力・連携・協働 小

成果指標

		H25	H30	H35
1	斜里川水系河川整備計画の進捗率	55.8%	62%	69%



新光北団地



あさひ広場



排除雪

4 安全安心な暮らしをめざす

- 4-1 命と暮らしを守る防災体制の整備
- 4-2 水を守る安定した上下水道の整備
- 4-3 命を守る消防救急体制の充実
- 4-4 暮らしの安全安心の推進



政策4－1 命とくらしを守る防災体制の整備

4-1-1

防災計画の充実

地域防災計画など各種計画や防災マップを適切に更新し、防災・減災体制を充実します。

地域防災計画の定期的な見直し

各種計画の整備・充実

防災マップの改訂

4-1-2

災害に強い社会基盤
づくり

関係機関と連携し、被災リスクを低減させる社会基盤を計画的に整備します。

社会基盤の防災対策の強化

社会基盤の適正な管理

関係機関との連携強化

4-1-3

防災対策の充実と
意識の向上

防災対策の充実や防災意識の向上に取り組み、災害対応力を強化します。

自主防災組織の強化

災害時の情報連絡体制の
充実防災備蓄品・資機材の
充実防災意識の啓発と
防災教育の推進

政策4－2 水を守る安定した上下水道の整備

4-2-1

水源、水質、水量の
安定供給の確保

水源などの危機管理対策や老朽管の更新を進め、安定供給をめざします。

水源、水質、水量の安全確保

安定供給の確保

災害時の水の確保

4-2-2

汚水処理事業の継続
と水洗化普及

下水道や浄化槽の普及に努めるほか、下水道施設の安定した運転をめざします。

下水道事業の普及促進

浄化槽事業の普及促進

下水道施設の更新

4-2-3

上下水道事業の健全
経営

減価償却費や企業債を圧縮するとともに、経営状況に合わせた料金改定を行います。

経営の管理・監視

資産及び負債の圧縮

未収金の解消



政策4－3 命を守る消防救急体制の充実

4-3-1

消防施設・設備と
組織の充実

消防施設や設備の計画的更新を進め、また消防職員・団員の適正配置・強化に努めます。

消防施設等の整備

消防車両、装備、水利の充実

消防体制の整備

4-3-2

救急体制の強化

高度化する任務に対応するべく救急救助業務を充実・強化し、救命率の向上に努めます。

救急業務の高度化の推進

救助業務の充実強化

4-3-3

防火意識・救命知識
の向上

防火意識や救命知識の向上のため、予防点検や組織育成、技術普及を推進します。

予防対策の推進

民間の防火組織の育成指導

応急手当の普及啓発

政策4－4 くらしの安全安心の推進

4-4-1

犯罪の防止と
交通安全の推進

関係機関・団体と連携し、犯罪や交通事故の防止、意識啓発、環境整備に努めます。

防犯環境の整備

防犯意識の啓発・高揚

交通安全環境の整備

交通安全意識の
啓発・高揚

4-4-2

くらしの相談体制の
充実

安全安心なくらしを維持するため、関係機関・団体と連携し、相談体制の充実に努めます。

消費者保護と活動の推進

相談窓口の充実

相談員の情報共有



4-1-1

防災計画の充実

重点施策5

現状と課題

斜里町地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて斜里町の防災に関する基本事項を定め、これまでも幾度となく修正を重ねてきていますが、東日本大震災などの発生を受けて大幅改訂された国や道の防災計画との整合性の確保や、新しい災害知見の反映、きめ細かな災害対応方法の記載などの観点から、見直し作業を進めていく必要があります。

また、近年、地域防災計画をより具体化した個別計画の充実も要請されているものの、未整備なものも多く、新規に策定していく必要があります。

防災マップも重要な防災情報が記載されたものであるため、災害リスクに関する新しい知見が認められたり、避難情報などに変更が生じた場合には、改訂を行い、最新の状態を維持することが求められています。

目的・目標

斜里町地域防災計画を頂点とする各種防災計画や防災マップを定期的に見直しまたは新規に策定し、防災・減災体制を充実します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	地域防災計画の定期的な見直し	斜里町地域防災計画を現場実態に則した実効的なものとするよう、定期的な見直しを行います。	 参加・協力・連携・協働 中
2	各種計画の整備・充実	要援護者避難計画、津波避難計画、業務継続計画、避難所運営マニュアル、行政職員初動マニュアルなど、地域防災計画を補完する各種計画やマニュアルを整備し、充実します。	 参加・協力・連携・協働 中
3	防災マップの改訂	災害リスクに関する新しい知見や、避難方法などに関する修正事項が発生した場合には、地域住民の意向を踏まえつつ、防災マップの改訂を適宜行い、住民周知を図ります。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	アンケート調査による「防災・災害対策」の満足度	2.97pt (H24)	3.10pt	3.25pt



4-1-2

災害に強い
社会基盤づくり

現状と課題

斜里町は、全国的に見れば災害が少ない地域とはいえ、昭和56年や昭和63年、平成4年の大雨・洪水災害、平成6年の北海道東方沖地震などにより、何度も災害に見舞われてきました。

様々な行政機関による社会基盤整備の結果、年々改善されてきていますが、洪水から住宅や農地を守る河川堤防の整備や、公共施設の耐震強化、津波避難対策の充実などが求められているほか、既存の社会基盤の適切な維持管理や更新、被災時のバックアップ体制も必要となっています。

そのため、災害が起きうることを前提に、関係機関とも連携をしながら社会基盤の整備を進め、被災のリスクを確実に低減させていくことが課題となっています。

目的・目標

被災リスクを低減させるためには、社会基盤の整備・充実が不可欠かつ効果的であることから、関係機関と連携しつつ、計画的な整備を進めていきます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	社会基盤の防災対策の強化	橋梁や公共施設など社会基盤の耐震強化や、避難誘導看板の整備、より安全で円滑な避難経路の確保など、防災・減災に資する対策の強化を計画的に推進します。	 参加・協力・連携・協働 小
2	社会基盤の適正な管理	排水機場や指定避難所など、防災・減災につながる施設・設備の適正な管理に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中
3	関係機関との連携強化	はん濫河川堤防の早期完成や、道路、電力、通信などライフラインのさらなる安定・強化のため、関係機関・団体・地域住民と連携し、整備を促進します。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	指定避難所の耐震化率の向上	57.1%	65%	70%



4-1-3

防災対策の充実と
意識の向上

現状と課題

災害に備え、被害を最小化するためには、自主防災組織における活動を促進させ、自助や共助を促す防災意識・対策が欠かせません。自発的に訓練を重ねる防災組織がある一方、組織化に至らず行政や自治会、民生委員活動などの既存の枠組みに依存する地域も見られることから、大規模災害発生時への対応が十分とは言えない状況にあります。

行政から住民への情報伝達の点でも、昨今の情報技術の発達を踏まえて、従来の防災無線や広報車による周知から、メール配信などの情報伝達手段を活用し、多様化させていくことが求められています。

さらには、万一の被災時への対策も向上させる必要があり、避難所の運営や防災備蓄品の充実など、住民の安全確保や安心感の醸成にも努めていかなければなりません。

目的・目標

各種防災計画に記載の事項を災害時に確実に実行するため、防災対策の充実や防災意識の向上に取り組み、減災および災害対応力の強化をめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	自主防災組織の強化	自主防災組織は、避難や要援護者の補助、避難所の運営などに関する重要な役割が期待されることから、自主防災組織活動の強化および支援に努めます。	 参加・協力・連携・協働 大
2	災害時の情報連絡体制の充実	事前警戒や、津波時や洪水時の緊急避難の呼びかけ、被災時の情報周知など、町民や観光客への情報連絡手段や体制の充実に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中
3	防災備蓄品・資機材の充実	災害時の円滑な初期対応を図るために必要な防災資機材を備蓄します。また、災害時協定などにより、関係機関・団体・事業所などとの連携に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中
4	防災意識の啓発と 防災教育の推進	広報紙や防災マップなどを通じて、正しい知識や防災意識の啓発を行うとともに、教育機関と連携した防災教育を推進し、各機関・団体・組織の自主的な防災訓練の実施を促します。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	自主防災組織の組織率	65% (24/37)	81% (30/37)	100% (37/37)
2	「ほっとメール@しゃり」の登録者数	1,900人	2,200人	2,500人



4-2-1 水源、水質、水量の安定供給の確保

現状と課題

上水道事業（斜里地区）及び簡易水道事業（ウトロ地区）は来運及びウトロ高原にて取水を行っていますが、無人化による管理のため、水源や配水池へ人や動物が侵入しうる現状にあり、危機管理対策としては万全とは言えません。

また、来運配水池の増設やウトロ浄水場の整備により平常時の供給水量や水質は確保されていますが、数十年経過した老朽管が多く存在しているため、地震時の安定供給や水質保持、漏水対策を行う必要があります。

目的・目標

水源の監視体制や侵入対策など危機管理体制の見直しを行い、老朽管の更新や複線化などにより、災害時における水道水の安定供給をめざします。

また防災訓練や広報などを通じ、災害時の対応方法などについて行政と町民で共有を図ります。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	水源、水質、水量の安全確保	他自治体の水源管理方法などを参考にし、水道管理者以外の水源池等侵入防止対策を検討します。また、道条例による水資源保全区域の指定について検討し、営利目的・投機目的による土地の売買から水源池を守ります。	 参加・協力・連携・協働 小
2	安定供給の確保	脆弱な老朽管を更新し、複線化を図ることで、日常の漏水事故などの回避に努め、安定供給を行います。また、無水地区の飲料水安定確保のための対策を支援します。	 参加・協力・連携・協働 小
3	災害時の水の確保	地震等の災害に備え、配水施設の耐震化や老朽管の更新を行います。また、町民や関連団体と防災訓練等を行うとともに、近隣自治体との防災訓練により行政間での連携を図り、有事における対策を講じます。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	年間の漏水箇所数	18箇所 (H24)	20箇所 以下	20箇所 以下

みどり

しごと

まちなみ

くらし

いきいき

まなび

ちょうみん



4-2-2 汚水処理事業の継続と水洗化普及

現状と課題

河川や海の環境保全に向けた水質向上のため、公共下水道事業（斜里地区：S62より、ウトロ地区：H14より）及び浄化槽整備事業（H4より）が行われていますが、下水道事業（斜里地区、ウトロ地区）は、居住の無い地区を除き、未普及地区はほぼ解消されたものの、下水道未接続の建物が多く残る状況にあります。また、供用開始から30年近くが経過したことから処理場などの老朽化施設の更新が必要となっています。

また、浄化槽事業は計画対象区域の人口に対し3分の2程度が未設置となっており、普及率を向上させる必要があります。

目的・目標

生活環境の維持・向上のため、下水道や浄化槽の普及に努めます。また、老朽化した施設等を計画的に更新することによって、下水道施設の安定した運転をめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	下水道事業の普及促進	下水道処理区域内(下水道接続可能な地区)における下水道未接続者に対し、各戸訪問などにより接続に向けた要請を行い、未接続者の解消を図り、水洗化率の向上に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小
2	浄化槽事業の普及促進	国庫補助金を有効に活用しながら浄化槽設置・整備に必要な補助・資金貸付事業を継続し、浄化槽設置数の向上を図ります。	 参加・協力・連携・協働 小
3	下水道施設の更新	長寿命化計画に基づき国庫補助金や企業債を有効に活用しながら、財政負担を最低限に保ち、処理場等の更新を計画的に行います。	 参加・協力・連携・協働 小

成果指標

		H25	H30	H35
1	下水道の水洗化率	87.8%	89%	90%
2	浄化槽設置世帯数	360世帯	400世帯	460世帯



4-2-3 上下水道事業の健全経営

現状と課題

上下水道整備事業は、大型投資を行う場合があり、多額の財源が必要となるため、起債（企業債）等により財源を確保している現状にあります。

その結果、将来負担が増加し、健全経営のためには負債圧縮が不可欠となっていますが、そのために定期的に事業計画の見直しを行い、料金改定などの検討を行う必要があります。

また、未収金については、経営を圧迫しないよう効率的な解消に努める必要があります。

目的・目標

公営企業会計では料金収入等を主とした独立採算が求められているため、経営状況に合わせた料金改定を行います。

また、健全経営のために減価償却費や企業債を圧縮するほか、未収金は回収に向けた様々な手法を用いながら、他の徴収部門と連携して取り進めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	経営の管理・監視	経営評価を通じた予算・決算管理をし、経営状況に合わせた料金の見直しを定期的に行います。また、様々な媒体で公表することにより経営状況の透明化を図ります。	
2	資産及び負債の圧縮	効率的な整備計画を策定し、最大限の整備効果を発揮しながら、建設事業費や企業債発行額の抑制や、借換制度の活用を行い上下水道事業の健全経営に努めます。	
3	未収金の解消	電話催告・書面催告・面談・支払能力の調査を継続し、さらには訴訟や給水停止措置を行い、未収金回収に努めます。また、他の税目と連動した回収を行うことによる効率的かつ一体的な徴収を継続します。	

成果指標

		H25	H30	H35
1	借入額の返済額に対する割合	65.9% (H24)	80%	80%

みどり

しごと

まちなみ

くらし

いきいき

まなび

ちようみん



4-3-1

消防施設・設備と組織の充実

現状と課題

東日本大震災以降、防災拠点となる施設の安全性が問われていますが、現在の消防署庁舎は、建設から52年が経過し老朽化が著しく、耐震性も低いため、大規模地震発生時には庁舎自体が被災し、救命救助活動に支障が出るおそれがあります。

さらに、消防・救急車両も購入から20年以上経過した車両が多く、修理部品の入手が困難になりつつあり、緊急時の車両トラブルの可能性がやや高い状況にあります。

人員体制においては、消防の整備指針で望まれる消防力には達していないため、職員及び団員の安定的な確保と強化が求められています。

現状の消防救急体制を今後も保持し、町民の要望に応じていくためには、施設や組織体制を改善していく必要があります。

目的・目標

迅速かつ確実な消防救急救命業務を行うため、消防施設や設備の計画的な更新を進めるとともに、消防職員および団員の確保や適正配置、強化に努めていきます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	消防施設等の整備	老朽化が著しい消防署庁舎等の改築や、法定改修時限をむかえるデジタル無線 [※] の整備など、施設・設備の整備を計画的に進めます。	
2	消防車両、装備、水利の充実	老朽化した消防車両や装備、資機材の計画的な更新を進めるとともに、消防水利設備の維持及び充実に努めます。	
3	消防体制の整備	消防の整備指針で望まれる消防力の確保をめざし、消防職員や団員の補充対策および適正配置、ならびに研修や訓練機会の充実に努めます。	

成果指標

		H25	H30	H35
1	消防水利の面積充足率	66.9%	70%	75%
2	消防団員の充足率	93.7%	96.5%	100%



4-3-2

救急体制の強化

現状と課題

高齢化社会の進展などに伴って、救急需要が拡大しつつあると同時に、高度な救命処置を行える高規格救急車やドクターヘリの活用、救急救命士の配置などによって、救命率を向上させることへの社会的要請も年々高まっています。

このような変化に対応していくために、救急救命士の配置や訓練・再教育、医療機関やドクターヘリ運航団体との連携が不可欠であります。

また、救助業務も拡充し高度化しているため、救助隊員には強靱な肉体と精神、技術、知識が要求され、十分な訓練計画と資機材を充実していく必要があります。

目的・目標

救急要請が増加し、任務内容も高度化する救急救命業務に対応するため、救急救助体制を充実・強化し、救命率の向上に努めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	救急業務の高度化の推進	高度で迅速な救命処置が可能な高規格救急自動車やドクターヘリを活用できるよう体制を整備し、特に救急救命士の研修・育成に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小
2	救助業務の充実強化	高度化する救助現場に対応するため、救助隊員の育成と資機材の整備を計画的に進めます。	 参加・協力・連携・協働 小

成果指標

		H25	H30	H35
1	認定救命士(薬剤投与)資格者数	11名	16名	21名



4-3-3 防火意識・救命知識の向上

現状と課題

火災を未然に防ぐためには、危険物の日常的な点検や、消防用設備、火災警報器の設置などが欠かせません。消防署員による立入調査や改善指導は行われているものの、定期点検が不十分な防火対象物も見受けられ、各家庭での火災警報器の普及も十分に進んでいない状況にあります。

また、緊急時の自助・共助の観点から、防火組織への育成指導や火災予防の普及啓発活動、応急手当の技術研修なども重要であり、関係機関や団体、事業所、自治会などと連携をしながら、一層普及を進めていく必要があります。

目的・目標

町民の防火意識や救命知識の向上のため、防火予防対策や消防設備の設置・点検、防火組織の育成指導、応急手当技術の普及啓発を推進します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	予防対策の推進	防火対象物・危険物施設への立入調査や、消防用設備・住宅用火災警報器の設置促進、定期点検指導など、火災予防の啓発活動を推進します。	 参加・協力・連携・協働 中
2	民間の防火組織の育成指導	火災のない安心なまちをめざすため、自治会の自主防災組織や、民間の防火組織、事業所、一般住民などと連携し、防火組織の育成指導やマニュアル作成、避難訓練活動を推進します。	 参加・協力・連携・協働 大
3	応急手当の普及啓発	救急車到着前の応急手当の有無が救命率に大きく影響することから、町内事業所、教育機関、団体などと連携して、応急手当技術の普及啓発に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	住宅用火災警報器普及率	58.8%	60%	65%
2	救急講習受講者数	705人	750人	750人



4-4-1 犯罪の防止と交通安全の推進

現状と課題

犯罪による被害を防ぐためには、防犯に対する意識づくりとともに犯罪の起きにくい環境づくりを行っていく必要があります。このことから自治会連合会との連携で街路灯の状況をはじめとする地域の状況確認を実施することにより、住民の目配りによる犯罪発生抑制が図られています。しかし、近年高齢者が関わる犯罪が増加していることや、都市型犯罪が全国的に増加傾向にあるなど犯罪の種別も変遷していくことから、町民を加害者にも被害者にもさせないため、引き続き多くの地域住民に防犯意識を定着、徹底させていくことが課題となっています。

また、交通安全憲章の精神に則り、交通安全に関する指導、教育、啓発など自治会や学校等と連携しながら行っていますが、学校生徒の交通事故防止に成果を見せるも高齢運転者の交通事故が増加していることから、高齢者の交通安全対策が課題となっています。

目的・目標

国、北海道、警察、地域自治会と連携、協力しながら町民を犯罪及び交通事故の加害者にも被害者にもさせないため、意識高揚と環境整備を図り、減少に努めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	防犯環境の整備	地域との連携による継続的な環境点検及び確認を行います。	参加・協力・連携・協働 中
2	防犯意識の啓発・高揚	警察との連携を強化するとともに、町内団体との連携、出前講座などで犯罪に対する意識の啓発、高揚を高齢者層を重点としながら図ります。	参加・協力・連携・協働 大
3	交通安全環境の整備	国、北海道、警察、自治会等と連携を取りつつ、適切なスクールゾーンの設置や補修等といった各種交通安全施設の維持、整備を行います。	参加・協力・連携・協働 中
4	交通安全意識の啓発・高揚	街頭啓発とパトロール等の啓発活動と合わせ、幼稚園、保育園(所)、小中学校や老人クラブ等での交通安全教室を実施します。	参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	町内犯罪件数	52件	39件	26件
2	交通事故数	358件	330件	300件
3	死亡事故件数	3件	0件	0件



4-4-2

暮らしの相談体制の充実

現状と課題

情報化社会の発達により消費者として自らを守るに必要な情報を自分自身で得やすくなっていますが、そのような手段を持たない高齢者の消費生活相談が多くなっています。今後いかに高齢者の消費被害を防止できるかが課題となっています。

また、町民の社会生活を守っていくため、国、北海道、町、各団体等が相談事業を推進しており、それぞれに年間を通じ内容に応じた相談が寄せられています。しかし、相談者に対し、より一層きめ細やかで柔軟な対応をするため、可能な限りそれぞれの相談員、職員が担う相談情報を共有し、連携を図っていくことが課題となっています。

目的・目標

安心、安全なくらしを維持していくため、また、町民が健やかに生活できるよう各団体、機関等と連携強化を図ります。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	消費者保護と活動の推進	主に高齢の消費者が生活していく上での不安を解消するため、出前講座、老人クラブ等への啓発活動を継続して行います。	 中
2	相談窓口の充実	相談事業を推進し、相談者の不安を取り除き、不利益を被らない対応を行っていきます。また、専門的な知識を必要とする案件に対応できるよう、弁護士による無料法律相談を継続して開催します。	 小
3	相談員の情報共有	それぞれの相談員相互の情報共有及び連携を図るため定期的に情報交換会を開催し、円滑な相談処理体制の充実を図ります。	 小

成果指標

		H25	H30	H35
1	消費者被害数	0件	0件	0件
2	消費者相談件数	24件	60件	100件

5 いきいきと自分らしく 健やかに暮らせるまちをめざす

- 5-1 いつも元気に安心して暮らせるまちの実現
- 5-2 気持ちの通う高齢者福祉の充実
- 5-3 一緒に支え合う地域福祉の充実
- 5-4 希望を持って子育てできるまちの実現



政策5-1 いつも元気に安心して暮らせるまちの実現

5-1-1

地域に根ざした 国保病院の充実

医師や医療従事者等の人員不足を改善し信頼と安心のある地域医療病院をめざします。

医師・医療従事者等
のマンパワー不足の
改善

医療サービスの向上

病院ボランティアの
育成

経営の安定化と
医療施設の整備

高齢化社会への
対応

5-1-2

地域医療体制の充実

町内外の医療機関と連携し、地域医療・診療体制の維持充実に努めます。

町内医療機関の連携と広域医療体制の充実

救急医療の充実

5-1-3

生涯を通じた健康 づくりの推進

健康意識や検診・健診受診率を高め、町民一人ひとりの健康づくりを推進します。

健康づくり
意識の高揚

母子保健活動
の充実

学童・成人・高
齢者への保健
対策の充実

感染症予防
対策の強化

精神・難病
対策の充実

保健指導管理
体制の充実

医療保険制度
の適正な運用
と充実

政策5-2 気持ちの通う高齢者福祉の充実

5-2-1

高齢者の生活を支援 する取組みの促進

高齢者が生きがいのある健康的な生活や社会参加ができる体制や環境整備に努めます。

多様な主体による
生活支援サービスの充実

高齢者の生活環境
整備の促進

高齢者等の
交通確保

高齢者支援ネットワー
クの構築

5-2-2

介護保険サービスと 介護予防事業の充実

介護保険サービスの的確なニーズ把握と円滑で適切な事業運営をめざします。

介護保険事業の安定と健全化

介護保険サービスの充実

介護予防活動の推進

5-2-3

高齢化社会を支える 人づくり

高齢者サービスの円滑実施のため、介護従事者など幅広い人材・組織育成に努めます。

福祉・介護人材確保の推進

福祉・介護人材の育成

多様な生活支援サービスの
担い手の育成



政策5-3 一緒に支え合う地域福祉の充実

5-3-1

地域のネットワークづくり

地域のつながりを再構築し、互いを尊重し認め合う共生の地域づくりを推進します。

地域における支え合い活動の推進

地域における総合的な
保健・福祉サービスの利用の推進

地域福祉を推進する体制づくり

5-3-2

障がい者への総合支援と社会参加の促進

生涯を通じた総合的な障がい者サービス体制を整備し、社会復帰・参加を促します。

早期発見・早期支援の充実

就労支援体制の強化

生活支援の充実

5-3-3

福祉相談機能の充実

ひとり親家庭や低所得者への自立・更正を促す相談機能や諸施策を実施します。

経済的自立・更生の援助

福祉相談機能の専門化

政策5-4 希望を持って子育てできるまちの実現

5-4-1

子育て支援の充実

楽しく子育てでき親子が共に健全に育つよう、家庭・児童の状況に応じた支援策を推進します。

子育て支援事業の充実

子育て家庭への育児支援の拡充

児童の健全育成の推進

5-4-2

保育の充実

多様な保育ニーズに対応するため、総合的な支援策や相談機能の充実に努めます。

保育・教育・子育て支援の
総合的な推進

保育サービスの充実

保育園の子育て相談機能の充実

5-4-3

障がい児支援の充実

障がいや発達遅延を早期に発見できる環境整備や、教育・就労の支援充実を図ります。

障がいを発見する精度の向上と
対応の適正化

斜里地域子ども通園センターの
機能と療育指導体制の充実

ライフステージに合わせた
障がい児支援の充実



5-1-1 地域に根ざした 国保病院の充実

重点施策6

現状と課題

地方の医療機関における医師・医療従事者不足は国保病院も例外ではなく、限られたマンパワーにより内科・外科・小児科・産婦人科といった複数科の診療体制を維持しています。

しかし、町民アンケートの調査では、地域医療に対する将来重要度は高いものの、現況における医療体制・患者サービスに対しては満足度が低いことから、この主たる要因である医師・医療従事者等のマンパワー不足の改善を中心とした取り組みにより、町民の健康的な生活を支える公共医療施設として現状の診療体制を維持していくことが求められています。

目的・目標

医師や医療従事者等のマンパワー不足の改善と資質向上を図るとともに、病院に対する町民の理解と協力を求め、信頼される安心と思いやりのある病院をめざし、地域医療の中核を担う責任を果たします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	医師・医療従事者等のマンパワー不足の改善	現在の診療体制を維持するため、医師・医療従事者等のマンパワー不足の改善に努めます。また、医師・医療従事者等の疲弊を招く不必要な時間外受診（コンビニ受診）を減らし、負担軽減が図られるよう町民の理解を求める等の取り組みを進め、勤務環境の改善に努めます。	 参加・協力・連携・協働 大
2	医療サービスの向上	医療従事者等の定期的な接遇研修を継続的に実施し、町民に信頼される安心安全で快適な医療サービスの向上に努めます。また、時間外受診における病状等の相談窓口等の設置を検討します。	 参加・協力・連携・協働 小
3	病院ボランティアの育成	町民・ボランティアなどによる情報発信、外来案内活動等の取り組みを検討し、地域全体で支え合う仕組み作りを進めることで、信頼される病院をめざします。	 参加・協力・連携・協働 大
4	経営の安定化と医療施設の整備	福祉的な役割を担い、採算性の低い医療を提供せざるを得ない状況の中、病床利用率の向上や各種検診検査の充実等により収入の確保を図ります。また、適切な医療サービスを提供するためには、医療施設の充実が不可欠であり、老朽化している施設等の計画的な維持管理、医療機器の整備等を行います。	 参加・協力・連携・協働 小



	単位施策名称	内容	町民参加・協働
5	高齢化社会への対応	老人福祉施設や介護福祉施設との連携と、高齢化等にもなう通院困難者のために、訪問診療等診療体制の充実に努めます。また、今後ニーズが高まると予想されるリハビリテーション機能の充実に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小

成果指標

		H25	H30	H35
1	常勤医師数	内科3名 外科2名	内科3名 外科2名	内科3名 外科2名
2	病床数	111床	111床	111床
3	看護師1人に対する患者数	15人	13人	13人
4	満足度調査による平均点	2.4点	向上	向上



斜里町国保病院



5-1-2

地域医療体制の充実

現状と課題

少子高齢化の進行や医療に対する町民ニーズも高度・専門化するなど多様化しています。

いつでも安心して医療サービスが受けられるよう、町内医療機関及び斜網地域の中核・専門病院との機能分担と連携体制を充実し、国保病院を中心とした地域医療体制及び救急医療体制を確保していく必要があります。

特にウトロ地区は道立診療所が1カ所なうえ、観光客が多い時期には救急業務も増加する傾向にあります。救命の観点から診療所の継続と、国保病院との連携・協力は不可欠であります。

目的・目標

町内医療機関の連携や斜網地域の中核病院、専門病院等の医療機関との広域連携、救急医療体制を強化し、医師不足等の厳しい状況にある地域医療体制の維持・充実に努めます。

また、地域における一定の急性期、慢性期患者等に対応できる医療体制の継続に向けて、診療体制の維持に努めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	町内医療機関の連携と 広域医療体制の充実	町内の医院・診療所と国保病院との協力関係及び斜網地域の中核病院、専門病院等の医療機関との広域連携を強化し、地域医療体制の維持・向上を図ります。また、新規民間医療機関(医科)の開業を促進します。	 参加・協力・連携・協働 小
2	救急医療の充実	国保病院と斜網地域中核病院の広域連携及びドクターヘリの活用など救急医療体制の充実を図るとともに、救急車の適正な利用について普及啓発を行い、地域住民の意識改革を図ります。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	町内外の連携医療機関数	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所



5-1-3 生涯を通じた健康づくりの推進

重点施策7

現状と課題

生涯を通じて心身ともに健康で過ごすためには、一人ひとりが健康に関心を持ち、自らの健康を意識することが大切です。

しかしながら、現状は、多くの健康情報が流布[※]し、その中から自分に必要な情報を取り入れることが難しい時代となっており、正しい健康情報を様々な角度から発信し、広く町民に伝えていくことが重要です。

また、自分にあった健康法を見つけて、普段の生活に取り入れることが出来るように、応援していく仕組みや体制づくりが必要であり、さらに、医療保険制度が変化する中で、最新情報をわかりやすく周知し、町民に理解してもらうような情報発信が求められています。

目的・目標

町民の健康づくり推進のために、関係機関が連携を図り、各種相談支援・検診体制の強化・情報提供等のサービス支援を行い、町民一人ひとりの健康意識の高揚に努め、特定健康診査や各種検診の受診率を高めることで、町民の健康増進を進めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	健康づくり意識の高揚	正しい知識を伝えるための健康教育や健康相談の実施、専門医師による健康づくり講演会の開催、広報紙等への健康記事掲載、町内事業所への健康情報提供等により、住民の意識高揚を図ります。また、地域・家庭・職域に対する健康づくり活動の促進のため、対象に応じた健康支援をすすめます。	 参加・協力・連携・協働 大
2	母子保健活動の充実	安心して妊娠期・乳幼児期を送ることができるよう保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門職による各種健診や相談体制の充実、医療機関の上手なかかり方など、小児パンフレットを活用し、健康教育等の充実を図ります。	 参加・協力・連携・協働 中
3	学童・成人・高齢者への保健対策の充実	三師会や学校関係機関と連携を図り、児童生徒への健康管理や啓発活動に努めます。また、健康相談・健康教育・各種健康診断体制の充実と在宅ケア支援のため、保健事業サービスや高齢者福祉サービスの充実を図ります。さらに、高齢者やその家族に対し、訪問・相談指導等を行うとともに認知症疾患への正しい知識の理解普及を図るため、認知症サポーター研修会を開催します。	 参加・協力・連携・協働 大

みどり

しごと

まちなみ

くらし

いきいき

まなび

ちょうみん



	単位施策名称	内容	町民参加・協働
4	感染症予防対策の強化	感染症や結核・感染性胃腸炎・インフルエンザ・エキノコックス・性感染症などの予防のために、新聞折込みや広報への記事掲載のほか、講演会、健康相談等を実施し、正しい知識の普及啓発を図りながら感染症予防対策に努めます。	 参加・協力・連携・協働 大
5	精神・難病対策の充実	心の健康づくりのための健康情報の啓発や健康教育・健康相談を実施します。また、精神障がい等の精神疾患患者への社会参加の促進を図るため、サービス提供に努めます。さらに、窓口である網走保健所との連携を図りながら、難病疾患や特定疾患等の相談に対応します。	 参加・協力・連携・協働 大
6	保健指導管理体制の充実	保健医療スタッフのマンパワー強化を図り、保健指導の資質の向上を図ります。また、健康管理システムを活用することで、町民の健康情報を管理し、健康の保持増進につなげます。	 参加・協力・連携・協働 小
7	医療保険制度の適正な運用と充実	国民健康保険事業において、後発医薬品（ジェネリック医薬品） [*] の普及促進を図り、医療費の適正化に努めます。また、町民の健康推進と将来的な医療費削減をめざし、第2期特定健康診査等実施計画に基づき受診率向上を図ります。後期高齢者医療制度について、当面、国の動向を注視しながら、町民の窓口として円滑な制度実施に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	特定健診受診率	26%	向上	向上



5-2-1

高齢者の生活を支援する
取組みの促進重点施策
8

現状と課題

町の総人口が減少している中で、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており(平成25年3月末現在 高齢化率28.5%)、今後、3人に1人が高齢者となる中で、高齢者の積極的な社会参加は、町の活性化においては重要な課題であります。

併せて高齢者が生きがいを持って生活することができるような条件整備が課題となっています。

さらに、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の増加に伴い、何らかの支援がなくては生活が成り立たない人が増加しており、家族等の介護を受けながら、在宅で生活している高齢者への支援の充実や、地域の中で高齢者を見守ることができるネットワークの充実も必要となっています。

このほか、高齢者世帯が安心して暮らせる住環境等の整備や、公共的施設での段差解消など、高齢者が住みよい環境づくりの促進が課題となっています。

目的・目標

高齢者の社会参加を推進し、生きがいを持って心身共に健康な生活を過ごすことができる町の実現をめざします。また、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援を行うと共にネットワーク体制の充実や生活環境整備に努めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	多様な主体による 生活支援サービスの充実	高齢者が地域との繋がりや生きがいを持って暮らしていくため、高齢者の知識や経験を活かして、高齢者自身が支えあい活動の主体となれるよう支援するとともに、地域住民・ボランティア等の多様な主体による日常生活支援体制を構築します。また、高齢者の文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興に努めます。	 参加・協力・連携・協働 大
2	高齢者の生活環境整備の促進	高齢者が安心して安全に生活できるよう、サービス付き高齢者向け住宅などの整備を促進し、住環境の充実を図るとともに公共建築物、道路、公園などが快適に利用できるよう施設の改善に努めます。また、老人居室整備資金貸付制度の普及・啓発に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小
3	高齢者等の交通確保	高齢者や体の不自由な方の外出を促すための交通手段について、事業実施に向けた調査・検討を進めます。	 参加・協力・連携・協働 小



	単位施策名称	内容	町民参加・協働
4	高齢者支援ネットワークの構築	高齢者が住み慣れた地域での生活を続けられるよう、高齢者支援事業を推進するとともに、保健福祉部門と医療部門が密接に連携したネットワークを構築し、一体的な支援体制を確立します。また、認知症高齢者への適切な支援、在宅医療と介護の一層の連携強化、高齢者の総合相談窓口の設置、虐待の防止、権利擁護の取組みを推進することにより、高齢者を包括的に支援します。	

成果指標

		H25	H30	H35
1	高齢者に関する相談件数	125件	向上	向上



移送サービス



介護者交流会



5-2-2 介護保険サービスと 介護予防事業の充実

現状と課題

高齢者人口および要介護（支援）者の増加に対応した介護保険サービスの計画的な整備が必要であるため、現状で多くの施設サービス待機者がいるなどのサービス提供状況を検証すると共に、今後に向けた的確なサービスニーズの把握が重要であります。

特に、介護保険料が今後も上昇する傾向があるため、町民の負担増を抑制するためには、施設サービスのニーズ調査は必要不可欠であります。

そのため、高齢になっても体を動かし、いつまでも自立した生活が送れるよう介護予防事業の取り組みが必要となっています。

目的・目標

介護保険サービス等のニーズを的確に把握し、介護保険事業計画に基づく円滑で適切な事業運営をめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	介護保険事業の安定と健全化	高齢者の増加に対応した的確なサービス供給量を確保するため、ニーズ調査を実施し、適正な保険料の算定と介護保険事業の健全な運営に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小
2	介護保険サービスの充実	高齢者が自宅で日常生活が送れるよう在宅サービスの充実を進めます。特に、心身機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるリハビリテーション機能体制の整備を進めます。また、特別養護老人ホームの入所希望待機者数を的確に把握し、緩和に向けた必要数の整備に努めるとともに、認知症対応型グループホームと小規模多機能型居宅介護サービスの整備を図りながら、ニーズ調査等の結果に基づく基盤整備を進めます。	 参加・協力・連携・協働 小
3	介護予防活動の推進	高齢者が地域の中で自立した日常生活を送ることができるよう介護予防活動を展開し、そのために必要な知識の提供と、サービスの調整を行います。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	いきいき百歳体操実施団体数	—	15団体	20団体



5-2-3 高齢化社会を支える人づくり

現状と課題

今後、高齢化が一層進展し「超高齢社会」を迎え、認知症高齢者が増加することが予想されていることから、「介護サービス」・「介護予防事業」の質と量の充実が課題であります。

また、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加に伴い、高齢者のひきこもり・孤立化を防ぐため、ボランティアを含む地域での生活支援体制の確立が課題となっています。

一方、町内では介護職場で働く人や担い手不足が深刻な状況となっており、これまで以上に高齢化社会を支える人づくりが求められています。

目的・目標

高齢化社会を支えていくために、必要となる介護職場における従事者や、介護予防事業推進のために必要となる保健師等専門職のマンパワー不足の解消と人材育成に努めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	福祉・介護人材確保の推進	他の職種と比較して全国的に離職率が高いことから、従事者の定着を促進するため、労働環境等整備を推進するとともに、介護福祉士の離職者等など潜在的有資格者や元気高齢者を有効に活用するしくみづくりを支援します。	 参加・協力・連携・協働 中
2	福祉・介護人材の育成	ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保するため、講演会等を開催することにより従事者の資質向上を図るとともに、魅力ある職業として評価・選択されるよう、学校教育などのあらゆる機会の啓発を通じて、福祉・介護のイメージアップを図ります。	 参加・協力・連携・協働 大
3	多様な生活支援サービスの担い手の育成	住み慣れた地域・住宅でいつまでも安心して暮らしていくために必要となる「見守り」、「買い物」などの多様な生活支援サービスや権利擁護などの体制整備及び活動を支援しますの担い手として、地域住民・事業者・ボランティア等の育成に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	介護職員初任者研修受講者数	10人	向上	向上
2	町内における介護研修の開催数	2回	向上	向上



5-3-1 地域のネットワークづくり

現状と課題

核家族化の進行により、かつての伝統的な家族のあり方や地域での相互扶助機能は低下し、地域住民の繋がりの希薄化、価値観の多様化など、住民意識の変化とともに地域社会が大きく変わっています。

ひきこもり、自殺等の社会問題や、核家族化による高齢者世帯や認知症高齢者の増加に伴う消費者被害や虐待等の権利侵害、地震や水害等の際の支援、高齢者や障がい者の孤立死対策が課題となっていますが、支援が必要な人に対して、地域全体で支え合うことが求められています。

目的・目標

年齢や世代、性別、障がいの有無に関わらず、地域全体がお互いに支え合える体制づくりを進めるため、社会情勢の変化や社会問題に対応するよう、地域コミュニティの再生や、地域住民同士の「つながり（ネットワーク）」を再構築し、お互い尊重し認め合う共生による地域づくりを推進します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	地域における支え合い活動の推進	すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って助け合う精神を醸成します。また、地域住民同士の「つながり」や「支え合い」を推進します。さらに、地域活動やボランティア活動に気軽に参加できる機会を充実し、牽引力となる人材の育成を図ります。	 参加・協力・連携・協働 大
2	地域における総合的な保健・福祉サービスの利用の推進	関係機関や地域の民生児童委員等との連携の強化を図り、広報紙やホームページ等により地域福祉に関する各種情報提供を行い、町民がいつでもどこでも必要なときに手に入れることができる情報提供の体制整備に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小
3	地域福祉を推進する体制づくり	支援の必要な人を地域で支えていくため、住民・事業者・町がそれぞれ持つ特性を十分発揮する役割を明確にし、連携と協働により実施する体制づくりを進めます。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	ボランティア保険の加入者数	296人	向上	向上
2	ふれあいネットワーク参加自治会数	28自治会	向上	向上

みどり

しごと

まちなみ

くらし

いきいき

まなび

ちょうみん



5-3-2

障がい者への総合支援と 社会参加の促進

現状と課題

国においては、「障害者総合支援法」の施行、「障害者虐待防止法」の成立、「障害者基本法」の改正等、制度が変化しています。市内の障がい者数は増加傾向であり、発達障がいのある人も急増しています。また、社会構造の複雑化に伴うストレス等による精神障がいも問題となっています。

障がいの多様化や内容の複雑化への対応のほか、発達障がいへの支援、障がいのある子どもとその家族への支援・保育・教育内容の充実及び障がい者の就労の場の確保が課題となっています。

障がいのある人が安心して暮らせる社会をめざし、地域が連携して支援していくことが求められています。

目的・目標

障害福祉サービス等の支援により、障がいのある方の社会復帰、社会参加の促進をめざすべく、障がいのある人もない人も、乳幼児期から高齢期に至るまで生涯を通じて総合的なサービスを受けられる体制を整備し、安心と生きがいを持って生活できる町をめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	早期発見・早期支援の充実	知的な遅れや発達障がい等があると思われる子供を早期に発見し、必要な支援や適切な学習指導を行います。また、早期発見後、障がいを受容できるまでの家族の心のケアと障がいへの理解を促進するための支援を行います。	 参加・協力・連携・協働 小
2	就労支援体制の強化	ハローワーク、商工業団体及び就労支援を行う関係機関と連携し、就労相談・促進・定着支援など、一貫性のある就労支援体制を整備します。また、障がい者雇用に対する企業等の理解促進を図り、雇用の場の拡大をめざします。	 参加・協力・連携・協働 中
3	生活支援の充実	障がいのある人が自己の決定に基づき、必要なサービスを受け、自立した生活を営むことができるよう支援します。また、自己判断ができないなど、支援の必要な方には、成年後見制度利用支援を行います。	 参加・協力・連携・協働 小

成果指標

		H25	H30	H35
1	福祉サービス利用者数	104人	向上	向上
2	特定相談支援事業所数	1ヶ所	向上	向上



5-3-3

福祉相談機能の充実

現状と課題

複雑・多様化する社会環境・経済動向の中、近年、離婚等による「ひとり親家庭」が増加傾向にあり、特に若年離婚による母子家庭が増加しています。

また、全国における生活保護受給率は高齢化の進展とともに、ここ10年間で上昇を続けており、本町では平成24年度末現在の人口1,000人当たりの生活保護者数は17.1人となっており、経済的自立に向けた各種支援策が必要となっています。

目的・目標

ひとり親家庭には、経済面と子育ての両面からの支援が必要であり、ひとり親家庭のプライバシーに配慮しながら経済的自立を目標とした支援に努めます。

また、生活保護受給者をはじめとする低所得者に対しては、自立・更生を促し、健康で文化的な生活を保障する必要な諸施策を実施します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	経済的自立・更生の援助	母子福祉資金制度・生活福祉資金貸付制度をはじめとする諸制度の周知徹底を図ります。	 参加・協力・連携・協働 小
2	福祉相談機能の専門化	生活保護費受給・児童扶養手当受給・自立に向けた就労等の相談に対し、総合的な相談に対応できる窓口の開設をめざします。	 参加・協力・連携・協働 小

成果指標

		H25	H30	H35
1	生活保護者世帯数・人数	148世帯 206人	低減	低減
2	児童扶養手当受給者数	113人	低減	低減
3	母子福祉資金利用者数	2人	2人	2人
4	生活福祉資金利用者数	3人	3人	3人



5-4-1

子育て支援の充実

重点施策9

現状と課題

子どもを取り巻く環境は時代とともに変化しており、少子化や核家族化の進行などの影響により、子育てへの不安や母親の孤立化などの問題が顕在化してきています。そのため、日常的に親子が集うことのできる場所の整備や、気軽に育児相談ができる体制の充実が求められています。

また、夫婦共働きの家庭が増えてきている現状を踏まえ、様々な職種の保護者が、就労を継続しながら安心して子育てができるよう支援していくことが重要であります。

さらに、今後は子どもの教育・保育・子育て支援を総合的に進めていかなければならないことから、町として支援していく体制を整備していく必要があります。

目的・目標

子育ての不安や孤立化を防ぎ、子育ての時期を楽しみながら親子が共に育つことができるよう支援し、さらに発達に課題を抱える児童の発見の精度を高めると共に適切な支援を行います。

また、さまざまな就労形態の家庭の子育てへの支援や、放課後児童の健全育成を推進します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	子育て支援事業の充実	子育て支援センターの施設機能や育児講座・育児相談を充実させることで、家庭での育児力向上を図ります。また、日常的に親子が集い、遊べる場所の少ない地域において、親子が交流することのできる環境の整備を推進します。	 参加・協力・連携・協働 中
2	子育て家庭への育児支援の拡充	多様化する就労形態に対応し、安心して働きながら子育てができる体制の整備を推進します。	 参加・協力・連携・協働 中
3	児童の健全育成の推進	放課後児童クラブの体制・環境の充実を図ります。また、児童館など子どもの安心・安全な居場所づくりを進め、地域で子ども達が健やかに育成されるよう環境づくりを進めます。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	子育て支援センターの利用者数(親子)	4,500人	向上	向上



5-4-2

保育の充実

現状と課題

近年、共働き家庭の増加等の理由により、3歳未満児の保育ニーズが増加してきている傾向にあり、今後さらに増加していくことが予想されます。

そのため、保育園の受入定数や保育士の不足により、通常の保育や一時保育等において、保育に欠ける児童の受入ができない状況も生まれております。

また、発達に課題を抱える子どもや、個別対応が必要な子どもが増え、これまで以上にきめ細かい保育が求められています。

目的・目標

子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の保育・教育・子育て支援を総合的に推進します。また、発達に課題を抱える児童の保護者に対して相談機能や支援の充実をめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	保育・教育・子育て支援の総合的な推進	多様な保育ニーズに対応するため「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、より町民の視点に立った保育や教育、子育て支援を総合的に推進していきます。	 中
2	保育サービスの充実	保育サービス(障がい児保育、一時保育含)の向上のため、保育体制や施設をはじめとした職員配置等、保育環境の整備を推進します。	 小
3	保育園の子育て相談機能の充実	親からの育児に関する相談や支援などを行う保育園機能の充実を図ります。	 小

成果指標

		H25	H30	H35
1	待機児童数	4人	低減	低減



5-4-3

障がい児支援の充実

現状と課題

発達障がいや発達の不均衡などが気になる子どもや個別対応が必要な子どもが増えています。早期に障がいや発達の遅れを発見し療育につなげて、適切な取組を開始することがとても大切です。

一方で、早い段階では親や家族も気づきにくく、保育や教育の場でも発達障害を正しく理解されていなかったりする等、専門機関への紹介や個々に合った適切な対応が難しい現状もみられます。

さらに、乳幼児健診や保育園から斜里地域子ども通園センターなどの療育機関への紹介は、親の抵抗感から容易に繋がらないケースもみられるため、関係機関が連携して、早期発見と支援を行う必要があります。

目的・目標

障がいや発達の遅れを早期に発見し問題となる状態の軽減や二次的障がいの予防を図るため、適切な対応や環境調整を図ります。また、適切な教育の場の選択、進路や就労の選択のための支援の充実に図ります。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	障がいを発見する精度の向上と対応の適正化	乳幼児健診や保育園等での障がいを発見する精度を高め、適正な相談・支援への充実に図ります。	 参加・協力・連携・協働 小
2	斜里地域子ども通園センターの機能と療育指導体制の充実	療育機能を高め乳幼児健診での相談や幼稚園・保育所への巡回訪問事業の他、療育内容の充実に図ります。	 参加・協力・連携・協働 小
3	ライフステージに合わせた障がい児支援の充実	乳幼児・学齢期・青年期などライフステージに合わせた支援や特性にあった環境の調整を図るとともに、学齢児への支援の取り組みを検討します。また、保育・教育・就労・生活支援などに関わる各機関の連携強化を図ります。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	発達支援に関する相談者数(乳幼児健診、発達相談、幼稚・保育園巡回相談)	76人	76人	76人
2	関係機関連携会議開催数	12回	向上	向上

6 心豊かにつながり 学び合うまちをめざす

- 6-1 地域とつながる学校教育の推進
- 6-2 地域を支え育てる人材の育成
- 6-3 地域を育む社会教育活動の推進



政策 6-1 地域とつながる学校教育の推進

教育内容の充実に合わせて、教育環境や体制の整備を進めます。

6-1-1 教育内容の改善と 向上

基礎学力の定着	学力向上に 向けた体制の 整備	授業力の向上	豊かな人間性 の育成	体力の向上と 健康教育	特別支援教育 の充実
---------	-----------------------	--------	---------------	----------------	---------------

教職員と地域のネットワークづくりを進め、学校教育環境の向上に努めます。

6-1-2 教育環境の向上

課題のある 児童・生徒への 対応体制の強化	教育の機会均等 の保障	学校施設の整備	教職員住宅の 整備・更新	小学校の 再編統合	学校給食の 充実
-----------------------------	----------------	---------	-----------------	--------------	-------------

6-1-3 地域と学びあう学校 教育の推進

豊かな地域資源を活かして、学校と地域が学びあう関係を築きます。

開かれた学校運営の実現	「ふるさと学」の振興	高校教育の振興	幼児教育の振興
-------------	------------	---------	---------

政策 6-2 地域を支え育てる人材の育成

6-2-1 地域資源を活かした 交流活動の充実

地域の課題をとりあげた学習活動を通じて、地域を担う人材の育成を図ります。

地域を学び、地域を考える	地域とつながる世代間交流の実践	児童・生徒の体験活動の振興
--------------	-----------------	---------------

6-2-2 生活習慣を育む家庭 教育力の向上

保護者の学習とネットワークづくりを図ることにより、家庭の教育力の向上を推進します。

「親の育ち」を応援する学習機会の充実	地域教育力の向上
--------------------	----------



政策 6-3 地域を育む社会教育活動の推進

6-3-1

公民館を活用した 生涯学習の充実

公民館を活用した学習機会の提供と実践を行い、芸術文化活動といった生涯学習を推進します。

生涯各期に合わせた 学習機会の提供	地域コミュニケーションの推進	芸術文化の支援体制の推進
----------------------	----------------	--------------

6-3-2

健康づくりとスポー ツ活動の推進

スポーツをする機会の提供や環境整備を図り、年齢に応じたスポーツ活動を推進します。

生涯スポーツ推進と交流の実践	指導者の育成と確保	施設設備の整備と維持
----------------	-----------	------------

6-3-3

暮らしに寄りそう 魅力的な図書館の 運営

くつろげる憩いの場をめざすとともに、地域に根ざした図書館運営を図ります。

町民と築く魅力的な 図書館づくりの推進	情報拠点としての 体制整備	効果的な読書活動の推進	学校支援の強化
------------------------	------------------	-------------	---------

6-3-4

自然と歴史を守り、 学ぶ博物館活動の 推進

研究成果を社会に還元しつつ、情報発信や組織体制、施設の充実、整備に努めます。

活発な利用と資料の 長期保存できる 施設の整備	幅広い情報発信と 郷土学習機会の提供	調査・研究・交流の推進	博物館資料・文化財の 公開と活用の推進
-------------------------------	-----------------------	-------------	------------------------



6-1-1 教育内容の改善と向上

重点施策10

現状と課題

教育活動を通して子どもたちが将来一人の社会人として生きていくための基礎的な学力や体力、人間性を身につけることが必要であり、そのための十分な体制づくりが大きな課題となっています。

特に学力の低下が大きな課題となっており、学校・家庭・地域が一体となって学力向上に向けて連携することが求められています。

また、特別支援教育については、一人一人の状況に応じた対応が求められており、国・道による体制整備とあわせて今後の対応の検討が必要です。

目的・目標

「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」のバランスのとれた力を育てるため、多様な教育内容の充実に向けて、地域の人材や補助制度などを活用し、教育環境の整備を進めます。

特に学力の向上にむけて、体制整備や教員の学びあう環境づくりを進めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	基礎学力の定着	少人数学級のための臨時教員、英語のコミュニケーション能力の育成を目指しての英語指導助手、習熟別指導やチームティーチング [※] のための支援講師などを配置し、よりわかりやすい授業を目指します。また、子どもたちの家庭学習が生活習慣として定着するように取り組みを進めます。	 参加・協力・連携・協働 中
2	学力向上に向けた体制の整備	社会で自立して生きていくために必要な確かな学力を保障するため、学力向上推進委員会を設置し、学力向上推進推進計画の作成、指導力向上のための企画・推進、調査・研究等を行います。	 参加・協力・連携・協働 小
3	授業力の向上	指導主事を教育委員会事務局に配置して学校との連携を強化するとともに、校内研修体制の充実や研修への参加などを通して、教員が学びあう環境づくりを進めます。また、教職員自身が地域とのつながりを深められるよう、研修機会の充実を検討します。	 参加・協力・連携・協働 中
4	豊かな人間性の育成	「総合的な学習の時間」での体験活動や、「道徳」や「教育相談」等の機会を通して、児童生徒の発達状況に応じたコミュニケーション能力の育成や社会のルールやマナーを学ぶ活動の充実を図ります。	 参加・協力・連携・協働 中
5	体力の向上と健康教育	児童・生徒の「基礎体力づくり」に取り組むとともに、歯の健康づくりや、栄養教育など健康課題への教育活動を進めます。	 参加・協力・連携・協働 中



	単位施策名称	内容	町民参加・協働
6	特別支援教育の充実	支援員の配置や校内委員会の整備とともに、特別支援教育連携協議会を核とした小中学校と保育所、高校、福祉機関等との連携を進め、特別支援教育を必要とする児童・生徒の成長に合わせた体制づくりをめざします。	

成果指標

		H25	H30	H35
1	全国学力・学習状況調査の全科目平均 (全道対比 上段:小学6年生・下段:中学3年生)	△15.2% △19.4%	同等 同等	同等 同等
2	平日の家庭読書の時間～30分以上 (上段:小学6年生・下段:中学3年生)	32.5% 28.5%	50.0% 50.0%	55.0% 55.0%
3	家で自分で計画を立てて勉強する(している・どちらといえばしている) (上段:小学6年生・下段:中学3年生)	43.0% 47.9%	55.0% 55.0%	60.0% 60.0%
4	平日の体育の時間をのぞいた運動やスポーツの実施頻度(「週1～2回以上」の男女平均 上段:小学5年生・下段:中学2年生)	72.8% 82.8%	80.0% 85.0%	80.0% 85.0%



特別支援教育支援員



6-1-2

教育環境の向上

現状と課題

近年学校には、いじめやコミュニケーションにかかるトラブル、子どもたちの体力や成長にかかる不安、児童虐待への対応といった生活環境への対応など、多くの役割が求められており、かつ年々多様化しています。これに対して教職員一人一人の多様な能力の向上とともに、教職員およびそれをサポートする外部の人材を含めた「学校」としての教育力の向上が求められています。

また、多くの教職員住宅で老朽化が進んでいることから、計画的かつ効率的に整備する必要があります。

子どもだけで食べる「孤食」、手軽に購入した簡易的な食事、アレルギーの問題など子ども達の「食」に関する不安が高まっており、子どもたちの豊かな成長を保障する上でも学校給食の重要性が高まっています。

目的・目標

学校の総合的な教育力の向上に向けて、教職員だけでは困難な事例での地域の専門機関や人材とのネットワークづくりを進めます。

小学校の再編統合をふまえて、必要な学校施設の整備や教職員住宅の確保・更新を計画的に進めます。

単位施策

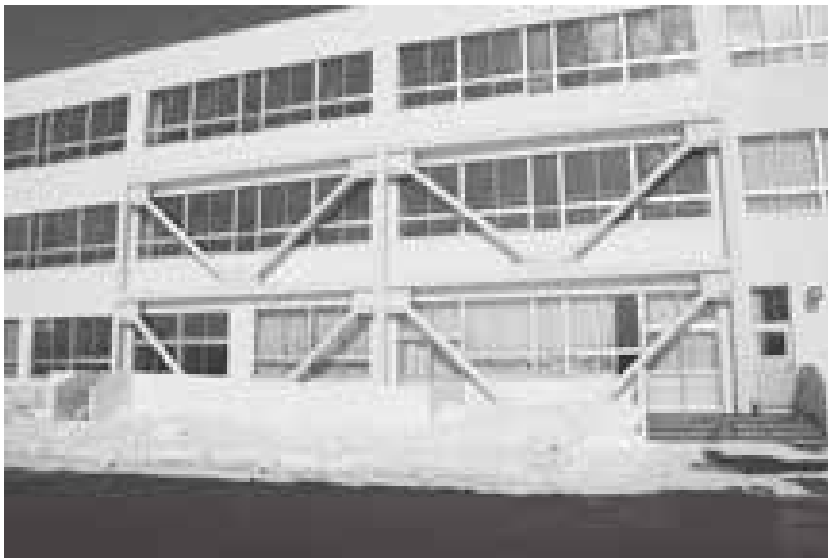
	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	課題のある児童・生徒への対応体制の強化	いじめや不登校等の学校で生じるトラブルに対し、早急に対応できるよう校内体制を整備するとともに、ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）を核にして、福祉機関等地域との連携をすすめます。	 中
2	教育の機会均等の保障	経済的な理由での就学格差が生まれないよう就学援助体制を整備します。また遠距離通学児童生徒の通学に伴い必要なスクールバスの運行など通学対策を充実します。	 小
3	学校施設の整備	学校施設の耐震化や各校の設備更新等を、老朽化が著しくなる前に計画的に整備します。特に課題となっている斜里中学校の外構・グラウンド、斜里小学校・朝日小学校の設備更新、パソコンなどの学校備品の更新を進めます。	 小
4	教職員住宅の整備・更新	老朽化の著しい教職員住宅を廃止するとともに、民間住宅借上げ方式など効率的な方法を導入しながら計画的に教職員の住環境を整備します。	 小
5	小学校の再編統合	中学校への移行課題の軽減や、学習環境の学校間格差の解消など、児童の学習環境の改善と安全性の確保に向けて、小学校の再編統合をはかります。	 中



	単位施策名称	内容	町民参加・協働
6	学校給食の充実	安全・安心な給食の提供に向けて、老朽化の進む給食センターの設備更新を計画的に進めるとともに、地場産品の利用や、美味しい給食に向けて提供方法の工夫・検討を行います。また、近年増加している食物アレルギーをもつ児童・生徒に安全を最優先に対応する体制を整えます。	

成果指標

		H25	H30	H35
1	斜里町立学校図書整備割合(文科省基準比:全校平均)	64.9%	70%	75%
2	築30年以内の教職員住宅戸数割合(対教職員数割合)	58.9%	65%	70%
3	学校給食における斜里町産品の割合(金額ベース)	8.9%	9.5%	10%



斜里中学校耐震化

学校給食





6-1-3 地域と学びあう 学校教育の推進

現状と課題

少子高齢化、核家族化、共働きの増加などの家庭と地域の変化、携帯型ゲームの普及による遊びの変化、携帯電話やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の普及など、子ども達をめぐる環境の変化が著しくなっています。

特に子どもたちの自然発生的な地域での体験活動が失われ、ふるさととしての斜里を知る、斜里の人たちと触れ合う活動が減少していることは子どもたちの成長の上で大きな課題です。

また、逆に地域から子どもの姿が減少していることが、地域の活力を失うこととも繋がっており、地域と学校との連携が求められています。

目的・目標

様々な学習機会の指導者や環境整備ボランティアなど地域人材を学校に迎え入れるとともに、地域の各種機関や施設などとの交流を進め、学校と地域が学びあう関係をめざします。

また、私立幼稚園・道立高校と町立小中学校との連携を深め、小中高それぞれの入学時の課題の軽減や、共通した課題での進展を図ります。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	開かれた学校運営の実現	学校運営協議会による評価をはじめ、学校への読み聞かせ活動や地域人材を講師に招いた授業の推進など、学校に地域人材が関わっていく機会を増やします。	 参加・協力・連携・協働 中
2	「ふるさと学」の振興	各校の特色を生かした「総合的な学習の時間」や「知床自然体験学習」など、「地域資源」を活用した地域学習を通して、「斜里町」の魅力に触れ、「ふるさと」に親しみを持つ教育を推進します。	 参加・協力・連携・協働 中
3	高校教育の振興	斜里高校の魅力ある学校づくりのため、クラブ活動、学力向上、通学費助成といった環境整備や、博物館や行政、民間企業による教育内容への支援等を進めます。また、高校生による中学校訪問といった他校種間交流や、地域への開放講座の実施など高校の持つ教育的効果が地域に還元できるよう、連携をさらに深めます。	 参加・協力・連携・協働 中
4	幼児教育の振興	幼児教育を支援するため、就学に関する協議や研修機会の情報共有などを通して連携をすすめます。	 参加・協力・連携・協働 中



成果指標

		H25	H30	H35
1	地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある児童・生徒の割合 (当てはまる・どちらかといえば当てはまる)(上段:小学6年生・下段:中学3年生)	45.3% 37.8%	50.0% 45.0%	55.0% 50.0%
2	地域資源を活かした学習の実施	100%	100%	100%



斜里高等学校



斜里高等学校授業

み
ど
りし
ご
とま
ち
な
みく
ら
しい
き
い
きま
な
びち
ょう
う
み
ん



6-2-1

地域資源を活かした 交流活動の充実

現状と課題

少子化・情報化・過疎化等により、地域社会の結びつきが弱まり、地域の教育力も低下している状況です。学校・家庭・地域の連携協力を強め、地域の多様な大人が子どもに関わりながら教育・交流活動を進めていくことが必要であります。

学生・青年層の地域活動への関わりが薄いことから、幅広い世代で地域に関わりを持てる繋がりづくりが求められており、また、地域全体で子ども達を守り育てていくためには、日常的に地域住民が学校に関わる状態をつくり、子どもを中心に据えた学校と地域の連携を深めていく必要があります。

目的・目標

社会教育機関が連携して、町民の居場所や活動拠点となり、また地域課題を取り上げた講座・講演会・事業などを通して、様々な地域活動に取り組む活動を支援し、地域を担う人材の育成を図ります。

特にこれからの斜里を担う児童・生徒の地域での体験活動を重視し、「生きる力」を育みます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	地域を学び、地域を考える	各施設の特徴を活かし、斜里特有の魅力に触れる活動、教育・福祉・産業などにおける課題を考える活動など、地域を知り、学ぶ活動を進めます。また、居場所・活動拠点として、地域活動に参加する人材を育成します。	 参加・協力・連携・協働 大
2	地域とつながる世代間交流の実践	サークル活動やボランティア活動、実行委員会への参加など、地域の事業と関わる多様な経験を通じて、斜里を基盤とした世代を超えた多様なネットワークの広がりが生まれるよう支援します。	 参加・協力・連携・協働 大
3	児童・生徒の体験活動の振興	各施設と、学校・PTA・地域自治会・団体などが連携し、自然教育・食育・木育など児童・生徒を対象とした様々な体験プログラムの充実を目指します。これら学習体験により得た「生きる力」を伸ばすように取組みます。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	社会教育機関による講座・講演会の実施数	70回	75回	80回
2	講師データバンクの登録者・団体数	20人 /団体	25人 /団体	30人 /団体
3	地域の行事に参加している児童・生徒の割合(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)(上段:小学6年生・下段:中学3年生)	60.4% 61.2%	65.0% 65.0%	70.0% 70.0%



6-2-2

生活習慣を育む
家庭教育力の向上

現状と課題

家庭は、家族とのふれあいを通じて、社会で生きていく上で
の前提となる生活習慣や社会的なマナー等を身に付ける重要な
役割を担っていますが、核家族化・少子化等の家庭を取り巻く
環境の変化の中で、親の育児不安の広がりやしつけへの自信喪
失など、家庭の教育力の低下が問題となっています。

また、人間関係の希薄化などを背景に、子育て中の親同士が
直接育児やしつけなどについて語ったり、学び合ったりする機
会が減少していることや、気軽な話し相手がいらないことなど、
子育てする親の孤独感や不安感、負担感が大きくなっている
との指摘もあることから、地域や社会全体で子育てを支援する取
り組みを充実させていく必要があります。

目的・目標

子育て支援に関わる行政や学校などと連携して、保護者の主
体性を尊重しながら、孤立しがちな保護者の学習とネットワー
クづくりを進めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	「親の育ち」を応援する 学習機会の充実	親自身の要望や願いに沿って親同士の学びあいや仲間づ くりの機会を提供し、主体性に沿った企画や交流事業な どを支援します。乳幼児期から高校までと子どもの成長 に沿って変化する学習活動を提供・支援します。	 参加・協力・連携・協働 大
2	地域教育力の向上	社会教育施設が運営や取組みの中で子育て家庭が交流を 持てるような「居場所」としての機能を持つことをめざし ます。また、子育て家庭を支援する人材の育成に取り組 みます。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	保護者を対象とした社会教育講座・講演の実施回数	5回	8回	10回
2	朝食を毎日食べる児童・生徒の割合(小3～中3対象、給食センターアン ケート)	87%	92%	97%
3	家の人と学校での出来事について話をする児童・生徒の割合(よくして いる・時々している)(上段:小学6年生・下段:中学3年生)	73.3% 68.4%	75.0% 75.0%	80.0% 80.0%



6-3-1 公民館を活用した生涯学習の充実

現状と課題

地域の課題に対して、住民自らが解決に取り組むことができるようになるため、生涯学習の果たす役割が重要であり、生涯にわたってあらゆる機会に学ぶことができる学習環境の一つとして、公民館の活用が求められています。

地域課題等に主体的に取り組めるよう、多様な学習機会の提供や学習支援・相談体制の充実を図る必要があり、ホール機能を持つ公民館として、鑑賞機会の提供はもとより芸術文化活動の拠点として、各文化団体の育成・支援に取り組む必要があります。

目的・目標

地域や他の社会教育機関等と協力連携し、公民館に住民が集い、年代別・地域・生活といった幅広い課題に対応する学習機会の提供と実践を行い、生涯学習の活動を推進します。

また、芸術文化活動の意欲を高め、文化団体の育成や支援、優良な芸術作品への鑑賞機会の提供を行うなど、芸術文化活動を推進します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	生涯各期に合わせた学習機会の提供	社会情勢の変化に応じての年代別(乳幼児期・少年期・青年期・壮年期等)の学習要求・生活課題に対応した事業企画や学習機会の提供し生涯学習を推進します。さらに、学ぶ合う個々を仲間づくりへ結びつけ、学びの成果を人・まちづくりにつなげていきます。	 参加・協力・連携・協働 大
2	地域コミュニケーションの推進	地域の学校として、様々な関係機関と連携し本館・分館講座を充実し、サークル活動やマイプランマイスタディー※など自主的な学びの支援や老人クラブ活動などの支援を行い、個人・団体の地域活動支援を推進し地域・学校とのつながりを保ち、公民館ボランティアの協力関係も継続していきます。	 参加・協力・連携・協働 大
3	芸術文化の支援体制の推進	文化連盟・芸術文化事業協会と連携を図り、芸術文化イベントの仕掛け、町民主体の自主的芸術文化活動の育成と発表機会を支援する体制の充実を目指します。また、工夫のある町民の多様な催事に対応できるよう体制を整備し、音響・照明・舞台設備などの維持更新を図っていきます。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	ゆめホール知床定期利用団体数	48団体	51団体	54団体
2	ゆめホール知床利用人数	80,934人	84,000人	87,000人
3	公民館講座数	1講座	6講座	12講座
4	公演・芸術文化講座数	5公演 12講座	6公演 12講座	6公演 12講座



6-3-2

健康づくりと
スポーツ活動の推進

現状と課題

生涯スポーツに対する関心の高まりから、地域住民のニーズに沿った各種スポーツ教室や健康講座の開設と充実、スポーツ施設の整備が課題となっています。特に、老朽化したスポーツ施設の維持・管理においては、多様化するスポーツニーズに対応する計画的な運営と管理が必要であります。

また、健康づくりや体力づくりにおいて、それぞれのライフステージに対応した競技スポーツ・生涯スポーツ推進のためには、指導者の養成と確保、トレーニング設備等の環境整備が必要となっています。

目的・目標

気軽にスポーツに触れる機会の提供と指導体制及び施設整備の充実を図ります。

子どものスポーツ機会の充実、学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境整備を図ります。

また、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じ『いつでも・どこでも・楽しく・安全に』スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会をめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	生涯スポーツ推進と交流の実践	スポーツ振興基本計画に基づき、誰もが気軽に楽しめるスポーツ・健康づくりの普及及び健康保持・増進のための支援を行い、幅広い世代のスポーツ活動等の充実をめざし、各学校や自治会地域と連携しスポーツ交流を実践できる体制を推進します。	 参加・協力・連携・協働 大
2	指導者の育成と確保	生涯スポーツの推進・普及を目的に指導者の確保と講座等のソフト内容の拡充をめざします。また、スポーツ少年団本部会や少年団等の各団体と連携し、競技スポーツにおける専門的知識をもつ指導者の確保と養成を行い、競技スポーツの充実を図ります。	 参加・協力・連携・協働 中
3	施設設備の整備と維持	体育協会や各单位協会と連携・協力して体育施設に関する情報収集を行い、老朽化した体育施設の計画的な整備・維持に努めます。また「安全・快適」な施設を目指すとともに、空き地や既存施設等の有効活用とトレーニング機器等の必要な設備の更新を行い、体育施設サービスの質と機能の向上を図ります。	 参加・協力・連携・協働 中



成果指標

		H25	H30	H35
1	公共体育施設の利用人数(体育館・プール・スケートリンク・パークゴルフ場・学校開放等の全利用者数)	81,786人	82,000人	82,000人
2	生涯スポーツ・健康づくり講座数	3講座	8講座	12講座
3	競技スポーツ講座数	2講座	4講座	6講座



ハマナスマラソン



パークゴルフ



海洋センタープール



6-3-3 暮らしに寄りそう 魅力的な図書館の 運営

現状と課題

築80年以上が経過した施設での図書館運営は、図書館機能を十分に果たすための閲覧・学習スペースがなく、書架が密集し落ち着いて利用できない環境でした。

しかし、新図書館の建設により、ゆっくりとくつろげる空間ができることで、利用者の増加が見込まれます。これからの図書館では、古く狭隘な施設であったために行うことができなかった質の高いサービスが求められています。

町民一人ひとりが学び、憩い、そして集うことができる図書館へ転換するための取組みを進めることが今後の課題であります。

目的・目標

町民の暮らしに寄りそう図書館として、知的好奇心に応える資料と情報を提供する学びの場を整え、ゆっくりと滞在できる憩いの場をめざします。

また、地域の人々が気軽に集まり、イベントや企画を行える交流の場として、地域に根ざした図書館運営の充実を図ります。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	町民と築く魅力的な図書館づくりの推進	町民が有意義な時間を過ごすために、図書館を活用して町民に本の魅力を伝える活動を推進します。また、図書館活動や運営への支援を通じて、町民が図書館に親しみをもち、身近に感じてもらうために図書館サポーター制度を創設します。町民のニーズや生活スタイルの多様化に対応したサービスを行い、誰もが何度でも訪れたい図書館をめざします。	
2	情報拠点としての体制整備	リクエストやレファレンス※・貸出など司書の専門性を活かした活動を通じて利用者のニーズを把握し、資料収集方針と中長期的な資料収集計画に基づき、12万冊の蔵書の維持と計画的な図書購入をすすめます。学校や社会教育施設・各種市民団体と連携し、様々な情報の収集・提供を行っていきます。	
3	効果的な読書活動の推進	従来から行っている幼児向けのブックスタートや絵本クラブ(家庭配本)事業に加え、今後人口比率が高まる高齢者の心豊かな生活作りのために、新たに宅配サービスを行うなど、各世代に応じた読書活動の支援を行い、生涯を通じて読書に親しむ活動を推進します。	



	単位施策名称	内容	町民参加・協働
4	学校支援の強化	児童・生徒にとって魅力ある図書室となるよう学校図書の整備を支援し、読書の楽しさを広めるため学校との連携を図ります。また、図書館職員が学校巡回を行うことなどにより密に情報交換を強化し、図書館と学校図書の相互利用を促進します。	

成果指標

		H25	H30	H35
1	図書館利用人数	18,000人	27,000人	31,500人
2	町民一人あたりの貸出冊数	7.42冊	8冊	8.5冊
3	絵本クラブ(1～5歳児対象)への加入割合	16%	22%	28%
4	図書館ボランティアの活動回数(学校での読み聞かせ、「声の広報」活動、保育所巡回等)	250回	280回	310回
5	学校からのリクエスト・テーマ別貸出の冊数	320冊	400冊	480冊



新図書館イメージ図



現図書館



6-3-4

自然と歴史を守り、学ぶ
博物館活動の推進

現状と課題

知床博物館は30年以上にわたって、町民はもとより多くの
人々に情報や資料の提供を行い、その後、姉妹町友好都市交流
記念館が併設されたことで、人や地域の交流と絆を深める場と
しての機能も果たしてきました。これからも、最新の情報を発
信し続け、地域や学校などと緊密に連携して郷土の歴史や世界
自然遺産知床の自然を学ぶ活動をより一層進めなければなりま
せん。

一方で、収集してきた資料が増加し、保管場所の確保が問
題となってきております。山積する資料の整理や収蔵計画の見
直しが求められています。さらに、地域住民や観光客のニーズ
にも対応可能な新しい展示手法を取り入れた施設作りを進める
必要があります。

また、斜里町では、昭和40年代から現在まで続く各種開発
事業に伴う緊急発掘調査が続いています。発掘された莫大な考
古資料を整理・保管する斜里町埋蔵文化財センターも老朽化し
手狭になり、代替施設の確保に向けての検討が必要です。

目的・目標

文化財や歴史的資料、標本、自然環境等の研究を通じて、成
果を社会に還元します。

また、町内外へ積極的に情報発信を行い、学習機会を提供す
ることができる高い専門性をもった組織体制と、地域の財産を
長期的に保管・公開可能な施設を整備します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	活発な利用と資料の 長期保存できる施設の整備	幅広い世代の地域住民や観光客、研究者、ボランティアと いった多様な利用者にとって魅力ある施設づくりをすす めるとともに、老朽化した展示や収蔵庫、埋蔵文化財セン ターの更新・改修を計画的に行います。特に自然史資料や 歴史資料の保存環境の悪化と収容スペースの不足につい て改善を進めるため、収蔵展示も可能な新たな収蔵庫や 資料の長期保存に耐える保管環境の整備を行います。	 参加・協力・連携・協働 中
2	幅広い情報発信と 郷土学習機会の提供	新しい技術を用いた多様な情報発信手段を用いて、地域 に対してはもちろん、国内外に対して斜里町や世界自然 遺産知床の情報を広く発信していきます。博物館施設や 学芸員の教育現場における活用など学校教育との連携強 化を図り、地域の子供たちの学習活動を幅広く支援しま す。これらの活動を通じて、地域の歴史や自然を理解し、 誇りを持って守り育てていくことができる人材を育成し ます。	 参加・協力・連携・協働 中

み
ど
りし
ご
とま
ち
な
みく
ら
しい
き
い
きま
な
びち
ょう
み
ん



	単位施策名称	内容	町民参加・協働
3	調査・研究・交流の推進	博物館活動の成果を社会へ還元するために、現地調査や資料調査、最新情報の収集を積極的に推進します。また、姉妹町友好都市との交流や、学会活動など国内外の関係機関との学術交流を通じて、資料収集や交換を計画的にすすめ、展示更新や教育普及に関わる活動を充実させます。	 参加・協力・連携・協働 中
4	博物館資料・文化財の公開と活用の推進	文化財や歴史・自然誌資料の保存と利活用を促進するため、全ての博物館活動の根幹をなす各分野における体系的な資料収集、保存作業や利活用を促進するために欠かせない資料整理やデータベース化をすすめ、それら情報の適正な公開を可能とする体制づくりを検討します。歴史的な建造物等の保存を検討します。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	知床博物館入館者数	11,300人 (予想人数)	11,500人	12,000人
2	博物館活動への満足度	満足度 調査実施	満足度 H26年度の 3%アップ	満足度 H30年度の 3%アップ
3	博物館講座・講演会等の参加人数(町民を対象)	1,100人 (H24年度 人数)	H25年度の 3%アップ	H30年度の 3%アップ
4	学校や地域との連携事業数	20事業	25事業	25事業
5	博物館情報アクセス数	実施	H26年度の 3%アップ	H30年度の 3%アップ
6	展示物の更新点数	10点 (H23~25)	10点 (H26~30)	10点 (H31~35)

7-1 地域が輝くつながりのあるまちの実現

7-2 社会変化に対応できる健康なまちの実現

7

町民が主役になって 住みよいまちをめざす



政策 7 - 1

地域が輝くつながりのあるまちの実現

7-1-1

情報公開と情報共有
の推進

町民の主体的なまちづくりを推進するため、情報公開や情報共有の充実に努めます。

情報提供の充実

情報の適正管理

広聴の充実と推進

7-1-2

町民参加と協働の
推進

町民と行政の役割を分担しつつ、町民の主体的な参加や協働を推進します。

参加と協働のための人づくり

協働によるまちづくりの推進

町民参加の推進

7-1-3

魅力ある地域活動の
推進

町民の主体的なコミュニティ活動への参加を促し、魅力ある地域活動を推進します。

コミュニティ活動の支援

コミュニティ活動の人材育成支援

コミュニティ参加意識の高揚

7-1-4

多様な交流の展開

国内外を問わず多くの人たちの来訪を促し、斜里町の魅力を伝え、多様な交流を展開します。

姉妹町、友好都市と
の交流の深化ふるさと斜里会の
活動支援

多様な交流の推進

移住促進情報の提供

国際交流活動の
支援と環境整備

政策 7 - 2

社会変化に対応できる健康なまちの実現

7-2-1

効果的・効率的な
行政運営

職員の能力向上や広域連携を進めつつ、効果的で効率的な行政運営に努めます。

広域連携事務
・事業の推進人材育成の
取組職場環境整備
の取組行政評価
システムの
充実と活用事務処理の
効率化幸福度の
指標化と活用公共施設等の
長寿命化

7-2-2

足腰の強い財政基盤
の確立

自主財源を確保し行政経費の効率化を進めながら財政基盤を確立し健全な財政運営を行います。

財政運営の健全化

自主財源の確保

行政経費の効率化

特別会計等の
経営基盤強化



7-1-1

情報公開と
情報共有の推進

現状と課題

町ではこれまで、行政情報などをわかりやすく適切に伝えるための伝達手段として、広報紙やホームページをはじめ、安全安心情報を提供する「ほっとメール」などを活用してきました。

しかし、行政情報の公開と共有をめざしたまちづくりを、町民との間でより一層進めるためには、効率的な伝達手段への対応を引き続き進めるとともに、それらが目まぐるしく進化していく中であっても、常に町民の立ち位置から見たサービスの提供であることが求められています。

また、パソコンや携帯電話を持たない高齢者等情報弱者の存在もカバーするなど、町民に、それぞれの情報媒体の特性を活かした親切丁寧な情報提供に努めるとともに、様々な機会を通しての広聴を充実させることが必要となっています。

目的・目標

町民の意見や考えが町政に反映されるよう広報広聴を充実させるとともに、行政情報を共有することにより、町民の主体的なまちづくりが推進されることをめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	情報提供の充実	多様な手段を利用した町政情報の積極的公開、提供の制度等充実に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小
2	情報の適正管理	情報の適正管理に充分留意するとともに、個人情報のセキュリティ管理の知識、意識の向上に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小
3	広聴の充実と推進	まちづくり懇談会や意見公募手続き（パブリックコメント）、町民意識調査の実施により、広聴の充実と推進に努めます。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	まちづくり懇談会やデリバリートークの実施回数、参加者数	3回/13人 36回/839人 (H24)	5回/100人 38回/850人	5回/100人 40回/880人
2	パブリックコメント実施件数	4回 (H24)	5回	5回
3	ホームページアクセス件数	52,400 ページ/月	55,000 ページ/月	58,000 ページ/月

みどり

しごと

まちなみ

くらし

いきいき

まなび

ちようみん



7-1-2

町民参加と

協働の推進

重点施策11

現状と課題

自治基本条例が求める「協働」によるまちづくりを推進するためには、町民の協働意識の向上と参加の拡大や情報提供が重要です。

平成24年度に実施した町民アンケートでは、60.4%の人が「町政運営やまちづくりに関心がある」と答えているものの、一方、実際にどのように町政運営に関わっているかという問いには、「積極的に参加している」と答えた人は僅か5.1%で、「役場や議会に任せる」が49.6%、「かかわりたくない」が12.1%という結果でした。

この現況をどう克服していくかが、協働のまちづくりを進める上では大きな課題となっており、町民の参加の場・機会の拡大を図り、町民が協働のまちづくりに参加しやすい環境づくりをしていくことから、町民の意識向上を図っていくことが必要となっています。

目的・目標

町民と行政はそれぞれの役割と責任を果たしつつ、町民の主体的な参加と協働を推進し、より住みよいまちを築きます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	参加と協働のための人づくり	町民参加型ワークショップ※の活用やファシリテーター※養成などを通じ、町政への参加と協働を進めるための人づくりに努めます。	 参加・協力・連携・協働 大
2	協働によるまちづくりの推進	町民の自発的な意志と相互理解にもとづいた協働を進めるための活動を支援します。また、活動の成果が行政運営に生かせるよう努めます。	 参加・協力・連携・協働 大
3	町民参加の推進	町民参加、町民主体を原則とし、町民がまちづくりに幅広く参加できるように努めます。また、性別、年齢、地域性等にも配慮するなど、町民が平等に参加できるように努めるとともに、子供がまちづくりに携われるよう努めます。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	町民アンケートにおける町政に積極的に参加したいと思う町民の割合	5.1%	8%	10%
2	町民アンケートにおけるまちづくりアンケートの回収率	(抽出の場合) 52.9%	(抽出の場合) 54.0%	(抽出の場合) 55.0%



7-1-3

魅力ある地域活動の推進

現状と課題

町民が主役となったまちづくりを推進するためには、地域の基礎的な住民団体である自治会をはじめ、関係団体が主体的に地域活動を企画・実施していくことが必要であり、活動の充実に向け、運営に対する支援を行ってきました。

また、町民のみなさんの「知りたい」情報に応えるため、出前講座を実施するなど地域との情報共有を推進し、地域担当職員制度により、町民と行政のパイプ役として職員を配置し自治会との連携を図って地域の活動を支えています。

しかし、地域の中における生活弱者への対応、自治会役員の高齢化・担い手不足などが懸念されており、コミュニティ活動を行おうとしている人たちに対する支援が必要となっています。

目的・目標

自分たちの住む「地域とのつながりを持てる」まちをつくることで、町民の主体的なコミュニティ活動への参加を促進し、魅力ある地域活動を進めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	コミュニティ活動の支援	コミュニティ活動の中でも、自治会活動は住民自治の原点であり、より良いまちづくりという共通目標のため、自治会の主体的取組に対し継続して支援を行います。また、町民と行政のパイプ役として設置している地域担当制度を継続して実施します。	
2	コミュニティ活動の人材育成支援	コミュニティ活動などの活性化を図るため、研修会開催等による地域リーダーの育成、各種団体相互の交流・情報交換の場づくりに向け、研修・交流事業に対する支援を行います。	
3	コミュニティ参加意識の高揚	町民主体の地域活動をより一層促進するため、積極的な情報提供などの支援を充実し、地域の個性を大切にしながら、地域住民の連帯感を高めるように一人ひとりのコミュニティ参加意識の高揚を図ります。	

成果指標

		H25	H30	H35
1	幸福度調査における地域社会との関係への満足度	3.62	3.65	3.7

みどり

しごと

まちなみ

くらし

いきいき

まなび

ちようみん



7-1-4

多様な交流の展開

現状と課題

斜里町は自然と歴史文化を縁に竹富町や弘前市と姉妹町・友好都市の絆が結ばれ、これまで多くの町民・市民相互の交流が図られてきました。また、斜里町の応援団でもある各地のふるさと斜里会を通じて、斜里町の魅力を再認識することができたとともに、メッセージを発信してきました。さらには、世界自然遺産知床の魅力に触れるため国内外から毎年大勢の観光客が訪れています。学術的な面からも近隣諸国の研究者の関心も寄せられていたり、その魅力からホームステイを希望する外国人の声も少しずつ増えています。

多くの人達との交流を深めることによって、新たな発想や事業拡大の機会、住みよいまちづくりへのヒントがあると思われます。そのために、姉妹町・友好都市との相互交流を深めていくことや、ふるさと斜里会と連携し移住や各種合宿誘致などの受入PRを推し進める必要があります。また、国際交流などの推進を図るため、活動する団体への支援や外国人が滞在しやすい環境整備もあわせて行っていくことが必要となっています。

目的・目標

近隣町村、都市部、国内外等の人たちとの交流を深めることにより、斜里町の良さを知ってもらい、住んでみたい・住み続けたい愛されるまちとなることをめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	姉妹町、友好都市との交流の深化	姉妹町・友好都市との交流を通じ、歴史・自然・文化・芸能など様々な分野での町民・市民との交流を深めます。	 大
2	ふるさと斜里会の活動支援	各地のふるさと斜里会の活動を支援し、各地域と斜里を結ぶ掛け橋となってもらう取組みを進めます。	 中
3	多様な交流の推進	産業、芸術、文化、スポーツなど多様な面で近隣市町村との連携、交流を深めます。各種研修や合宿などを積極的に受け入れるなど、都市住民との交流機会を増やします。	 中
4	移住促進情報の提供	各種イベント会場等での移住関連情報を発信します。また、ホームページ情報を充実し、来庁者への近隣町村を含めた情報提供に取り組みます。	 中
5	国際交流活動の支援と環境整備	町民の国際交流の機会を増やすため、民間団体の国際交流活動を支援します。また、外国人にわかりやすい環境づくりを進めるため、道路や公共施設等の案内の外国語併記に取り組みます。	 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	町外からの寄付件数	429件	440件	450件
2	民間交流団体登録会員者数(国際交流推進協議会・ねぶた保存会・ふるさと斜里会)	61人 264人 796人	70人 270人 800人	80人 270人 800人



7-2-1

効果的・効率的な行政運営

重点施策
12

現状と課題

地方分権の推進に伴い、自らの意志と責任に基づく自治体運営が求められてきました。しかしながら、住民に最も身近な行政を担う市町村は権限や責任が重くなる一方で、国の財政悪化による地方交付税の削減や人口の減少、税収の伸びが見込めないなど、厳しい状況にあります。

このような環境の下、斜里町においては第4次行政改革や行政財政の構造的改革並びに事務事業評価の実施により、事業の民営化や指定管理者制度の活用、職員数の削減や組織機構の見直し、事務・事業経費の節減に努め自主・自立の自治体運営に取り組んできました。また、広域事業では斜里地区消防組合、斜里郡三町終末処理事業組合、子ども通園センターなど周辺自治体と共同で事務や運営、処理業務を行ってきました。

今後も効率的な自治体行政運営を行っていくために、より広域連携を深めていく必要があります。

目的・目標

行政改革を計画的に推進するとともに、最小の経費で最大の効果をあげる行政運営を行います。職員個々の力を最大限に生かし、使命感と働きがいを持って職務を遂行できるよう、研修や福利厚生の充実に努めます。

また、近隣自治体との広域事業や、効率・効果の面で有効と思われる団体等との共同・連携について検討します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	広域連携事務・事業の推進	現在行っている近隣自治体との連携による事務・事業の共同処理を進めるとともに、テーマや目的を共有した自治体や関係機関、団体との連携を推進します。	 参加・協力・連携・協働 小
2	人材育成の取組	多様な研修を実施し職員の意識高揚を図り、専門的な知識や能力を身に着けた職員を育成します。	 参加・協力・連携・協働 小
3	職場環境整備の取組	職場の安全衛生管理や職員の健康診断を充実し、心身の健康管理に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小
4	行政評価システムの充実と活用	総合計画等の進捗状況管理ができる新たな行政評価システムや事務事業評価を実施し、行政サービスの向上と行政経費の効率化を図ります。	 参加・協力・連携・協働 小
5	事務処理の効率化	庁内情報システムの改善などにより、行政事務の効率化と行政経費の節減に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小



	単位施策名称	内容	町民参加・協働
6	幸福度の指標化と活用	町民幸福度調査を継続実施することにより幸福度を指標化し、住みよいまちづくりの為に施策づくりに生かします。	
7	公共施設等の長寿命化	役場庁舎をはじめとした町内各公共施設の長寿命化を図るため、適正な管理・補修を実施します。	

成果指標

		H25	H30	H35
1	広域連携事業数	20事業	21事業	22事業
2	行革実施計画推進項目の実施率	-	90%	90%



役場庁舎



行政サービス



7-2-2

足腰の強い
財政基盤の確立

現状と課題

急速な少子高齢化社会の到来を迎えるにあたり、社会保障関係費の増加等をはじめとする国の歳出が増加するなかで、地方財政をとりまく状況はさらに厳しくなることが予想されています。

このように情勢が不透明で変化が大きい中であっても、町の施策全般にわたって健康なまちを志向し、町全体が健康なまちであるためには、「足腰の強い財政基盤の確立」が必要です。

地方自治体における財政運営は、地方交付税の動向によるところが大きいのは現実ではありますが、限られた財源の中で、今後、持続可能な安定した財政基盤を確立するうえでは、町税をはじめとする自主財源の確保や歳出の重点化・効率化を図る中で、行政経費の全体的な縮減により財源を確保する必要があります。

目的・目標

財政基盤を確立し健全な財政運営を行うため、中期的な財政収支の試算を策定するとともに、自主財源の確保、行政経費の効率化等を進めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	財政運営の健全化	「地方財政計画」等の的確な分析により「中期財政収支計画の試算」を策定し、計画的な財政運営を進めるとともに、予算、決算等の財政状況の情報公開に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小
2	自主財源の確保	町税等の適正賦課と収納率の向上に努め、自主財源の確保を図ります。	 参加・協力・連携・協働 小
3	行政経費の効率化	行政運営上の固定経費（経常経費）の縮減のため、指定管理者制度等の運用による公共施設の管理運営をはじめとして、効率的な行政運営と経費の縮減を図ります。	 参加・協力・連携・協働 小
4	特別会計等の経営基盤強化	安定した会計運営を行うため、必要な保険料や使用料等を算定し、経営基盤強化に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小

成果指標

		H25	H30	H35
1	連結実質赤字比率	0	0	0
2	実質公債費比率	15.3% (H24)	18%以下	18%以下

みどり

しごと

まちなみ

くらし

いきいき

まなび

ちようみん



み
ど
り

し
ご
と

ま
ち
な
み

く
ら
し

い
き
い
き

ま
な
び

ち
ょ
う
み
ん

V . 資料

提言にあたって

平成24年11月30日、町長からの調査の求めに応じた、町民選出委員37名・行政選出委員21名の58名からなる「第6次斜里町総合計画策定委員会」は、従来の審議会方式とは異なり、行政素案がないゼロからのスタートであり、当初予定を大幅に超える1年余の長期間にわたる議論を重ね、本日第6次斜里町総合計画の基本構想と基本計画を提言する運びとなりました。

平成21年11月、町職員による「斜里町まちづくり基本条例（仮称）職員研修会」を皮切りに、町民研修会やワークショップ、職員プロジェクトチーム会議などを経て、平成22年10月12日に町民20名による「斜里町まちづくり基本条例（仮称）をつくる会」がスタートし、記念すべき斜里町の新しいまちづくりチャレンジが始まりました。そして、約1年半に及ぶ会議の過程を、情報公開・共有、多彩な広報・PR、行政や議会との協働など、斜里町らしさを追求した活動により、「斜里町自治基本条例」が制定されました。

この自治基本条例で、総合的かつ、計画的な町政運営を図るため、策定が義務づけられた「第6次斜里町総合計画」が、自治基本条例の精神である、まちづくりの主役・主体となる町民と、行政職員が協働して取り組む最初の大仕事になったことは、大きな意義があります。町民がまちづくりの主役・主体となるためには、まちを知ることから始め、自ら考え、責任をもって行動するという自覚を持ち、自分のまちは自分でつくり、治めるという自治意識を高めるまで、大変な時間がかかります。これからは、そうした丁寧なまちづくりをしていくことになります。多くの町民が、自分のまちが「住みよいまち、住み続けられるまち」になるために、それぞれの立場で考え、行動していくことが求められます。

少子・高齢社会はますます進行し、人口減少によるまちの活力減退も危惧され、先行きの予測が難しい時代になりました。これからのまちづくりは、「選択と集中」が大事になります。私たちは、何を選び何をあきらめるのか、自ら判断しなければなりません。誰もが、安心して住み続けられるまちを目指して、大胆な発想も必要になると考えます。

幸い、私たちのまちは、農業・漁業の基盤が強く、世界自然遺産知床を擁する観光業と合わせ、他に類を見ない産業・資源に恵まれています。私たちの知恵によって、まだまだ成長できる要素がたくさんあります。効果的・効率的な行財政運営とともに、持続可能なまちづくりを進めて行くことが重要になります。

今回の総合計画策定委員は、町民委員・行政委員とも年齢が若く、将来に明るい希望を見ることができます。これからのまちづくりを担う若い世代が、着実に増えていくことは、頼もしい限りです。まちづくりを進めながら、子どもや若い世代を育てる「人づくり」をすることも、これからの課題です。

この提言書は、行政職員だけでなく、町民にもわかるように「シンプルで、誰にでもわかりやすい」ことを心がけました。町民が主役・主体となったまちづくりの具現化のために、進行管理についても、町民がかかわるシステムを構築していくことが必要と考えます。「住みよいまちの実現」のために、行政案の検討にあたり、私たちの議論の経過や思いを踏まえ、提言内容を最大限に尊重していただくことを願い、この提言書を提出します。

平成25年12月 4日

第6次斜里町総合計画策定委員会委員一同

2 斜里町総合計画策定委員会設置条例

平成 24 年 10 月 17 日

条例第 27 号

(設置)

第 1 条 斜里町の総合計画を策定するため、斜里町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、町長の総合計画策定調査の求めに応じ、委員自らが調査・研究し協議の上、次の事項についての調査結果を町長に提言するものとする。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画

(組織)

第 3 条 委員会は委員 100 名以内をもって組織し、その委員は次のものをもって構成し、必要のつど町長が委嘱する。

- (1) 町民からの公募委員
- (2) 町長が指名する団体の推薦委員
- (3) 行政委員

2 委員の任期は、当該所管事項が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 名を置く。

第 5 条 委員長及び副委員長は、委員会においてこれを選任する。

- 2 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代理する。

(部会)

第 6 条 委員会に部門別の事項を調査・研究し協議するため、部会を設置することができる。

- 2 部会の担当分野及び委員配置については、委員長が委員会に諮り定めるものとする。

第 7 条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、各 1 名とし、部会委員の互選とする。

(会議の招集)

第 8 条 委員会は町長から求めがあったとき、又は委員長が必要と認めたときに、委員長が会議を招集する。

- 2 部会は、町長又は委員長の要請により部会長が招集する。
- 3 会議は公開するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第 9 条 委員会の各委員の報酬及びその職務を行うために要する費用の支給は、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年条例第 2 号）の例による。

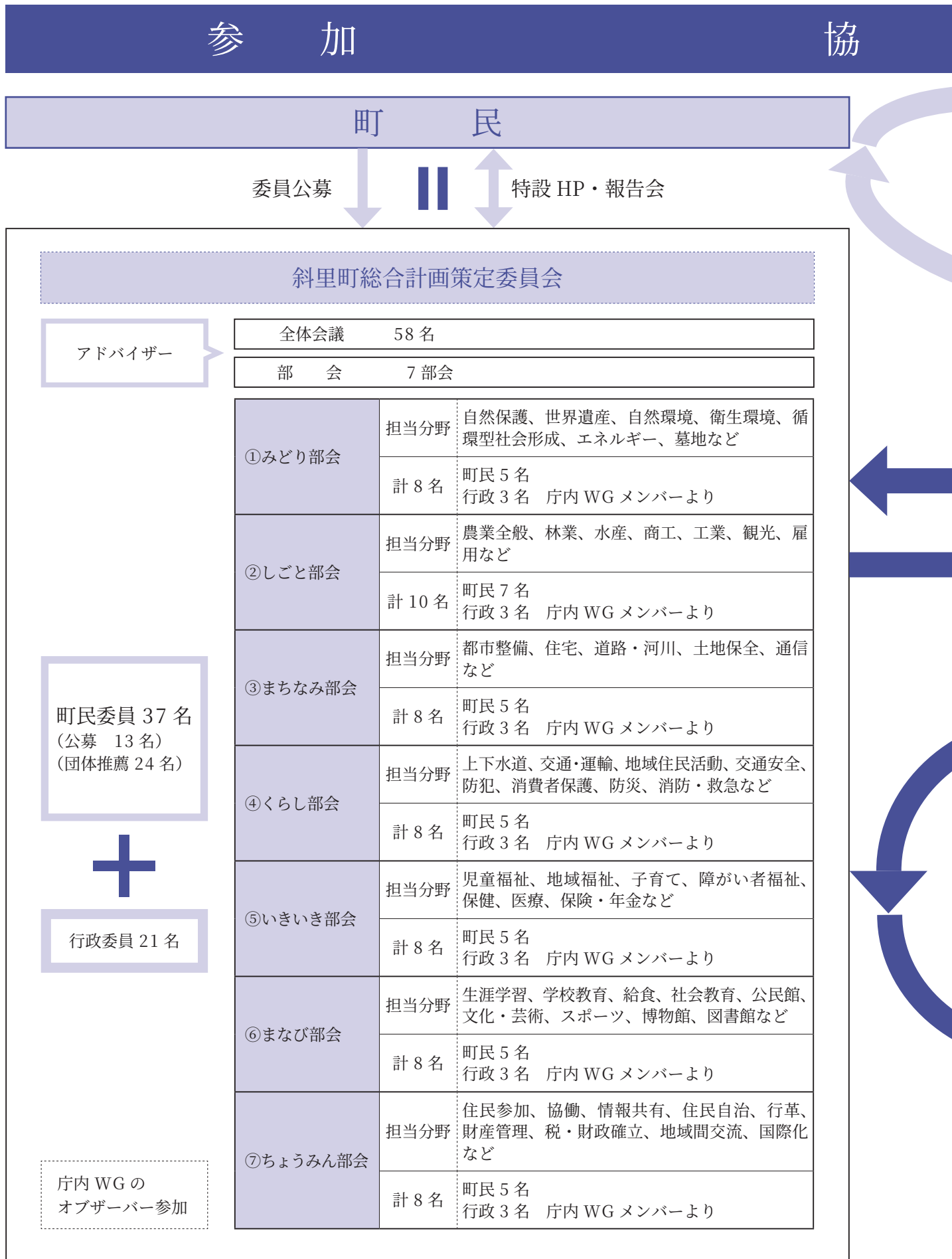
(委任)

第 10 条 この条例で定めるもののほか、委員会の運営についての必要な事項は、委員会に諮ってこれを定める。

附 則

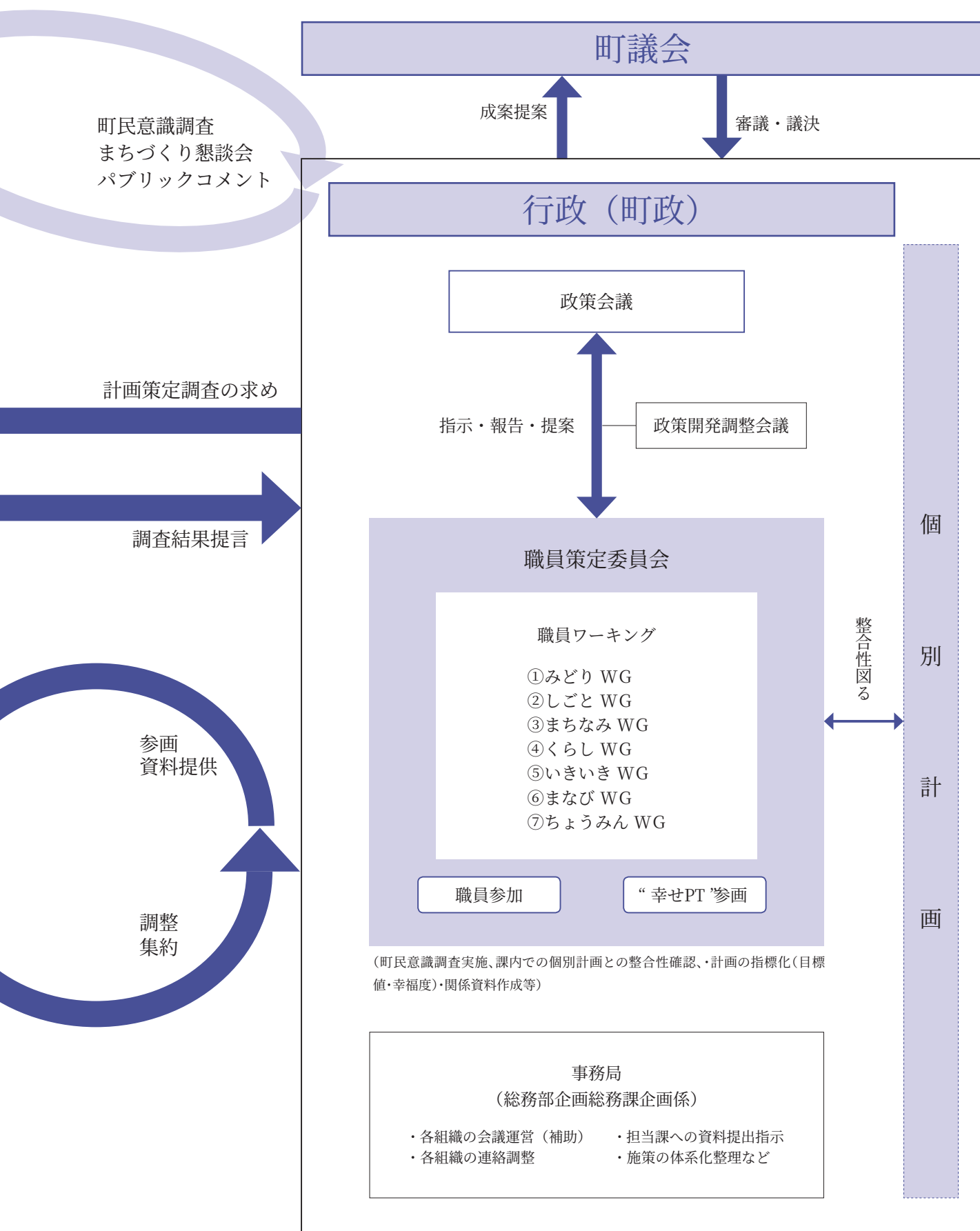
この条例は、公布の日から施行する。

3 第6次斜里町総合計画 策定体制



働

情報共有



4 第6次斜里町総合計画策定委員会 策定委員名簿

区分		No	委 員 名	参 加 会 議							備 考
				全体会議	部会長会議	各 部 会					
						①みどり	②しごと	③まちなみ	④くらし	⑤いきいき	
公募委員	1	木村 憲	○						○		
	2	中田 尊徳	○		◎						みどり副部会長
	3	門間 哲也	◎	◎				○			全体副委員長
	4	下山 誠	○	○	◎						みどり部会長
	5	穴倉 勝也	○							○	
	6	森 辰雄	○					○			
	7	元木 誠二	○	○			◎				まちなみ部会長
	8	七條 哲也	○		○						
	9	長島 功太郎	○			○					
	10	工藤 功治	○			○					
	11	小暮 千秋	○						○		
	12	佐竹 要	○							○	
	13	横山 太郎	○				○				
町民委員	14	小野 丈夫	○			◎					斜里町農業協同組合、しごと副部会長
	15	越後屋信宏	○				○				斜里第一漁業協同組合
	16	野澤 敏雄	○			○					ウトロ漁業協同組合
	17	高橋 秀典	○	○		◎					斜里町商工会、しごと部会長
	18	藤枝 靖	○			○					知床斜里町観光協会
	19	武山 俊一	○	○						◎	斜里町自治会連合会、ちょうみん部会長
	20	藤谷 佐智子	○					○			斜里町自治会連合会女性部会
	21	椿原 祥輔	○					○			斜里町消費者協会
	22	梅村 真由美	○	○					◎		斜里町社会福祉協議会、いきいき部会長
	23	尾形 康明	○						○		斜里福祉会
	24	原 勝義	○						◎		斜里町民生児童委員協議会、いきいき副部会長
	25	大西 章	○				○				斜里町老人クラブ連合会
	26	寺山 元	○			○					知床財団
	27	上元 武志	○							○	斜里町文化連盟
	28	佐々木妃佐子	○							◎	斜里町体育協会、ちょうみん副部会長
	推薦委員	29	室井 祐司	○							◎
		西村 榮基	○							◎	斜里町校長会、まなび副部会長【H25.4.1 から】

◎は全体委員長・副委員長、各部会長・副部会長を表す

区分		No	委 員 名	参 加 会 議								備 考	
				全体会議	部会長会議	各 部 会							
						① みどり	② しごと	③ まちなみ	④ くらし	⑤ いきいき	⑥ まなび		⑦ ちようみん
町民委員	推薦員	30	近藤 将人	○	○						◎	斜里町 PTA 連合会、まなび部会長	
		31	三浦 勝利	◎	◎							○	斜里町まちづくり基本条例(仮称)をつくる会、全体委員長
		32	小川 佳彦	○								○	しれとこ・ウトロフォーラム 21
		33	戎居 桂三	○	○				◎				斜里青年会議所、くらし部会長
		34	水見 克博	○		○							斜里地区連合会
		35	村上 ひろ美	○		○							斜里町農業協同組合 女性部
		36	木村 恵子	○					◎				斜里第一漁業協同組合 女性部、まちなみ副部会長
		37	澤田 正弘	○						○			斜里町商工会 青年部
行政委員	38	岡田 秀明	○		○							環境課長	
	39	佐々木剛志	○		○							環境課 生活環境係長	
	40	高橋 誠司	○		○							環境課 自然環境係長	
	41	阿部 公男	○			○						商工観光課長（当時）	
	42	村上 和志	○			○						農務課 農政係長（当時）	
	43	森 高志	○			○						水産林務課 水産係長	
	44	荒木 敏則	○				○					建設課長	
	45	江本 真也	○				○					建設課 建設係長	
	46	湯浅 浩司	○				○					建設課 管理係	
	47	百々 典男	○					○				住民生活課長（当時）	
	48	榎本 竜二	○					○				水道課長	
	49	高橋 佳宏	○					◎				住民生活課 医療年金係長（当時）、くらし副部会長	
	50	馬場 龍哉	○									こども支援課長（当時）【25.3.31 まで】	
		高橋 正志	○							○		農業委員会事務局長【H25.4.1 から】	
	51	丸子 義明	○							○		斜里地域子ども通園センター長	
	52	菊池 勲	○							○		保健福祉課 福祉担当主幹（当時）	
	53	午来 準一	○									生涯学習課長（当時）【H25.3.31 まで】	
		鹿野 能準	○								○	生涯学習課長【H25.4.1 から】	
	54	松田 功	○								○	博物館 学芸主幹	
	55	武智 良	○								○	公民館 体育振興係長	
56	清水 雅夫	○									○	税務課長（当時）	
57	塚田 勝昭	○									○	財政課長	
58	南出 康弘	○									○	企画総務課 総務係長（当時）	
				58	9	8	10	8	8	8	8	8	

5 第6次斜里町総合計画策定経過

年	月	日	内 容
全体会議			
24	11	30	第1回全体会議
25	1	23	第2回全体会議
	2	7	町民研修会
	4	23	第3回全体会議
	12	4	第4回全体会議
部会長会議			
24	12	26	第1回部会長会議
25	2	7	第2回部会長会議
		26	第3回部会長会議
	4	9	第4回部会長会議
	5	14	第5回部会長会議
		30	第6回部会長会議
	6	7	第7回部会長会議
	7	5	第8回部会長会議
	8	7	第9回部会長会議
		30	第10回部会長会議
	9	12	第11回部会長会議
		26	第12回部会長会議
	10	17	第13回部会長会議
	11	11	第14回部会長会議
		25	第15回部会長会議
	12	2	第16回部会長会議
みどり部会			
25	1	23	第1回みどり部会
	2	18	第2回みどり部会
	3	12	第3回みどり部会
		25	第4回みどり部会
	4	10	第5回みどり部会
		24	第6回みどり部会
	5	7	第7回みどり部会
		22	第8回みどり部会
	6	5	第9回みどり部会
		28	第10回みどり部会
	7	22	第11回みどり部会
	9	10	第12回みどり部会
	10	15	第13回みどり部会
	11	27	第14回みどり部会
しごと部会			
25	1	23	第1回しごと部会
	2	14	第2回しごと部会
	3	6	第3回しごと部会

年	月	日	内 容
		29	第4回しごと部会
	4	30	第5回しごと部会
	5	13	第6回しごと部会
		24	第7回しごと部会
		28	第8回しごと部会
	6	20	第9回しごと部会
		27	第10回しごと部会
	7	4	第11回しごと部会
		11	第12回しごと部会
		31	第13回しごと部会
	8	2	第14回しごと部会
	9	5	第15回しごと部会
		30	第16回しごと部会
	10	10	第17回しごと部会
	11	6	第18回しごと部会
		26	第19回しごと部会
まちなみ部会			
25	1	23	第1回まちなみ部会
	2	19	第2回まちなみ部会
	3	5	第3回まちなみ部会
		12	第4回まちなみ部会
		21	第5回まちなみ部会
	4	16	第6回まちなみ部会
	5	23	第7回まちなみ部会
		31	第8回まちなみ部会
	6	26	第9回まちなみ部会
	7	18	第10回まちなみ部会
	8	6	第11回まちなみ部会
		20	第12回まちなみ部会
		28	第13回まちなみ部会
	9	11	第14回まちなみ部会
くらし部会			
25	1	23	第1回くらし部会
	2	13	第2回くらし部会
		27	第3回くらし部会
	3	25	第4回くらし部会
	4	17	第5回くらし部会
		23	第6回くらし部会
	5	13	第7回くらし部会
		27	第8回くらし部会
	6	5	第9回くらし部会
	7	1	第10回くらし部会

年	月	日	内 容
	8	2	第 11 回くらし部会
		23	第 12 回くらし部会
	9	25	第 13 回くらし部会
	10	8	第 14 回くらし部会
	11	28	第 15 回くらし部会
いきいき部会			
25	1	23	第 1 回いきいき部会
	2	14	第 2 回いきいき部会
		21	第 3 回いきいき部会
	3	8	第 4 回いきいき部会
		21	第 5 回いきいき部会
	4	4	第 6 回いきいき部会
		18	第 7 回いきいき部会
	5	2	第 8 回いきいき部会
		16	第 9 回いきいき部会
	6	6	第 10 回いきいき部会
		27	第 11 回いきいき部会
	7	8	第 12 回いきいき部会
		31	第 13 回いきいき部会
	8	8	第 14 回いきいき部会
	9	17	第 15 回いきいき部会
	11	28	第 16 回いきいき部会
まなび部会			
25	1	23	第 1 回まなび部会
	2	14	第 2 回まなび部会
		20	第 3 回まなび部会
	3	6	第 4 回まなび部会
		21	第 5 回まなび部会
	4	10	第 6 回まなび部会
		23	第 7 回まなび部会
		24	第 8 回まなび部会
	5	15	第 9 回まなび部会
		22	第 10 回まなび部会
		29	第 11 回まなび部会
	6	26	第 12 回まなび部会
	8	13	第 13 回まなび部会
		22	第 14 回まなび部会
		29	第 15 回まなび部会
	9	11	第 16 回まなび部会
		18	第 17 回まなび部会
	10	11	第 18 回まなび部会
	11	29	第 19 回まなび部会
ちょうみん部会			
25	1	23	第 1 回ちょうみん部会
	2	13	第 2 回ちょうみん部会

年	月	日	内 容
		27	第 3 回ちょうみん部会
	3	7	第 4 回ちょうみん部会
		19	第 5 回ちょうみん部会
		29	第 6 回ちょうみん部会
	4	12	第 7 回ちょうみん部会
		23	第 8 回ちょうみん部会
	5	10	第 9 回ちょうみん部会
		20	第 10 回ちょうみん部会
	6	5	第 11 回ちょうみん部会
		22	第 12 回ちょうみん部会
	7	2	第 13 回ちょうみん部会
		8	第 14 回ちょうみん部会
		17	第 15 回ちょうみん部会
		24	第 16 回ちょうみん部会
	8	14	第 17 回ちょうみん部会
	10	8	第 18 回ちょうみん部会
	11	27	第 19 回ちょうみん部会

平成 24 年度 斜里町民アンケート調査

(1) 調査目的

斜里町自治基本条例の理念に基づき、行政運営やまちづくりに対する斜里町民の現状評価と将来意向などを把握し、第 6 次斜里町総合計画を策定するにあたっての基礎資料とすることを目的とする。また、町民幸福度の調査研究に関し、調査手法の予備調査を兼ねることを目的とする。

(2) 調査対象

平成 25 年 2 月 28 日に斜里町の住民基本台帳に登録されていた 18 歳以上の町民 10,697 人のうち、無作為抽出した 1,500 人を調査対象とした。

(3) 調査方法・期日

- ・郵送配布・郵送回収(但し、一部は直接配布・郵送回収)
- ・調査票の配布：平成 25 年 3 月 15 日～ 3 月 19 日
- ・調査票の回収：平成 25 年 3 月 18 日～ 4 月 15 日

(4) 調査票の回収結果

- ・配布数：1,500 票
- ・回収数：793 票
- ・回収率：52.9%

6 第6次斜里町総合計画（案）に関する意見公募の結果

1. 意見公募手続（パブリックコメント）の実施状況

（1）募集期間 平成25年12月27日（金）～平成26年1月15日（水）

（2）意見の応募者数 7件（4個人、3団体）

（3）意見数 16件

（内訳）

項 目	意見数
IV. 基本計画	15
基本施策 2-1-1：産業基盤整備の推進	(2)
基本施策 5-4-1：子育て支援の充実 基本施策 5-4-2：保育の充実	(11)
基本施策 6-1-2：教育環境の向上	(1)
基本施策 6-3-4：自然と歴史を守り、学ぶ博物館活動の推進	(1)
その他	1

2. 実施結果

すべて原案どおりとした

7 第6次斜里町総合計画審査特別委員会

議会議決

議案第2号

第6次斜里町総合計画について

斜里町自治基本条例（平成24年12月17日条例第28号）第12条の規定により、第6次斜里町総合計画を別冊のとおり定める。

平成26年1月28日提出

斜里町長 馬 場 隆

（平成26年1月28日総合計画審査特別委員会付託）

（平成26年6月18日可決成立）

平成 26 年 6 月 11 日

斜里町議会議員 木 村 耕一郎 様

総合計画審査特別委員会
委員長 阿 部 美喜男

特別委員会調査報告書

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果、別紙のとおり決定したので、斜里町議会会議規則第 76 条の規定により報告します。

1 付託審査事件 平成 26 年議案第 2 号 第 6 次斜里町総合計画について

2 審査の実施

(特別委員会)

- ・第 1 回 平成 26 年 1 月 28 日 (火) (正副委員長選出)
- ・第 2 回 平成 26 年 1 月 28 日 (火) (審査の分担等の確認)
- ・第 3 回 平成 26 年 2 月 10 日 (月) (基本構想の審議)
- ・第 4 回 平成 26 年 3 月 19 日 (水) (参考人招致 公益財団法人知床自然大学院大学設立
財団代表)
- ・第 5 回 平成 26 年 5 月 27 日 (火) (小委員会審査結果報告、まとめ)
- ・第 6 回 平成 26 年 5 月 27 日 (火) (まとめ)

(第 1 小委員会)

- ・第 1 回 平成 26 年 2 月 28 日 (金) (審議日程等確認、「みどり」の一部審査)
- ・第 2 回 平成 26 年 3 月 19 日 (水) (「くらし」の審査)
- ・第 3 回 平成 26 年 4 月 10 日 (木) (「みどり」の一部、「まなび」の審査)
- ・第 4 回 平成 26 年 4 月 15 日 (火) (「ちょうみん」の審査)
- ・第 5 回 平成 26 年 4 月 23 日 (水) (参考人招致 総合計画策定委員会委員長・副委員長、
まとめ)

(第 2 小委員会)

- ・第 1 回 平成 26 年 2 月 28 日 (金) (審議の進め方、日程確認、「しごと」の審査)
- ・第 2 回 平成 26 年 3 月 19 日 (水) (「まちなみ」の審査)
- ・第 3 回 平成 26 年 4 月 18 日 (金) (「くらし」の審査、「いきいき」の一部審査)
- ・第 4 回 平成 26 年 4 月 25 日 (金) (「いきいき」の一部審査、まとめ)

◎特別委員会開催 6 回・小委員会開催 9 回

3 調査の結果

平成 26 年議案第 2 号を別紙のとおり一部修正すべきと決した。

第 6 次斜里町総合計画修正案

項目及び施策名	修正箇所	原案	修正案
P41 みどり 1-1-1 自然環境の保全と適正利用の推進	現状と課題 17、18 行目	多くの支援と次世代を担う人の育成が求められています。	多くの支援を必要としています。 また、新たな知床の未来を築くための研修施設、高等教育機関等との連携と活用が求められています。
P45 みどり 1-2-2 ごみの減量・資源化の推進	現状と課題 2 行目	天然資源の使用を抑制し	
P124 ちょうみん 7-1-2 町民参加と協働の推進	現状と課題 10、11 行目 12 行目	即ち「町政に関心はあっても人任せ」という実態があらかになりました。 この実態を	 この現況を

斜里町総合計画審査特別委員

斜里町総合計画審査特別委員会

平成 26 年 1 月 28 日設置

委員長 阿部 美喜男
副委員長 久保 耕一郎、須田 修一郎

第 1 小委員会

委員長 久保 耕一郎
副委員長 金盛 典夫
委員 久野 聖一
宮内 知英
小笠原 宏美
櫻井 あけみ
桂田 鉄三

第 2 小委員会

委員長 須田 修一郎
委員 海道 徹
今井 千春
佐々木 健祐
阿部 美喜男
神田 和夫

8 用語解説

インフラ…………… 014
基盤。

エコツーリズム…………… 055
自然環境や歴史文化を体験しながら学ぶとともに、その保全にも責任をもつ観光のあり方。

クラウド…………… 015
データを自分のパソコンや携帯端末などではなく、インターネット上に保存する使い方。

グリーンツーリズム…………… 055
農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動。

グローバル…………… 006
世界的な規模であるさま。国境を越えて、地球全体にかかわるさま。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）…………… 092
新薬としての特許が切れた後、同じ有効成分を使って別の会社が開発した薬。

コントラクター…………… 058
農業従事者の高齢化や担い手不足が進展する中で、経営体の労力負担軽減や、機械・施設投資の抑制などによる経営の安定化を図るため、農産物の収穫や耕起等の農作業の請負等を行う組織。

斜里町移動等円滑化構造基準…………… 066
国が全国一律で定めている整備基準を参酌し、町の実情に応じて、道路構造等のバリアフリー化に関する構造基準について定めた町独自の基準。

新興国…………… 015
投資や貿易が盛んになり、急速に経済成長を続けている国。

ソーシャルネットワーキングサービス…………… 015
インターネット上で友人間のコミュニケーションを行うサービス。略称 SNS。2003 年にアメリカで始まった。会員制で、友人を介して新たな友人関係を広げることができ、同じ趣味などの人と知り合いになりやすい。

端緒（たんしょ）…………… 015
いとぐち。手がかり。

チームティーチング…………… 106
①数名の教師がチームを作り、複数学級の生徒を弾力的にグループ分けしながら行う授業の形態。
②学級担当の教師が進める授業に、その教師とチームを組む他の教師が入り、生徒の習熟度などに合わせて担当教師を助力しつつ行う授業の形態。

地縁…………… 015
現在住んでいる土地や過去に住んでいた土地などによる縁（人間関係）のこと。

デジタルネイティブ世代…………… 015
生まれたとき、または物心がつく頃にはインターネットやパソコンなどが普及していた環境で育った世代。日本における商用インターネットは 1990 年代半ばより普及したため、おおむねこれ以降に生まれた世代を指す。

デジタル無線…………… 080
音声やデータをデジタル化し、赤外線や電波を使って送受信を行う通信のこと。

ニューツーリズム…………… 055

従来の旅行とは異なり旅行先での人や自然との触れ合いが重要視された新しいタイプの旅行。旅行会社が主導ではなく、地域の立場から特性を活かすことが一番であるため、地域活性化につながる新しい旅行の仕組みである。

バイオマス…………… 044

エネルギー源または化学・工業原料として利用される生物体。また、生物体をそのように利用すること。

ビッグデータ…………… 015

インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大量のデジタルデータを指す。

ファシリテーター…………… 124

例えば会議を行う場合、ファシリテーターは議事進行やセッティングなどを担当するが、会議中に自分の意見を述べたり自ら意思決定をすることはない。これにより、利害から離れた客観的な立場から適切なサポートを行い、団体のメンバーに主体性を持たせることができる。とされる。「調整役」「促進者」などと訳される。

ブロードバンド…………… 063

高速・大容量のデータ通信が実現するネットワークサービスのこと。

マイプランマイスタディー…………… 114

町民の多様化する学習要求に対応するため、町民が自主的に企画・運営・実施する学習活動に対して支援を行う事業。

流布…………… 091

世に広まること。広く世間に行き渡ること。

レファレンス…………… 117

日本語に訳すと「参考調査」あるいは「調査相談」など。一般的には、情報を求めている利用者に対して、図書館員が提供する個人的な支援のこと。

6次産業化…………… 056

農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取り組み。

ワーキングプア…………… 015

フルタイムで働いているが、生活保護水準以下の収入しか得られない人々のこと。賃金が安く生活の維持が困難な就労者層のこと。

ワークショップ…………… 124

さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場。

第 6 次斜里町総合計画

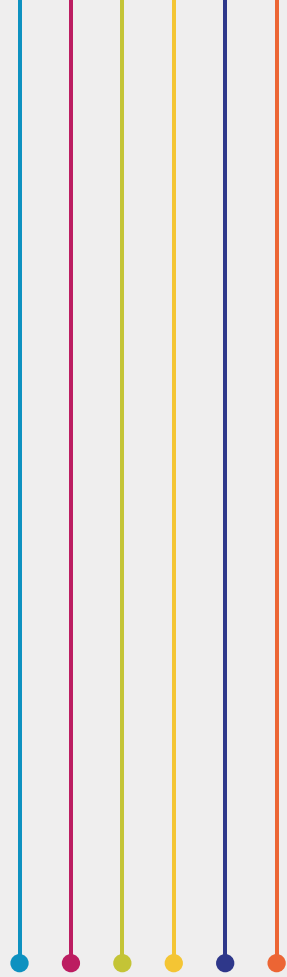
平成 26 年 6 月

発行・編集 斜里町総務部企画総務課

〒 099-4192 北海道斜里郡斜里町本町 12 番地

TEL 0152-23-3131 FAX 0152-23-4150

ホームページ <http://www.town.shari.hokkaido.jp/>



斜里町
